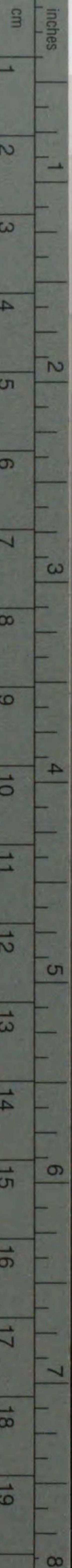


Kodak Gray Scale



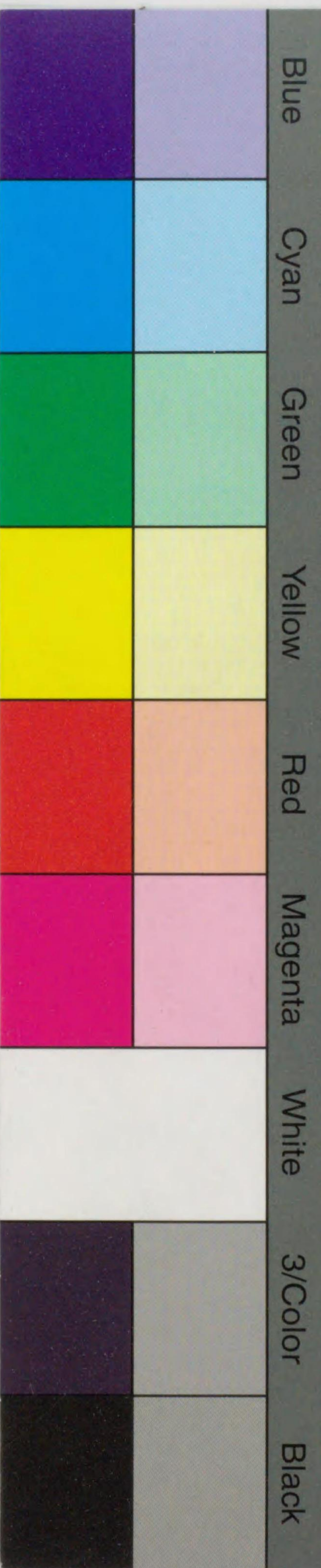
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19




Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



640
31

640-131
1200501566357



2208



補修

殉難錄稿

宮内省藏版

後篇



株式會社
吉川弘文館發行

640-131

補修 殉難錄稿後篇

目次

卷之四十二

江戸薩州藩邸

篠崎彦次郎——立花 直記——關 太郎——柴山 良助——白石彌左衛門——堤龜太郎

——竹内 雅春外四十貳人

兒玉雄一郎

櫻 國輔 松田 正雄 小川 香魚

野州出流山

竹内 啓 會澤 元輔 西山 尙義

修補殉難錄稿後篇目次

古川山文館發行

卷之四十三

常田與一郎 三木鉦之助外四人 川田 太郎 鈴木長五郎 町田吉太郎
 龜山常右衛門 古橋又左衛門 齋藤 泰藏外七人 高橋 亘 大谷 國次
 龜山 廣吉 金子 文藏 安達幸太郎 赤尾清三郎 八木要次郎 大芝宗十郎
 萩原彖太郎 神山金次郎 若林 定吉 大塚 鼎作 大島馬之助 大森 玉吉
 荒川 藤吉 安東竹之助 羽鳥 龍三 神山彦太郎 津布久久次郎 久保田彌吉
 島定右衛門 市川 平吉 福地吉五郎 大竹市太郎 高實子縫之助外廿一人

卷之四十四

土州

武市 小楯

卷之四十五

平井 義比

卷之四十六

間崎 則弘 弘瀬 年定
 島村 重險 小畑 正路
 岡田 宜振 村田 克昌 久松 重治 岡本 正明
 田内 茂稔

卷之四十七

清岡 成章 清岡 正道 近藤 爲美 新井 義正 木下 秀定 木下 舜正
 宮田 能格 豐永 方銳 宮田 致信 柏原 義勝 須賀 義氏 千屋 孝樹
 安岡 忠房 田中 維清 寺尾 良利 橫山 正利 岡松 正直 小川 好雄
 檜垣 正休 川島 友利 柏原 信卿 吉本 元枝 宮地 利涉

卷之四十八

池 定勝 田所 恒誠 安岡 安平 掛橋 吉長 中島 清渺 宮地 正覺
 小松 樂盛 小松 勇道 桑原 政伸 坂本 瀨平 豐永 高道

大利 正樹
千屋 孝成 井原 徳道 島 義親

卷之四十九

川瀬 定 同 幸
松林 漸
甲斐 重教 甲斐 重達
大久保一貫
松田 和孝

卷之五十

豊田 美稻
井汲 貫
僧 胤康
曲直瀬道策

宮永 正純
富小路任節

卷之五十一

丹羽 正雄
河村 季興
有村 兼武
日下部裕之進
長谷川秀雄
木村 聿
西川 易直
井村 盤靱
深野 成久
松井 中務
岩名 廉徳

境野 意英

山田 嘉郁

河原 資多 戶次 鑑繁 淵上 祐利

平田 達弘——同 尙行

安藤 正勝 藤崎 楯彦

卷之五十二

吉見 直政

山岡 次功

露木 成親

原田 種方

高橋 清臣

長 黃

石城 義臣

卷之五十三

清川 正明

卷之五十四

坂本 直柔

卷之五十五

中岡 道正

附錄

僧 月性

唐崎 士愛

藤田 一正、藤田 彪 戶田 忠敬

坂本 俊豈

村田 清風 船越 守愚

齋藤 三平

蓮田 信成——信太 義正 梶 安正外十餘人

八尾 正明

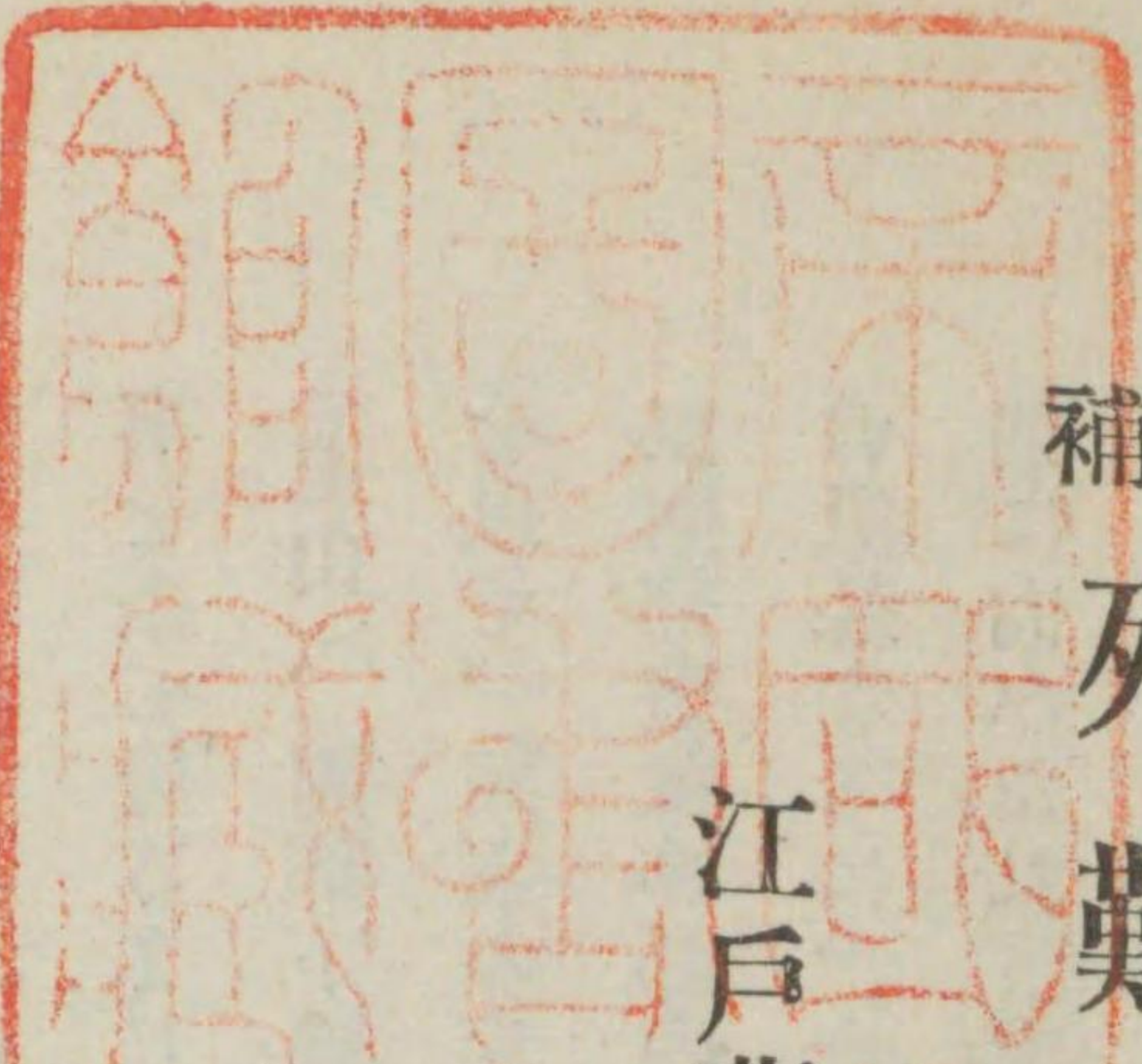
吉田 正實 伊藤總兵衛

修補殉難錄稿後編目次終

修補殉難錄稿卷之四十二

江戸薩州藩邸

- 篠崎彦次郎 立花直記 關太郎
- 柴山良助 白石彌左衛門 堤龜太郎
- 竹内雅春 外四十貳人



慶應の末年に當り、江戸にありける薩摩の藩士、三田の本邸に據りて、諸方の浪士を集め、近國の有志者と聲息を通じ、一舉して幕府を倒し、攘夷の功を奏せんとの大謀を企てしも、其事破れて多くは斬殺にあひたる一事件あり。これぞ伏見鳥羽の戦争を惹起し、導火となりけるとかや。今其子細をたづぬるに、其ころ大將軍徳川家茂大阪にて薨じ、一橋慶喜其後を繼ぎしかど、幕府の威勢は日に月に衰微して、統治の権力を失ひ、秕政も少からず。剩へ、外國人一方ならず跋扈を極めければ、有志の浪士等これを憤り、いかで膺懲の師を起し、先帝の勅旨を奉行せんものと思ひ定めて、諸方より江戸に集まり來るもの多し。慶應三年の冬、薩藩の士伊牟田尙平、益滿休之助等、努めて其浪士を三田

の邸に招き寄せけるに、殆ど五百餘人に及びたり。其重なる人々は、相樂總三、水原次郎、權田直助、會澤元輔、竹内啓、西山謙之助等の諸士なりき。さて先づ事を擧ぐるの手段として、其浪士のうちより、會澤、竹内等を下野に遣し、同國の出流山に據りて、近傍の有志を糾合せしめ、又上野、甲斐の國々にも、人數を繰出して應援をなさしめんと謀る。然るに三田の邸に集まりたる浪士等、兵食を充實せんとの用意よりして、處々にて資財を取集め、剩へ、市民に對して、頗る粗暴の振舞ありしかば、幕府に於て大に怒り、いでうち懲さばやと待構へたる折しも、十二月廿三日の夜、俄に江戸城の火災ありしうへ、市中取締役なる酒井左衛門尉の屯營に、發砲して狼藉を働さしものあり。これ皆彼邸に集まり居る浪士の所行なりといふのみならず、彼等は總野二州の浪士と謀じ合せて、一方ならざる大事を企て居るよしさへ聞えければ、今は寸時も捨置きがたしとて、酒井左衛門尉(莊内)、松平山城守(上山)、間部下總守(鯖江)、大岡主膳正(岩槻)に命じて、遂に擊拂ふ事と爲り、同月廿五日の拂曉を以て、四家の兵三田に向ひて繰出し、四方より其邸を取圍み、先づ談判を試みんとて、酒井家の重臣阿部豐藏等邸内に入りて、留守居添役關太郎、及び柴山良助に應對して、近來浪士の所行一方ならぬ亂暴なるに、貴邸に於て其浪士どもを、漫に留め置かるゝこと甚だ其意を得ず。今上意に依りて召捕に向ひたれば、早速引渡しありたしと談じけるに、關、柴山の兩人、さるものは一人も邸内に居らずとのみ答へて、更に引渡すべき様なければ、最早これまでと手詰の談判に及びしも、遂に要領を得

ざりしかば、忽ち事破れ、幕府方にて打入れとの號令を下すや。上山、鯖江の兵は、邸の西南より、莊内の兵は、東北西の三方より押寄せて攻めかゝりしに、邸内にも素より氣早の武士のみなれば、我先きにとこれに應戰し、互に勝負を争ひしうち、寄手にて西北の土塀をうち破りたり、折から内より火や放ちけん、黒烟を噴出し、見る間に邸内一圓の猛火となりて、烟焰天を焦し、彈丸は雨の如く其勢すさまじかり、藩邸方死力を盡して拒ぎ戦ひしかど、つひに守ること能はざるを察し、乃ち隊伍を整へ、鬨聲一發、突進して圍の一方をきり破り、血路を開きて芝の田町邊に立出でしが、烈しく追手に迫られければ、途中の町家に放火し、追路を塞ぎて品川迄遁げ去りぬ。此時味方にて戦死し、または捕はれて殺されたるもの五十餘人に及びしといふ。かくて品川に遁げ去りたる伊牟田、水原等三十餘人は、端艇に取乗りて、品川沖にかゝれる薩州の汽船胡蝶丸といふに漕寄せ、今や出帆せんとせし處へ、幕府の軍艦回陽丸追かけ來りて、頻に砲丸を打かけぬ。こなたは小船なれば、とかくに抵抗すること叶はず。暫く息を斂めて應戰せざりしに、彼は頻に迫りて打沈めんとしたれば、今は猶豫ならずと、人々死を決し、突然進みて發砲せしに、如何なる譯にかありけん。彼艦は急に船首を轉じ、黒烟を吹き立て、一散に馳せ去れり。是に於て我船は虎口を遁れて、下田より遠州洋にさしかゝりしに、俄に暴風に出逢ひしも、幸に廿七日に至り、風浪収まりしかば、辛うじて紀州熊野浦にこぎつく事を得たり。伊牟田、水原等は、やがて此より上陸し、伊勢、大和の諸國を過ぎ、遂に京都に入らん

とせしに、鳥羽、伏見の戦争最中なれば、更に路を轉じて間道を経、やうやく薩軍の陣營に入りしといふ。こは慶應四年正月四日の事なりき。或は云ふ。此事の起りは、西郷隆盛が伊牟田、益満の兩人に秘旨を授け、江戸にて戦端を開かしたるなりと。これより先、品川に於て瀛船に乗り後れたる一隊の人々は、船を引返して羽田に上陸し、程なく四方に散亂し、或は京都を指して登るあり、或は甲州を志して立出るもありたり。其うち松田、小川等は、川越近傍に於て相果てぬ。また其以前出流山に據りて事を擧げんとせし諸士も、敗軍して無慘の最後を遂げたれば、其傳は松田、小川等と共に別に記すべし。薩州邸にて戦死したるもの、姓名は、

留守居役	篠崎彦次郎
伽役兼醫師	竹内雅春
留守居添役	立花直記
同	關太郎
留守方筆史	脇田市郎
目付役	兒玉雄一郎
留守居添役	柴山良助
胡蝶丸船長	白石彌左衛門

中	小	姓	堤	龜太郎
表	御	小	姓	堤彦太郎
留守居添役				西村喜作
表	御	小	姓	落合孫右衛門
同				同人妻
表	御	小	姓	半田謙吉
中	小	姓		日野友吉
同				天辰勇右衛門
同				同人妻
中	小	姓		黒田松榮
表	御	小	姓	花崎錦藏
同				齋藤八郎
同				上田宗次
御	神	政	掛	伊丹真悦
同				大熊喜悦

御廣敷當役	御廣敷番	御廣敷上番	表御小姓	御廣敷書役	中 小 姓	同	同	同	同	醫者	御廣敷番頭	附 士	同	同
中村傳作	富山善之助	同宗吉	久土目悅之進	山本達次郎	友野吉太郎	岩崎岩次郎	山本傳五郎	大崎米次郎	富永玄安	千頭湊	山下總右衛門	大崎莊八	内藤英助	

足	同	同	從	同	同	同	同	同	同	同	同	從	卒	同					
輕	大崎猪之助	手塚莊之進	中村覺左衛門	野元與太郎	岩元新次郎	谷山喜左衛門							龍太郎	次郎八	鹿次郎	勇七	甚八	次郎右衛門	安右衛門

合五十人

浪士 竹内光次郎
 同 山田兼三郎
 同 奥田元

宮林金藏は、水原次郎の部下にありしものなり。品川より汽船に乗じて、遁去らんとせるをり、幕府の軍艦より大砲を放ちて攻め立つ。金藏甲板上にありて其様子をうかゞひ居し處へ、不意に砲丸飛來りて、其一脚をうち碎き、遂にその夜落命せり。

兒玉雄一郎

兒玉雄一郎は、鹿兒島藩士喜藤太の長男なり。人と爲り方正嚴肅にして、情容なく戯言せず。こゝを以て、往々俗人に忌憚られしとなん。されど文學に通じ、亦武藝にも勝れしゆゑ、同輩の爲に推重せられぬ。初島津山城藩主齊宣三男が附小姓と爲り、後に其養子忠教につき従ひしに、安政の初、時の藩主齊彬の小姓役に轉ず。齊彬其文學あるを知りて、特に座右の書籍取扱を命じ、又藩士よりの建言書は勿論、藩主の密旨を受け、これを諸士に傳ふる等、機密の事にあづからしめたりとなん。齊彬薨じて後、また其嗣子忠義に仕へ、小納戸役に擢用せらる。折ふし幕府の大老井伊直弼が、大獄を起せることを聞き、藩内の壯士等之を憤り、就中大久保市藏、有村俊齋等、水戸の藩士と謀りて、京都守衛の兵を

出し、或は義舉の策を施さんなど、種々の議論を以て藩廳に迫りしも、藩吏依違して決著せざりしため、萬延元年の春に至り、市藏、俊齋等藩を脱して、竊になす所あらんとす。雄一郎竊に思ふやう、輕舉事を破らば、却て後難を國家に貽すの理なりと、乃ち同志と共に之を押とゞむれども、聽入るべき様なかりしかば、雄一郎やがて藩主に謁し、天下方今の形勢を述べ、次で先君の遺志を繼述し、藩内こぞりて王事に勤むべきの必要をも説きをはり、かゝる次第なれば、願はくは、君公此趣を以て、暴動せんとする壯士等を説諭し給はれと請ひたりしに、藩主も其言の至當なるに感じ、速に手書を下して、いと懇に告諭しければ、さしも血氣の壯士等も、其告諭に服し脱藩をやめ、謹て其命を奉ずべきの受書を上りて、漸く鎮靜に歸するに至りぬ。然るに、文久の初に至り、幕府の所置愈々暴戾の事のみ多かりければ、壯士輩又々激昂し、つひに押へ難き形勢に立至る。雄一郎其間にありて、藩主の實父和泉守久光に對面し、又々海内の形勢と志士の希望を述べ、上下懸隔の弊を除かれん事を懇請せしに、久光もげにもと思ひ、早速大久保及び堀仲左衛門等を面前に呼出して時事を諮詢し、又他の志士をも召して、廣く其意見を陳せしむる事となりぬ。抑も舊制を破り上下の情を通じ、嘉謀奇策を懷けるものは、職の高卑に拘らず、上陳せしめて、遂に尊王の大義を奉行するの端緒を開きしは、實に雄一郎が周旋に頼れりと云ふ。程なく讒者の言にかゝり、表方の役に出され、君側を離るゝこととなりぬ。されど猶國を憂ふるの志やまず、慶應三年、江戸三田藩邸にありて、大に周旋しつゝありしに、

十二月廿五日、幕府酒井左衛門尉等に命じ、遽に藩邸を攻め圍みければ、雄一郎やがて、同役關、柴山等と門前に出て、酒井氏の隊長某にあひ、問答數次に及び、少しも屈する様子なかりしかば、遂に幕兵のために拉せられて、傳馬町の獄に送られ、かしこに斬られて失せぬ。年は三十六なりしとかや。雄一郎嘗て藩主に奉りし建白書數通あり。今左の一通を掲ぐ。

封事第七

乍恐再度奉封書候。先度密々申上候愚考、經上覽御聽届被下候段奉伺、萬死ノ餘難有奉存候。又々申上候儀不奉恐上、不顧身分、踰等ノ罪奉恐入候得共、數百年來ノ御厚恩、剩サへ先度モ申上候通り、祖父以來別而奉被御惠澤、殊更

順聖院様殊遇ノ御德澤身ニ餘リ候得ハ、願ハ微身ヲ以忠信不欺ノ一道ニ抛テ、不備其職無其德者、不計其政不諫其君ノ古訓ヲ忘レ、萬死ノ罪ヲ犯シ奉リ、兼テ存慮ノ趣大略左ニ申上候。暫時ノ間譴怒ノ御忿ヲ御捨、寛宥ノ御仁慮ヲ以、得ト御覽被遊被下度奉願候。

一順聖院様御在世中、御德政御趣意ノ大略ハ、先度申上候通ニテ、當時ノ御急務ハ、右御趣意ノ外無他事候得者、堯舜臨于天下之道、武丁光武中興ノ業、自是シテ天下ノ人赫然ト奉仰候ハント奉存候處、未タ萬分一モ不被行ニ、半途ニシテ御逝去被遊候ハ、天下士民ノ不祥ニシテ、天運ノ令然處トハ奉存候得共、爲臣子者日夜號泣ノ外無他候。剩サへ

先君ノ尊體モ未タ不被爲冷中ニ、已ニ都テ奉廢其御政道、且又大小臣退役、或ハ轉役等被仰出、如何成過罪有之候哉、固不奉存候得共、右ノ者共皆

順聖院様御擢用ノ者ニテ、速ニ前條通被仰出候テハ、壹ニ

先君ノ明暗ヨリ、不善ノ人ヲ御擢用被遊候躰ニ被伺候。乍然

老公ノ御嚴命ヨリ被爲出候事トハ乍申、子トシテハ父ノ道ヲ不改、且子ハ爲父ニカクシ、父ハ爲子カクスノ聖訓モ何レニ候哉、又爲臣備其職候者、譬へ

老公ノ嚴命ニ有之候トモ、乍恐不慈ノ御事ヲ奉獎順候儀可有御座哉、其罪不遁者ト奉存候。其故ニ志士忠義ノ子ハ、皆懷憤鬱ノ情、竊ニ悲歎ノ涙ヲ流シ奉リ、愈

順聖院様ノ御德ヲ奉思慕、士氣モ一向進ミ不申、且又豪氣壯年ノ者共、世形リヲ恨ミ背キ、或ハ飲酒放逸、隨分是迄ハ豪氣有之候者モ、驟ニ流行卑下ノ歌ヲウタヒ、戲レ遊ヒニ日ヲ暮シ、昨年順聖院様御逝去後、纔未タ壹ケ年モ不過中ニ、風俗如此類敗ニ及ヒ候得ハ、今兩年モ過キ候ハ、又如何様相成リ可申哉、

順聖院様多年御配慮ノ御德ニ依リ、纔暫時ノ御世中漸々立直リ候様成立候處、右次第ニ罷成、幾回ニモ殘情之至奉存候。當時揚々トシテ威氣ヲマシ、潜ニ喜悅ヲ含ミ候者ハ、姦雄諂諛ノ賊臣、又ハ奸商或ハ富家ニシテ、義理ヲ知ラサル族ヨリ外無御座候。既ニ又權門勢家要路ノ御役人へ、賄賂

公然トシテ行レ候由承リ候得者、是ヨリ

朝廷ノ御選用黜陟ノ次第モ、都テ皆其最負因縁ヨリ不出ハ鮮ク候ハント奉_レ存候。已ニ昨年ヨリ御用捨有_レ之候人々ニヨリ推シ候得ハ、多クハ其象顯然トシテ相見ヘ、乍_レ恐慷慨此事ニ候。

先君ノ思召、堯舜ノ治、何レヨリシテ行レ可_レ申哉、當時

上様新ニ御家督相續被_レ遊候御事ニ候得者、萬事都テ、

老公ノ思召ヨリ被_レ爲_レ出、且大夫ノ計ラヒニ御任セ被_レ遊候御時節ト、乍_レ恐奉_レ伺候。乍_レ去已ニ三國

士民ノ父母ト被_レ爲_レ備候上ハ、何卒士民ノ情實ヲ能々御存シ被_レ遊、與_レ衆共樂、與_レ衆共憂玉フノ思

召被_レ爲_レ在、士民ノ飢寒ハ親ノ子ヲ愛シ憐ミ候様、切ニ被_レ思召候テ、若シ思召通り被_レ遊候儀、被_レ

爲_レ出來候御時節到來候者、第一

先君ノ御遺政ヲ被_レ爲_レ行、近ハ御先代

日新公御初、又

泰清院様

慈徳院様ノ御徳ヲ被_レ爲_レ繼、遠ハ堯舜三代ノ治ヲ、直ニ今日ノ御政道ニ被_レ爲_レ行候テ、再ヒ振_レ起士風、整_レ正教化、撫_レ育百姓、任_レ賢使能、野無_レ遺賢ノ御仁政ヲ被_レ爲_レ布候儀、愚臣ノ萬死ヲ冒シテ奉_レ願事ニ御座候。深ク御鑑省被_レ遊被_レ下度、恐レナカラ奉_レ願候。書云。天聰明惟聖時憲。惟臣欽若。惟民

從父。

一當時ハ殊更外夷覬覦ノ砌ニテ、其危キ事如累卵、然ルヲ柳營猥リニ通商ヲ許シ、上ハ

今上ヲ蔑ニシ奉リ、皇子ヲ初メ奉リ、上卿雲客ノ人々迄モ、或ハ押籠メ奉リ、或ハ隱遁ノ姿ニ飾

リヲ被_レ爲_レ落、浪人ヲモ召捕候事、其心底ハ早ヤ昔時ノ北條同然ニ候。乍_レ恐

今上皇帝ハ、誠ニ英明ノ

聖主ニテ、殊更逆鱗甚敷被_レ爲_レ入候由御座候得共、誰一人モ

國ニカヲ盡シ奉ル者無_レ之候故、右御次第ニ被_レ爲_レ在候由、有志ノ人々天下舉テ握リ齒ヲ噬バリ、若

シ壹人一方ノ諸候有志_レ于

王家者、思ヒ立事モ候ハ、ト、憤リヲ含ミ、攪涙イタスノ時ニ候得ハ、亂階早ヤ不_レ遠ト奉_レ存候。

順聖院様ニハ、右外夷ノ情實、且

皇國ノ人氣、

朝廷ノ

宸襟、營中ノ廟算、既ニ一致不_レ致候得者、必ス終ニ爭亂ノ端ト、豫メ御洞覽被_レ遊候故カ、此比ハ愈士氣ヲ御勵マシ、正_レ心術、審_レ義理、明_レ人倫、ノ學ヲ以テシ玉ヒ、或ハ武道ヲ進メ、陣法ヲ被_レ遊鍛練候テ、上下漸ク振起イタシ、諸道ヲ勵ミ候様罷成リ、

皇國中ニ御國程、武備ノ嚴ニシテ實用ニ相成候ハ無御座ト申觸候様罷成候處、前件通り纔時ニ罷成、誠以殘情ノ至奉存候。自古治ニ亂ヲ忘レスト申ス事ハ、今時ハ已ニ上下混亂、西夷ノ覬覦甚敷、既ニ目前ニ亂レント致ス事ヲ存シナカラ、愈非義ヲ行ヒ、居安思危ノ道ヲ忘レ、隨分治世安閑ト枕ヲ高シテ居候事、誠ニ頑愚ノ至リト奉存候。何卒

上様思召通り被爲出來候御時節、明日ニテモ被爲在候ハ、武王一ヒ怒テ天下ノ民ヲ安スルノ大勇ヲ被爲振、禮義廉耻ヲ以テ士氣ヲ御勵マシ、大義ヲ天下ニ被爲行度奉存候事(以下略ス)

櫻 國 輔

櫻國輔は、武藏國入間郡紺屋村の農民原正光が弟にて、幼名を三郎といふ。後自ら國輔と呼び、氏をも櫻と改めたり。父祖常に皇室の式微を嘆き、竊に興復の志ありしかば、國輔も其薰陶によりて、勤王の志厚かりしとぞ。幼きより日尾荆山に就きて文學を修め、また武事を勵み、日夜其業を研磨し、人に優れて上達す。慶應の末つ方、同志の士相樂總三、伊牟田尙平、西川練造等と互に往來して親しく交はり、遂にこの人々の勧めに依りて、三田なる薩摩の藩邸に入りしに、あげ用ひられて參謀となり、輜重長をも兼勤せしとなん。此時幕府の勢威、日増に衰替せるのみならず。其政事も正しからぬ事多かりければ、同志と相謀り、一大事を擧げんものと密議しけるに、幕吏之を探知して大に驚き、十

二月廿五日、諸家の人數を差圖して、四方よりかの藩邸を取圍みぬ。國輔等死力を奮ひて拒ぎ戦ひ、遂に大勢の中を切抜けて、東海道より路を轉じ、武藏の府中まで落延びしが、その途中にて隊を離れ、松田正雄、小川香魚と三人のみ打つれ、一たび故郷なる紺屋村に歸りて旅費を調べ、更に都に登らんものと、大膽にも官道を経て、所澤驛に指かゝりし折、幕府の偵卒岩藏といふ者これを認め、農兵をかり集めて、いそぎ其跡を追ひ來る。かくとも知らず國輔等、神谷といふ村にて、とある家に入り、食事の用意にかゝりしに、思ひもよらず、永井村の博徒新八、新三郎と呼べるもの、數十人の同類を率ゐ來りて、小銃を打掛け襲ひかゝりしも、難なくそれらを斬りはらひ、川越近き岸村まで落延びしに、川越藩は既に幕府より、逃散る浪士共を打捕へよとの命を受け、城下の入口に兵を配置し居たる事なれば、此報を聞くと否や、直に兵を繰出だし、かの農兵と前後より烈しく攻立てけるにぞ、からうじてこれを避け、しばし田間に息繼ぎ居たるに、又々敵兵近附き寄り、彈丸雨の如く飛來りて防ぐ力盡きたりければ、今はときつと覺悟を定め、國輔は民家の庭に跪き、もてる采配を前に置き、つひに腹を搔切りてうせぬ。年は二十五なりしとかや。

松 田 正 雄

松田正雄は、上野國小幡の藩士瀨興が弟なり。幼きより國典を學び、竊に斯道の興隆に心を注ぎ、又

武術をも好み、江戸に出て團野源之進がもとに寄寓し、ひたすら劍道を修行す。其ころかねて知る人の紹介により、相樂、竹内等とひとつに、薩摩の藩邸に出入せしが、竊に謀る所ありて、此際何とかして幕吏を激せしめ、事端を開かんものと、或は夜中隊卒を帥ゐて、府下の富豪を脅迫し、或は莊内藩の屯營に發砲する等、粗暴の舉動なしければ、藩吏果して之を怒り、遂に某々の藩主に命じ、四方より其藩邸を取圍みて打入りぬ。正雄等すなはち死力を盡して拒ぎ戦ふうち、邸内より火燃え出で、見る間に一團の火焰となりしかば、とてもかなはじと覺悟を定め、一方の圍を突破り、東海道より轉じて、武藏の府中まで落延び、櫻國輔、小川香魚と僅に三人、川越城の方へと志し、神谷村に至りし折から、不意に博徒の襲撃に逢ひぬ。されど難なく斬抜けて、城下近く指掛るに、其藩の人数とくこゝにありて、四方より取圍み、烈しく鐵砲うちかくるにぞ。今は是迄なりと、腹かき切り果てにける。年わづかに十八。

小川香魚

小川香魚は、初勝次郎と稱す。武藏國高麗郡久下分村の農祭助といふ者の子なり。祭助は小民ながら、日尾荆山に就きて讀書に志し、又卷菱湖に學びて書をよくす。廣く諸藩の士に交はりて、頗る天下の形勢を知れり。香魚も父の志を繼ぎ、早くより江戸に出で、權田直助、井上頼國等の門に遊

ぶ。又槍劍の術をも好みて、頗る有志の聞あり。慶應三年十月、櫻國輔、松田正雄と共に、薩摩の藩邸に入りしが、十二月廿五日、幕府の討手立向ひし折、國輔、正雄と共に圍をいで、國輔が故郷紺屋村にゆかんとする時、香魚は服裝を變じて、問道よりせばやといひけれど、國輔、正雄は天下の爲に盡す義なれば、何憚る所あるべき、公然大道をこそ行くべけれど、香魚が言を用ひざりしとなん。あくる廿六日、神谷村を過ぎ岸村まで至りしに、川越藩の士卒が、大勢にて鐵砲放ちかけ逼りしにぞ、道をかへて、とある田間に憩ひ居たる處へ、彼兵追懸來りて、猶烈しく攻めかゝりければ、香魚今は叶はじと小銃を取出し、自らその喉を打貫きて死す。時に二十二。後川越藩の人々、其最期を憫みけん。國輔等三人の屍を、岸村の片ほとりに葬りて、厚く吊ひたりしとぞ。

出流山

竹内啓

竹内啓は、節齋と稱す。初め嘉助と呼び、小川氏なりしが、後に今の姓名に改めたりとぞ。武藏國入間郡竹内村の人にて、家世々里正と爲り、富裕を以て聞ゆ。啓十七歳のとき江戸に入りて、國典を平田鐵胤に、儒學を朝川善庵に、醫術を辻元崧庵に學ぶ。後郷に歸り醫を以て業とし、父没して里正の

職を嗣げり。人と爲り剛毅忠直。慷慨にして氣節あり。夙に王室の式微を憤り、復古を以て志とせしが、幕府屢々王命に違ひ、諸侯其令を奉ぜざるもの多かりけるを見て、時こそ至れと、ひそかに同志を聚めて、事を擧げんとせしに、來り會する者頗る多かりける。これに因りて、相樂總三等と共に三田の薩州邸に入り、部伍を編制して糾合隊と名づけ、總三を推して隊長とし、其身副長の任に當れり、議漸く熟す。乃ち慶應三年十一月、啓及び會澤元輔、西山謙之助以下、野州出流山に據り、檄を遠近に移し、に、幕府方早くも之を知りて、討手を差向けんずる様なりければ、啓等さらばとて、陣を岩船山に移して、その襲撃を防がんとするに、八州取締なる澁谷鷺郎、既に大勢の部兵を下知して、岩船山の近傍新里村に待伏せ、嚴重に手配りしたり。啓等これを知らず。同山指して進み來る時、伏兵不意に起りて攻かゝる。味方も氣早の若ものゆゑ、少しも臆する氣色なく、それ賊ぞとこれにわたりあひ、呐喊山谷に震ひ、雙方入亂れて相戦ふ。啓、元輔等殊に死力を盡して、敵兵を一戦の下に打挫がんとするに、衆寡敵せず、後陣をばわづかに嶋山に移し、も、此時既に味方の大半は負傷し、元輔等十餘人も戦死せしのみならず。前後に敵を受けて勝利の見込あらざれば、啓意を決し、一方を斫抜け、再び江戸にゆきてなす旨あらんとせしに、鷺郎之を察し、部兵を指圖して、すかさず追躡せしむ。啓かくとも心つかず、古河の中田村にさしかゝりし時、つひに幕兵の爲に捕へらる。かくて鷺郎は、啓等數十人をば、暫く佐野の獄に繋置きしが、思ふ旨ありて、木村機藏といふ者に命じ、これ

を武州羽生に送らしむる事とせり。機藏やがて之を受取り、途中まで來りしが、ふと思案しけるやう、這奴中々さる者なれば、若し免るゝことあらんには、後の患をなさんこと必定なり。早く除くこそよけれど、松戸驛にて引出し、汝名を義兵に借ると雖も、其實は民物を掠むる不逞の徒のみ、これに因りて死刑に處すどとて、十二月廿四日、つひに首刎ねたり。時に年四十。其後啓と事を同うせし權田直助其志を憫み、いしふみを松戸に立て、其事蹟を傳へしといふ。其文に、

啓は、本姓は小川、通稱を節齋といひて、武藏國入間郡竹内村の人なり。故姓を改めて竹内とぞ云ける。弱冠より倭漢の書讀む事を好み、醫をもて業とせり。爲人忠に勇くして、國を憂ふる志深く、嘗て思へらく、醫たらんもの、人の病をのみ療めて在べき物かは、今國いたく病て、蒼生苦瀨に落むとす。何ぞ救はざるべきと、去る慶應三年といひし年の冬、相樂將滿、水原直亮と相謀りて、同心の人々と共に、江戸なる某の館に屯し集ひ、殊に策を設て、西山尙義、會澤元助等と、下毛野に下り、磐船山に旗揚せんとせしかども、時の至らざりけむ。豫に事露れ、遂に賊徒に被打破、同年の十二月廿四日、年四十にして、此下總國松戸の里にて、はかなく死たりしは、最も悲き事になむ。今その靈を慰めまくと、親族と議りて、其國の爲に身を委任、心を盡したる所由を石に勒し、幾千歳の後に將傳とするを、見む人疎略にな思ひそ。明治三年と云年の三月、啓と同郷の友たる刈田積穂しるす。(刈田積穂は直助がかくし名なり)。

會澤元輔

會澤元輔は、何國の人といふことを知らず。或はいふ水戸の浪士なりと。出流山の一擧は、元輔其主謀にして、樞機を握り軍略を運らし、事大小となく、一に其旨によらざるものなし。然れども、其事蹟既に湮滅したれば、委細を知るに由なし。唯戦死の状、僅に口碑に傳はれるを以て、聊かこれを叙せんに、岩船山の麓に於て、兩軍交戦の際、元輔先鋒隊にあり、士衆を督してうち戦ひしに、たま／＼敵弾飛び來りて、其右肋に重傷を負ひしも、少しも屈する色なく、益々衆を勵まし、吶喊猛進して、敵軍に闖入せしに、敵の隊長澁谷鷲郎も、手兵を勅して防戦す。元輔それと見る間もなく、太刀振りかざし大喝一聲、鷲郎が頭上目懸けて斬りつけしに、彼が運やつよかりけん、兜頭巾の鉢金のみうち碎きければ、殘念と叫び、今一撃に殺さんものと、刀ふりあげたる一刹那、彈丸又も飛び來り、乳の下打貫きければ、其儘倒れて息絶えたり。こは十二月十二日の事にして、年はいくつか知れず。嘗て士衆に諭し、文といふは、

諭告

一夫れ天あり、地あり。國ありて主なきはなく、孰れの國郡村邑部落あるも、長あらざるはなし。我國の如きは、上聖天子あり、下賢士ありて、孜々國事に勞し、勤王の士、皇國に忠義を竭さん

とすと雖も、幕府の執政朝命を奉ぜず。其職彌々缺く。我徒節義を守り、國家の志士を糾合し、征夷府を倒さんが爲めに、糾合軍を起して、將に輦下に會せんとす。諸士怠る勿れ。徳川八百萬石を領し、旗本八百騎を統べ、諸侯は愚にして順逆を悟らず。これに服従するも、豈能官軍に勝べけんや。我軍暴發輕擧にあらず。四方の義輩、糾合方隊にあらざるはなし。敢而諸士に告ぐ。人に上下の分あり、君臣の別ありと雖も、皆是皇國の民にして、王事に一身を碎くは、固より厭ふべきにあらず。諸士の義擧、即ち朝廷に事ふるなり。又我輩臣下の職なり。努力せよ。元輔諸士に告ぐ。

官軍先鋒薩州藩

出流山

糾合方隊本陣

慶應三卯年霜月 日

西山尙義

西山尙義は、幼名を秀次郎といふ。後要人、また謙之助と改む。美濃國可兒郡久々利村の人。西山春成の次男なり。幕府の旗本にして、尾張藩の附屬なる千村平右衛門が家に仕へしが、慶應の初、いとまを申受け、江戸に出て齋藤龍善の門に入り、劍術の奥義を窮め、又平田鐵胤に従ひて故典を學びし

より、ひそかに勤王の志を懐き、偏に王政復古の恢復を謀らんと企つ。時しも幕府諸藩に命じ、毛利家を討つゝの舉あり。尚義いたく憤激し、自ら謂らく、毛利家は勤王無二の藩なり。然るをみだりに兵を加ふること、其曲實に幕府にあり。かゝる有様にては、幕府の滅亡も必ず近きにあらんと。これより諸浪士どもと志を合せて、幕府の隙を窺ひけるが、つひに相良將滿、水原直允、竹内啓、會澤元輔、丸山久成などいふ十餘人の士と、三田の薩州邸に潜みて、謀る旨ありしに、幕吏之を探知し、討手を差向けんとするよしなりければ、さらば先んじて事を舉げん。さるにても一ツ所に居るは要無し、一は江戸に留まり、一は野州に起りては相呼應せんと、評議とみに一決せしかば、尚義及び竹内啓等は、野州路の方の首領に撰まれ、慶應三年十一月の廿五日、ひそかに江戸を立出でぬ。此折尚義ふみしたゝめ、ふるさとなる父兄に其志を告げやりける。

強ちに書かゝなむとあもふにも先だつものは涙なりけり

尚義儀、今般盡忠報國の士列に加り、遠祖以來受來候國恩の萬一を、報じ奉り候心得に御座候。就ては生前拜顔の儀は、十分不相叶儀と奉存候に付、書中を以て謝罪旁御訣別申上候。此回の盛舉は、錦旗を奉じ、癸丑以來違勅之罪を問候決議に御座候。付而は江城を屠り候も、近き内に可有之と奉存候。乍去烏合之徒、頗る大望に付、成否如何、縱令敗を取候共、五百年之時と隔り候へ共、楠氏之徒と後世賞譽せらるべきは、必定に御座候。實に奇代之盛舉、不朽の名譽、不肖

の尚義、かゝる時に逢ひ候儀、士運に叶候仕合に御座候。併しながら、廿三年之間御高恩を蒙り、殊更一兩年來は、百般之御苦慮乍奉懸、塵芥斗も不奉報、箇様の事に立至り候不孝の罪、千萬恐懼之極に御座候。此程迄之存慮にては、一座上京仕り、今年も勤學之上、無事に郷關に歸り來候。且此回悠悠々傍觀仕候ては、幽冥之罰何共恐入、無據鄙情より前件之次第に御座候。不孝の罪御寛容伏て奉願候。母上様には一段御悲傷可被懸と、乍憚御察申上、尚義實に斷腸之思に御座候。近年の事に御座候、國家の爲に命を致し候人之母の和歌に、四方に名を揚て歸れよかへらずもおくれざりさと母にきかせよ。と詠出候。是等思召合され、何卒御あきらめ之程、只管奉願候。(中略)尚義手馴し候瑣々たる器物、其内相廻り可申、是は兄様始妹とも、並に半之介へかたみとして御分ち可被下、尚義死後追善法事、並に法名等は御免被成下、相添置候たにぞく一葉、是を表裝被成下、靈代として御祭り被下様奉願候。(中略)追々心懸寫置候書、是亦其内相達候儀と奉存候。是等は弟瀧三郎生長後、悉皆御與へ可被下、文粹集語等は、彼長となり候節の素讀本にもと、寫懸候書に御座候。一體學問之實は、本居、平田兩翁の書に非ざれば不相叶儀、近來始て感じ候。就ては同人儀、行々は同家へ入門御させ被下、尚義の志を繼て、皇國之道を主張仕候様、御申聞奉願候。是こそ瞑目後の御願に御座候。(中略)兄様始夫々へも、書狀差出し度

は奉存候得共、筆とり候得ば先悲泣起り候に付、認不申候間、宜敷御致聲奉願候。前後不覺書損等も多く、亂筆平に御仁恕可被成下候。運に適ひ候はゞ、錦之御旗を奉じ上京可仕、其節はめでたく拜顔可仕候。

我魂は兄の命に添ひまつりかくり世よりそ仕へ奉らむ

敏鎌もて繁木か本を掃ふこと拂ひ捨て、む醜の狂夫等

青雲の棚引くきはみ大皇のしらすむささし豫てしるしも

いほとせと年は隔てと梓弓そのなき數に我もいらなむ

草ゆ出てくさに入るとふ武藏野の野渡る月の今やみゆへく

此折幕府の方にて、心をつけて居たりしかば、尙義等が立去るを見て、是必ず異謀あらん、早く討取るべしと、澁谷、木村などいふくつけうの與力同心等をつかはし、其跡を追はしめける。さても尙義等は下野に入り、出流山の觀音堂に隠れて、同志の集まるを待居たりしが、軍資徴發の必要ありて、數十の勇士を椽木に遣し、足利藩の陣屋に至り、善野司といふ者に金談を申込みたるに、彼快く五百兩の金を調進すべき旨を諾し、即時に四百兩を出だし、のこりは明日なん相渡すべしと答へたれば、各心おちゐて旅舎にありしに、豈圖らん、陣屋よりの密告によりて、數百の幕兵、突然と押寄せ來りて、四方より攻かゝりければ、不意をうたれし事とて、散々に打負けて遁げ歸る。竹内啓此報に

接するや、憎き奴原が振舞ひなりとて、尙義を招き、御邊早速彼の陣屋に至りて其不法を詰り、且殘金を受取り來られよと命じければ、尙義やがて一人の從者を伴ひ、馳せて椽木に至りしに、日は早暮れて門を閉ぢ、堅く出入を禁ぜしも、門内には篝火設けて、いと嚴重に警戒する様子なれば、尙義名刺を通じて、頭取に面談せん事を申述べしに、一卒之を受けて内に入りぬ。稍暫くありて、こなたへ通られよと案内しければ、それにつれ門内に進み入ること七足八足、忽ち門戸を鎖せる音と共に、炮聲一發、伏兵前後より起りて夾撃す。尙義さわがず大聲に、卑怯者來れと呼びつゝ、大刀抜きかざして、數人を相手に苦戦せしかど、衆寡敵せず、彈丸のために右腕を傷けらる。然れども、少しも屈せず、左手にて大勢にわたり合ひ、十二三人を斬倒し、遂に其場に戦死を遂げぬ。時に年二十三。これ十二月十一日の事なりとかや。幕兵直に其首を門前にかけて、衆人に示せりとぞ。尙義人となり魁梧奇偉。其性豪爽頗る和漢の學に通じ、兼て和歌を好めり。其初家を出で、江戸に赴かんとせしとき、左の一首を壁上にかい記して立去れりといふ。

思ふことなりもならずものゝふのかくて空くやまんものかは

其國家を懷ふの志知るべきなり。後明治三年、平田鐵胤が、丸山久成等と謀り、門人渡邊義雄をして、そが屍を埋めし所を探り、一片の石ふみを建て、厚く弔ひけりとなん。

修 補 殉 難 錄 稿 卷之四十二 終

修補殉難稿錄 卷之四十三

常田與一郎

常田與一郎。名は國俊。肥前佐賀の人。壯年のとき笈を負ひて江戸に至り、専ら醫術を修め、傍經史をも研窮す。程なく藩に歸りしに、吟味役に擧げらる。後思ふ旨ありて専ら軍學を修めしが、數年にして學術大に進む。夙に大志を抱き、竊に天下の形勢を察して、爲す所あらんと思ひ立ち、自ら武者修行となりて、諸國を周遊せしに、下野の池澤淺右衛門といへるものと、意氣投合し、遂に刎頸の交を結び、大に尊攘の説を唱ふ。後醫業を永野村に開きて子弟を薰陶せり。又村内に内藤民部といふものあり。劍術を以て教授す。與一郎又これと交はり、共に勤王の大義を説きて、都賀上下、及び安蘇三郡の士氣を鼓舞せしといふ。慶應三年十二月、岩船山に於て募兵と打戦ふや。與一郎先鋒となりて奮闘しければ、敵兵皆避易せり。然れども衆寡敵せず。つひに八幡山に退きて據守せんとするをりから、敵兵四方より攻かゝりて、其勢いとすさまじかりしに、與一郎彈丸の中をかいくゞりて勇戦せしが、遂に右肋を射貫かれければ、大聲に、大義を擧げ事茲に至る。一死固より其分なりと叫びながら、從容自刃して失せぬ。時に年五十二。與一郎人となり沈毅にして閑雅、和氣眉宇の間に溢れ、親むべ

くして狎るべからざるの風あり。其首途の時、今宮の神に祈りし歌に、

今宮の神もあはれと見そなはせ國につくさんやまところを

三木鉦之助 外四人

三木鉦之助は、野州都賀郡皆川村の人。性聰慧にして快濶なり。父母之を愛し、文武の技を學ばせ、仕を諸侯に求めしめんと欲す。乃ち原口文益に托して文學に従事せしめたるに、日夜勤勉、偏に經史を研究し、數年にして諸子百家は勿論、廣く諸般の學に通ず。父嘗て醫業を修めん事を勸めて、古に云ふ良相とならずんば良醫となれと、汝また其業を修むるに意なきやといひければ、鉦之助容を改め、謹みていひけるやう、方今天下いと騒がしくして、朝威日に衰ふ。苟も男子たらんもの、力を君國に致す可きの秋ならずや。奚ぞ小技を修めて、安進を貪るべけんと答へける。其辭氣甚だ決する所あるものゝ如し。父も其志を察して強ひざりしといふ。會津、竹内等の出流山に據るや、鉦之助これを聞き、案を拍て起ち、遂に父と訣別して其群に投ず。新里村の役、奮戦創を被りて起つべからず。乃ち船ヶ窪といふ處に至り、自刃して果てぬ。享年十九。

島田重吉は、下野安蘇郡小野寺の人。新里村に死す。年五十二。以下三人の死所皆同じ。
吉澤富藏は、同郡同村の人。年三十八。

麥倉伊三郎も、同郡同村の人。年四十四。

江田熊太郎。これも同郡同村の人。年三十六。

川田太郎

川田太郎。名は高吉。幼名を吉太郎といふ。野州安蘇郡永野村の人。世々醸酒を業とす。人となり豪爽にして氣節あり。幼きより武藝を好み、内藤民部の門に入りて劍術を學ぶ。又山野を跋涉し鳥獸を逐ひて、自ら炮技を研究せり。竹内、會澤等の事を擧ぐるや。太郎家業を其父に托して之に加はらんとせしに、家族等其身上を氣づかはしく思ひ、只管押しめしかど、聽入れずして遂に其軍に投ぜり。間もなく全軍出流山より岩船山に轉陣せしとき、太郎守備隊長に撰ばれ、留まりて出流山を守りてありけるに、幕兵三面より一時に撃ちかゝりて、急に攻拔かんとす。こなたは堡壘未だ全く成らず。防禦の手だても整はざれば、太郎乃ち家屋に立籠り、固守して出でず。敵の漸く近づくを待ち、急に部兵を勒し、吶喊して敵陣に亂入せしに、其勇氣にや懼れけん。狼狽して走るもの多し。太郎得たりと進む折、一發の飛丸に左胸をうち貫かれ、遂に斃る。時に年二十五。太郎俳歌を好み、酒泉と號す。其首途の句に、

すがとくと死出の高嶺の雪や見ん

鈴木長五郎

鈴木長五郎は、野州都賀郡粕尾村の人。假の名を西田長次と呼べり。天性敏慧にして奇才あり。幕軍出流山を襲はんとするとき、長五郎斥候となりて、南方の敵勢を探り、將に飯らんとするに、敵兵関の聲をあげて攻登らんとする有様なりしかば、長五郎すは敵攻めよせたりと、間道より馳せて本陣に入らんとする折から、敵砲口を集めて亂射しければ、これがため左足を傷き、鮮血淋漓たるも毫も屈する色なく、益々志氣を勵まし、長刀を抜きかざして敵陣にかけ込み、奮戦して數人を斬倒し、如何なる機會にかありけん。誤りて水中に墜つ。敵輒ち鎗を下して之を刺し、遂に斃る。年二十四なりしとぞ。

町田吉太郎

町田吉太郎は、野州安蘇郡會澤村の人。相子佐源次が次男なり。幼きより學を好み、殊によく歴史を諳んじ、古今の治亂興亡の跡を究め、常に忠勇節義の士を慕ひ、亂臣賊子を惡むこと一方ならず。町田某其人と爲りを愛し、つひに養ひて其家を嗣がしむ。是より愈々讀書に志して、少しも倦む色なし。養父其病を引出でん事を案じ、少しく娛樂などせよと勧めしに、吉太郎容を改め、海内の形勢よ

り、學を勤め志を鍊るべきの必要を述べしも、養父敢てこれを聽かざりしかば、吉太郎ひそかに志を決したりといふ。間もなく出流山の舉ありければ、書を遣し出奔して其軍門に至り、一味に加はらんことを請ひけるに、容易く許されず。強て會澤元輔に面會し議論する所あり。元輔深く感歎し、つひに其舉に加はらしむ。養父これを聞きて、勤王の名は則ち美なりといへども、いかで幕府の大軍に當るべき。やがて霜葉の風にあふが如けんとして、其むねいひおこせるに、吉太郎曰く、此舉短を以て長を討つに似たれど、其實は長を以て短を討つなり。今や天下盡く勤王の軍ならざるは無し、何ぞ幕兵を怯れんや。阿爺幸に意を勞せらるゝこと勿れ、と答へしとなん。十二月十一日、全軍岩船に進む折留まりて守備隊に屬し、砲手方の長たりしが、輜重未だ到らず。軍機合期せざりしにぞ、隊長川田高吉と謀り、傳騎を出して促し、に、輜重の一隊途中に於て、幕軍に捕はれたりしと聞えければ、こは輕々しく進む時にあらず。宜しく嚴戒して守勢を取るべしと、其用意に及びけるに、果して翌朝、敵の隊將中村、望月、宮内等、三面より攻かけ来る。心得たりと防ぎ止めしが、流丸來りて其左手を貫く。されど屈せず猶進みけるに、再び來れる彈丸に、喉を打貫かれて相果たりとぞ。時に年二十六。

龜山常右衛門

龜山常右衛門は、下野安蘇郡神樂村の人。彌五右衛門と云者の長子にして、幼名を彌市といふ。故有

りて家を其弟に譲り、己は同苗常右衛門の家を襲ぎぬ。安政の初、領主の召に應じ、江戸に入りて人足宰領となりしが、人と爲り勇を好むまゝ、隙あれば劍客花房某に就きて、其術を學びしに、頗る上達せしを以て、劍道修行として諸國をめぐり。慶應三年の春、突然と故郷に歸り來たる。出流山の事起るに及び、其徒に加はりて監察となり。且拔刀組の頭人として重く用ひられぬ。十一月十一日、全軍岩船山に進む折、守備隊として留まり居たるに、軍破れて敵兵侵入せしにぞ、常右衛門自ら陣頭に立ち、太刀打振り奮闘せしに、敵の一人右側より槍もて其胸を突く、常右衛門屈せず。忽ち當の敵を斬仆し、かど、創深くして到底かなひ難きを思ひ、つひに自刃して果てしとなん。時に年五十五。

古橋又左衛門

古橋又左衛門は、野州都賀郡上永野村の人。竹内、會澤等岩船山に轉陣せしとき、又左衛門は出流山に止まりて、守備隊中にありしが、十二月十一日の夜、敵兵襲撃の報に接し、急に部下を率ゐ、羽鶴口の道を扼して、彼方に赴かんとせしに、偶々味方の一隊、敵の重圍に陥りて、いと危き様子なりしかば、又左衛門憎き敵の奴原なりとて、大音聲をあげ、太刀抜きかざして敵兵の真中にかき込み、猛虎の如く暴れ廻りて、向ふ敵兵數人を切倒し、が、つひに彈丸のために胸元を打貫かれて果てぬ。年四十九。又左衛門人となり豊肥にして魁偉、力量尤も人に優る。銃術又劍法に長じ、頗る任侠の風あり。或時領主米倉家の代官某氏、官威を藉りて人民を虐待せしに、人民其苦に堪へず。相共に協議して領主に訴へんとせしかど、其權威を懼れ、誰一人として身を挺するものなし。又右衛門憤懣措くこと能はず。自ら總代となり、領主に直訴して、備さに其暴狀を陳ぜしに、領主も其言を納れ、遂に代官を退けたりとぞ。故に村民、又右衛門の義氣を欽慕して、深く其徳になづきしといふ。

齋藤泰藏 外七人

齋藤泰藏。名は春景。野州都賀郡粕尾村なる農家の子なり。人となり忠亮正直にて、幼きより讀書を好み、成童に及び、ますます志を學問に勵ましければ、其識見も隨て長ぜりといふ。或日古書の曝涼にとりかゝりしに、ふと一卷の古書を見出し、之を繙けば自家の系譜にして、遠祖傳輝坊のことを記し、書なり。泰藏一讀感奮し、機に乗じて家を起さんと志す。これより刻苦精勵、日夜書籍を友とし、傍世態の變遷を察せり。一日從容として父に乞ひていふやう、遠祖傳輝坊は、劍術を以て、辱くも禁裏に入るの榮を得、つひに判官の職を拜し、世に井手判官と稱せらる。吾其後裔にして、徒に農業にのみ従事するは、慨はしき事なり。仰願はくは、今より諸國を經歷し、機會に乗じて家聲を揚げんことを、大人幸に許容せられよと。父これを聞きて、意外の請なるに因りたやすく許さず。是に於て、泰藏屹と思案を定め、つひに出奔してその跡を晦せりといふ。後數年飄然として家に歸りしに、

威儀嚴然、腰に双刀を帯びたるさま、殆ど士人の如し。家族どもその粧の異なるに驚き、懇に奉仕する所を問尋ねたるも、單に京都にありと答ふるのみにて、敢て其他を言はず。さて數日にしてまた出去り、ゆく所を知らざりしに、或人泰藏は出流山の一黨に加はれりと告げければ、父憂心措くこと能はず。しひても伴ひ返らんとの下心にて、自ら出流山に馳赴さけるに、たま／＼泰藏軍資徴發のためとて、朽木に趣きし後にて面會を遂げず。翌日戦死の報を聞き、痛く愁歎せりとかや。朽木に於て、幕吏の襲撃にあひしとき、泰藏大に怒り、孺子約に背き敢て幕吏を導くかと、大呼して躍り出て、敵兵とわたりあひしに、敵叶はじとや思ひけん。忽ちに遁げ去りしを、追馳けて陣門に迫るをりから、飛丸一響、その胸を打貫き遂に斃る。時に年二十八。

同時に戦死せし人々は、

高田國治は、假に軍次と稱す。野州都賀郡粕尾村の人。監察となりしが、朽木町に於て戦死す。年いくつか詳かならず。

田中光次郎は、假に幸太郎と稱す。監察兼差使役。前と同じく討死す。郷貫も年もさだかならず。

河野橋藏は、砲術長たりしが、前と同じく死す。これも郷貫年齢詳かならず。

富永甚太郎は、族籍年齢また詳かならず。同所にて死す。

渡邊勇次郎は、奥州會津の人。同所に死す。年二十八。

大竹市太郎。荒川清之丞の二人は、貫族年齢共に詳かならず。

高橋 亘

高橋亘は、上野國佐位郡木嶋村の人。初名は俊藝。通稱は亘。幼名を伴左衛門と呼べり。人となり温厚にして奇才あり。其父巍堂は、文學に優れたりしを以て、幼きより庭訓を受けて經史に通ず。十三歳のとき、伊勢崎の藩士齋藤武八郎の門に入りて柔術を學びしに、其技衆に秀づるを以て助教授を囑せらる。文久の末年、世の中騒がしくなりしかば、幕府武藝に達したるものを選びて、浪士の取締をなさしむ。亘も其選に應じて、鎮撫の事に與かれり。其後將軍上洛ありし折、朝廷正親町左少將を勅使として、攘夷の命を傳へたまひしとき、亘は鶴殿鳩翁、高橋伊勢守に隨ひて、一先江戸に下り、暫く高橋及び中條金之助等の配下に屬す。同年九月に至り、新徴組小普請方伊賀物次席に列し、拳法教授の命をも受けぬ。折ふし諸藩の浪士競ひ起り、囂々と幕府の違勅を鳴らすもの、又は專横を咎むるものありて、形勢一變せんずる有様となりしに、自分は幕府方にて虎狼の爪牙となり、勤王の妨となる事をこゝろよしとせず。斷然職を辭して國に歸りぬ。慶應の初、再び國を出て京都に登り、薩長及び水戸藩の有志と往來して、竊に謀る所ありしに、幕吏其様子之穩ならざるを察し、捕吏をして其旅寓を取圍ましむ。亘思ひもよらぬ事ながら、辛うじて其圍を脱し、江戸に通れて、暫く蹤を潜め、

竊に勤王の士と氣脈を通じ、輪王寺宮を奉じて事を舉げんと謀りしも、亦成らずしてやみぬ。程なく三田の薩邸に投じ、遂に竹内、會澤と大事を企てしが、軍資缺乏の憂あるを以て、齋藤、高田等と枿木なる足利藩の陣屋に至り、某氏に對面して出金の事を談ぜしに、彼等陽に之を諾しつゝ、陰に幕吏を導きて、襲撃の手段をなせり。亘等かくとも知らず。一統旅舎にやどりしに、夜半突然四方より打圍む。亘之を聞くと同時に、奮然として馬に跨り、槍を揮ひて之と應戦し、遂に圍を突破り、岩船山指して一散にかけ走りしに、忽ち敵の伏兵に出逢ひて、遂に澁谷某の手に生擒られ、間もなく三彘河原にて斬らる。年は三十五なりしとぞ。

大谷國次

大谷國次は、上野國勢田郡國定村の人。祖父は野州都賀郡大久保村の人にて、大久保一角と稱し、劍道を以て業と爲ししが、其女ち貞といふ者、其頃名高き俠客國定忠次に嫁し、一子を生み寅次と稱す。即ち國次なり。猶幼きに、忠次罪ありて刑に就きしかば、其母寅次を携へ、父の故郷大久保村に來り、寅次を出流山千手院に托し、所化として千乗と名乗らしむ。千乗性溫厚沈着にして言語寡く、風采も頗る高かりしにぞ、あはれいみじき大徳とも爲れかすと、人々望をかけゝるに、千乗僧と爲るを喜ばず。ひとりひそかに武藝を學び、其わざも上達したりと聞えしかば、師僧早く其志を察し、汝

今緇衣の身にありながら、かゝるわざ好むこと、甚だ以てよろしからず。されど汝の爲す所を見れば、大に志すむねありと覺ゆ。然らば密に還俗しては何如といひしに、千乗大に喜び、遂に蓄髪したりとなん。折節出流山の事起りしかば、さてこそ平生の志を伸ぶる時なれと、大谷刑部國次と名のり、

ふみまとふ人もあらしな法の山出る高峯の月のひかりに

といふ一首のうたを作りて、師僧に別れ、彼の徒に馳加はりて監察の役を兼ね、十二月十一日、齋藤泰藏をして、枿木驛なる戸田家の陣屋に、軍資徵發の事を談ぜしめしに、意の如くならざるむねなりしかば、國次乃ち輕騎に鞭を揚げ、直に枿木に至り聲言して、我軍大舉此に到るべしと唱へければ、幕吏望月某、宮内某等、大に驚きて逃走す。これに因て、皆旅館に會し、猶も計策をめぐらし居けるに、夜半俄に敵軍襲ひ來り、はしなく戦ひ開けしが、味方多く討たれしをもて、次の日國次岩船山に赴き、又々烈しく合戦したり。されどつひに利無くして生捕られ、三彘川原にて斬首と爲る。年は二十四なりしとかや。

龜山廣吉

龜山廣吉は、初廣五郎と稱す。下野國安蘇郡柿平村の人なり。生れつき強勇にして怪力ありしまゝ、

少うして江戸に出で、相撲取のむれに入り、響ヶ瀬と名乗る。慶應二年の春の頃、兩國橋を渡りけるをり、三人の武士の酔ひたるが、一人の女子を捉へ、あるまじき振舞するを見兼て、廣吉其武士に向ひ、御身達は武士の身にありながら、か弱き女子を手込になしたまふ事、兩刀の前に對しても、愧かしとは思さずやと云ふに、かの武士いたく打腹立ち、いらざる事を言ふ奴かなと、直に刀引抜きて斬らんとす。廣吉すかさず、やと聲かけて、やには二人を橋上より水中に投込みたりしかば、一人は懼れて遁去り、遂に彼の女を助くる事を得たり。されど武士に對して、かゝる事せしは穩ならじと、仲間のとら沙汰ありければ、つひに其業を廢して、故郷に歸り居たりしに、出流山の事起りしかば、馳行きて其徒に加はれり。一同岩船山に進軍の際は、留まりて守備隊にありしに、十二月十一日、味方の一隊粕尾村に於て、敵に圍まれしと聞き、廣吉これに應援せんと、大越路嶺を馳せ踰ゆるとき、幕吏望月善一郎に遇ふ。敵廣吉が筒袖短袴の姿を認め、すは浪人組ぞと、直に搦め捕へんとす。廣吉怒りて奮戦し、數人を殺傷せしも、衆寡敵せずつひに捕はれ、屢々拷問にあひぬれども屈せざりしが、間もなく佐野の獄に繋かれ、其月の十八日、三轟河原に於て斬刑にあひぬ。年は廿三なりしとぞ。

金子文藏

金子文藏は、下野都賀郡粕尾村の人。性寛宏謹直にして、父母に孝あり。常に勤儉を主とし、人に接

するに邊幅を飾ることを爲さず。安政六年、年十六の時、知る所の某、年賀の廻禮に長刀を佩びてありくを見、御身の刀を佩び給ふは、禮を表する爲か、はた他に用あるかと問ひしに、某答へて、今此穩ならぬ世にあれば、身を護るが爲のみといふ。文藏聞きて打笑ひ、身を護るはさることながら、それあるが爲、他の害をな招きたまひそと戒めしが、其夜果して賊難にあひしとぞ。かくて文藏も、知るべに新正を賀せんと、大越路峠を越えけるに、忽一人の賊にあひたり。文藏僞りて逃走り、傍の木蔭にひそみ隠れ、追來る賊をやり過し、不意に出で、はたと蹴倒し、押へて詰り問ひしかば、賊大に畏服し、さきの日某を追剝して、刀を奪ひし事をさへ自白す。乃ちいたく後來を戒めて放ち遣り、某が奪はれし品々は、皆其もとに返したり。郷黨の人々、此事を傳聞して、皆其剛膽に驚歎せざるはなかりき。文藏かつて徳川家康が教訓に、人の一生は云々の語あるを見、深く感ずる所あり。ある日其父に打向ひ、今の世は昔時の太平にあらず。外には異人の來航するあり。内には國民の困難せるもの多し。されば彼の家康公の教訓の如きは守るべきの時にあらず。此義あらかじめ告げ參らするなりとて、やがて祖先の墳墓を拜して暇を告げ、出流山の一舉に與したりとなん。岩船山の合戦には、先鋒隊として出陣し、十二月十二日、大に山下に戦ひしが、つひに敗れて捕へられ、其月の十八日、三轟河原に於て斬らる。時に年二十七。

安藤幸太郎

安達幸太郎。字は一慎。石齋と號す。初松崎常五郎といふ。越後新發田の産にして、野州安蘇郡石塚村に住す。人となり英邁沈毅。幼きより郷友赤尾小四郎に就きて學問せしが、人に優れて勉強の性なれば、其業も次第に上達せり。後私塾を各所に設けて子弟を教授するに、諄々として忠孝の道を説き、君臣の義を論じ、踔厲風發。情夫をして自ら奮起せしむるの概ありき。故に子弟業を問ふ者、日毎に門に充つ。又志士の訪ふものある毎に、勉めて之に接し、快論を試むを樂とす。而して毫も城府を設けず。然れども、其談國家の事に及べば、嚴然として襟を正し、偏に王室の式微を歎き、幕府の失政を憤らざるはなかりしといふ。其後有志の土村上四郎、鈴木千里等と共に四方に奔走して、密事を謀りしが、遂に薩藩の邸に投じて、竹内、會澤等と義兵を擧ぐ。時に幸太郎兵食の任に當りて軍に従ふ。岩船山の合戦に、我軍痛くうちまけ、其勢到底挽回すべからざる様なれば、幸太郎隊長に語りて曰く、一敗挫折するは勇士のはづべき所、宜しく一時の辱を忍び、以て後圖をなすべしとて、田沼迄落延びしが、不幸にして敵兵の追ふ所となり、遂に捕はれて三疊の川原に斬らる。時に年四十三。

赤尾清三郎

赤尾清三郎。名は秀行。字は思敬。別號を空山。又不言齋といふ。父鷺洲は、福山藩阿部家に仕へしが、故ありて藩籍を脱し、下野小中村に卜居して、讀書を兒童に教授す。清三郎は其三男なり。經史を父に受け、後古賀侗庵の門に入りて、益々學問に精勵す。此時尊王攘夷の説盛なりければ、清三郎も亦其説を主張す。文久三年、水戸の藤田、田丸等、太平山に屯營せるよしを聞き、清三郎其軍門を叩きて意見を述べしに、議協はざりければ立去りぬ。其後武田伊賀守の一行、上州太田町に滞陣する折、またゆきて意見を陳せしも容れられず。清三郎の素志は、専ら膺懲の典を擧ぐるにありしといふ。既にして同志薄井督太郎と同じく諸國を歴遊して、竊に謀るところあらんとせしが、折ふし薩摩の藩邸にて、志士を糾合するよしなれば、清三郎姓名を變じて日吉邦助と呼び、遂に其群に投ず。慶應三年、竹内、會澤等の兵を野州に擧げんとするや、清三郎自ら遊説の勞を取りて同志を集め、人數を統率して其軍に至る。岩船山の敗軍に及びしとき、清三郎身を脱して跡を没し、京都に至りて爲す所あらんと謀りけるが、たま／＼長男豊が縛に就きぬと聞き、悲哀の情に堪へず。幕軍に至りて自ら捕はれん事を乞ふ。幕吏之を縛して護送する途中、吉水村に於て遂に斬刑に處す。年四十七。實に十二月十五日なりき。清三郎人となり禿頭黚面。隆準にして眼光炯々たり。言語明晰。辯論流るゝが如し。其捕はれしとき家に送りし歌に、

大君の邊にこそ死なめ人はたゝ濱の眞砂のかすならずとも

八木要次郎

八木要次郎。名は國俊。野州都賀郡下永野村の人。父を勝次郎といひ、刀鍛冶なりしかば、要次郎も幼きより父の傍にありて、其業の手助をなししが、性讀書を好み、家業の暇あれば、一心に學問に従事し、曉に至るまで片時も睡らず、勉強せし事度々なり。或日父勝次郎、要次郎のかける草稿を閲せしに、我等義兵を擧げ、神國の威武を海外に輝し、以て聖天子の宸襟を安んじ奉らんと欲す云々の文あり。父一時は大に驚きしかど、却て其志の殊勝なるに感じ、竊に獎勵を加へたりといふ。竹内、會澤等の一擧ありしとき、要次郎之を聞き、自ら鍛練せる利刃を携へ、短袴を穿ち、馳せて其軍に投ず。程なく岩船山に轉陣の事となりければ、要次郎先鋒隊に屬し、進んで新里村に至りしに、幕兵一時に起り、四方より取圍みて打かゝる。要次郎すかさず長刀を揮ひ、敵軍に闖入して數人を斬斃し、敵兵も其勢にや懼れけん、一時左右に避易す。然れども衆寡敵せず。我兵終に敗軍に及び、要次郎も幕兵の獲る所となりて、暫く佐野の獄に繋がる。一日幕吏、要次郎を引出して訊問するに、紅顔の美少年にして、靄然たる風采、いと憐むべき様なりしかば、幕吏赦し放たんとせしに、あるもの吏に向ひ、此奴外見に似合はぬ剛のものなり。赦さぬ方然るべしと諫めければ、遂に三毳の河原にて首刎ねられぬ。こは十二月十八日の事にして、年僅に十八なりしとぞ。

大芝宗十郎

大芝宗十郎は、甲斐國巨摩郡村山西割の人。初長次郎といひ、後三左衛門と改む。家世々里正たりしが、宗十郎も家督を相續して其職を襲ぎぬ。人となり豪邁勇毅にして、義侠の心に富めり。一年郡内洪水ありて田畝を害し、百姓窮困に陥り、租税を納むる事能はざるもの多し。宗十郎之を歎き、百方奉行所に哀訴して、免税の事を願出でしかど許されず。是に於て、自ら逋租の罪を負ひて、家を其弟に譲り、村内小宮山昌照寺といふに退隱せり。これより姓を小宮と更めたりとかや。其後江戸に出て武技を練磨し、頗る得る所ありしが、諸國を流浪し、暫く跡を晦せり。慶應の末年に至り、竹内啓、桑原五郎等と共に尊王の義を倡へ、竊に日光に赴き、輪王寺宮の令旨を奉じて事を擧げんとせしに允されず。こゝに於て、轉じて江戸に赴き、三田の薩藩邸に投ずる事となりぬ。程なく會澤、竹内等と相謀り、野州出流山に據り、檄を四方に飛ばして志士を募るに、數日にして來會するもの二百餘人に及べり。乃ち相議して曰く、寡を以て衆に當る、地利を得るにあらざるば不可なり。此地敵の攻撃に便にして守るに利なし。如かず岩船山の嶮に據るにはと、議一決し、即ち隊伍を整へて陣を岩船山に移し、に、たまたま幕兵來り攻む。我軍邀へて之と戦ひ、敵また全力を集めて撃ちかゝる。時に宗十郎輕裝身を挺んで、險を冒して敵情を探らんと、進みて山麓に至りしに、敵の斥候の悟る所となり、

生擒せられて佐野天明の獄に繋がるゝの不幸に會す。拷問せらるゝこと數回なるも、敢て一言をも發せず。唯笑て曰く、一死國に報ずるの大義を知るのみ。汝輩に答ふるの辭あらずと。少しも屈する色なかりければ、幕吏ども大に怒り、憎き奴なりとて、此年十二月十八日、三垂川の邊に引出して、遂に首刎ねたりとぞ。年は五十五と聞ゆ。宗十郎詩歌文章を好み、又插花の技にも拙からざりしといふ。

萩原彖太郎

萩原彖太郎も、下野都賀郡上永野村の人。性謹直なるものから、任侠の氣つよく、擊劔を好み、内藤兵部の門に入り、直眞影流の蘊奥を究めたり。農事の暇あるときは、宇都宮及び壬生の城下なる某々の道場に出入し、名聲早く四方に聞ゆ。されど少しも技藝に誇らず。只農事に心を寄するのみなりしが、時として暴人あるにあへば、輒ち手いたく懲しゝにぞ、此人の如き者あれば、一村すべて安塔なりとて、つひに其家號をば安塔屋と呼ぶるゝに至りしとなん。慶應三年十一月、かねて深く交はりし宇都宮藩の劔客某より、栃木町の押田屋と云へる方迄來り會すべしと言ひおこせたりければ、直に馳趨きしに、例の一擧の會にして、其謀略を談ずる所なり。彖太郎乃ち進み出て、大に幕府の失政を論じ、案を拍て擧兵の策を説きしにぞ、衆大に勇み立ち、つひに其事決しぬ。總軍岩船山に赴く折は、

先鋒隊の中に伍し、直に山の絶頂に至り、さて山田口の偵察に赴かんとて、たゞひとり微行して、敵陣の前を過ぎけるに、早くも見咎められ、四面に敵をうけ、大樹を楯にしはしは防ぎ戦ひしが、外に援もあらざりければ、數ヶ所の劔を蒙りて、つひに生捕られ、十二月の十八日、三垂河原に斬られにけり。享年四十三。

神山金次郎

神山金次郎は、下野都賀郡中粕尾村の人なり。幼にして奇才あり。ある時一人の易者、つら／＼其相を觀て、此兒非凡の相あれば、賤きわざに就かしめざるをよしとす。必ず大事を成すべきなりといふ。其父やがて金次郎に向ひ、何者に爲らんと欲するかと問ひけるに、さればなり、先づ兒が好む所は文學に候ふが、文學を修めんには、僧と爲るに如く事あらじとおもふ旨答へぬ。それより遂に村内の龍榮寺に入りて、其徒弟となり、法號を大仙とよべり。然るに住持と村吏との間に紛議起り、爭論決せざりけるに、村吏早くも領主の重役に賄賂を贈りしかば、住持忽ち非分に落ちて、其村を追放せらるゝに至りぬ。金次郎大に慨歎し、委しく其顛末を記して寺社奉行に差出し、漸くにして師の冤を解き、村吏の非を懲すを得しにぞ。人皆これを壯として譽めあへり。かく緇衣の身にありけれど、早くより勤王の志を懷きたれば、出流山の一擧、忽に馳加はる。總軍岩船山に進まんとする折、金次郎斥

候の役引受け、もと僧にてありしかば、法衣をまとひて出行くに、更に見咎むる者もなく、十分に偵察して歸りしとぞ。間もなく幕軍せまるに及びて、またもや斥候として關川に至り、溯りて小野寺村に出て、審に敵軍の位置形勢を視究め、本陣に歸らんとする途中、新里村にて敵兵に出あひ、嚴しく詰り問はれしかば、今や是迄なりと、短銃取出て敵を打ちしが、遂に捕へらる。是れ十二月十一日の事にして、同十八日、三彘河原に斬られたり。其折左右を顧みて、吾はもと僧の事なれば、同志の者の爲に冥福を祈らんと、肅然として經文を誦し終りて大喝し、諸士の回向これにて濟みぬ。いざ先づ死に就かん。先達の首なり。心して撃てと言終りて首の座に就きしかば、觀る者皆感歎したりといふ。年僅に十六なり。

若林定吉

若林定吉は、野州都賀郡粕尾村の人。性清廉寡慾にして、家に擔石の蓄もなく、赤貧洗ふが如しといふさまなれど、怡然として心につけず。常に馬術及び擊劍を好み、朝夕人の家の傭役を勤むるいとまにも、近傍の武藝者が道場に入り、これをもて無上の樂とす。其傭へる家の主、ある日これに打向ひ、蟹は甲に似せて穴を穿つといふが、汝が如き百姓にして武藝を學び、何の用に立てんとかする、笑ふべきにあらずやと嘲りしかば、定吉大に憤り、怫然として家に歸りしに、家の者共、顔色の常ならざ

るを見て、怪み問ひけるにぞ。定吉告ぐるに實を以てし、今や天下騷然たるの時、丈夫たらん者、豈安居すべけんや。五尺の單身、三斗の熱血、天朝に奉ずる今日に在るに、彼守錢奴の如き、自家あるを知つて國家あるを知らず。而していたく我武藝を學ぶ事を嘲り笑ひぬ。思へばいとも無念なり。いで彼が舌引抜き來らんとて、劍を掲げ起たんとせしにぞ、皆驚きて袖を控へ、漸くこれを思ひ止まらしめしとなん。されば出流山の舉起るや、直に妻子と訣別し、蹶起して軍門に入り、新里の戦には、勇氣常に倍し、幕軍の中堅を突破り、將に關川に出て、岩船の本隊に合せんとせし時、流丸の爲に右臂を貫かれしかば、慨然として涙を揮ひ、事茲に至る天なり。一死たゞ皇恩に報いんのみと、將に自殺せんとせしに、不幸にして敵兵の爲に擒にせられ、十二月十二日、三彘河原に於て斬首と爲る。時に年三十三。

大塚鼎作

大塚鼎作は、上野國新田郡上矢島村の人。幼名を文藏といふ。天資篤實にして英敏。夙に學を好み、高橋巍堂といへる人に就いて業を受け、又伊勢崎藩士新井雀里に従ひて修學す。二十歳の頃より、武藝にも心を寄せ、高橋亘の門に入り、劍柔二道を學びしに、程なく師に代つて門下の教授を司るに至る。常に好みて歴史を讀み、些末の軍記野乘といへども、忽せに見過ぐさず。以て兵法講究の資と爲

せり。折に觸れ國を憂ふるの餘り、何人の前をも憚らず。皇室の衰微を嘆き、幕府の驕横を罵りしかば、幕吏にて其あたり在る者は、鼎作を惡むこと蛇蝎の如くなりしといへり。慶應三年十一月晦日の夜、友人數輩を招きて酒宴を開き、拙者此頃大望を懷き、桑原五郎などの人々と、新田、岩松兩家を擁して、天朝に忠節を盡さんと欲し、輪王寺宮に日光山に謁し奉り、義舉の事くはしく白し述べたりしに、宮には聞入れさせたまふの御氣色なし。是れ如何の事ならんと、語り終て泫然涕を流し、かば、人皆其忠節に感動したりとぞ。かくて其次の日、

朝風や鴨のぬけ羽の岸による

といふ一句をのこし、馳せて出流山の軍に投じ、新里村の戦に、手痛き働なし、かど、軍敗れて捕へられ、十二月十八日、三叢河原に於て斬首と爲る。時に年二十七。其の折辭世の句に、
仇につむ雪に折れても玉椿

大島馬之助

大島馬之助は、下野都賀郡上永野村の人。幼にして頗る穎悟なりしが、耕耘のわざを厭ひ、常に山野を跋涉して精神を養ふことをむねとす。或時領主の代官知行所を見巡りて、部内の有様を調ぶる事あり。馬之助出でてこれに接し、つぶさに陳辯せしに、言語明晰にして、應答流るゝが如くなりしか

ば、代官大に其才を稱せりといふ。十七歳にして、米倉丹後守に仕ふ。たまたま長州征討の爲とて、兵を出す事あり。馬之助これに従ひ行きしが、其藩中も勤王、佐幕の二派に立分れて、さまざまの議論起りしに、馬之助感ずる所ありて、即日仕を辭し郷に歸る。其折詠せし歌といふに、

名にしおふやまと刀の切味を試すは松の一枝にこそ

かくて慶應三年十二月、出流山に義徒糾合の舉ある由を聞き、喜びいさみて衆を誘ひ、速に行向ひしに、即日偵察方の任を課せらる。かくて總軍岩船山に進發する折は、銃砲徵發の爲、其期に後れしまゝ、守備隊の中に入りぬ。其月十二日、幕兵來り襲ひ、双方合戦に及びし際、股に銃傷を蒙り、永野村の藏本河原まで逃れけるに、料らず敵の伏兵に出あひ、宮内某が手下の爲に生捕と爲り、同十八日、三叢河原に斬らる。時に年二十二。

大森玉吉

大森玉吉は、野州都賀郡永野村の人峯右衛門の子なり。幼にして知る人某に鞠育せらる。やゝ長ずるに及び、動作端正。大人の風ありしかば、某いたくこれを愛し、養子と爲さん事を其父に請ひけるに、父も異議無く承諾し、既に其事に及ばんとしければ、玉吉本意なき事に思ひ、われ不敏といへども、徒に祖先の遺祿を貪り、報ずる所なくして終るを愧づるが故に、心に思ひ定むる所あり。いかで他姓

を嗣がるべき。希くは、今より兒に暇を給へ、志を勵ましてもて家名を後代に揚げんと。これより大に志を立て、偏に學問を勵みぬ。出流山の一舉起るに及び、其軍に投じて會澤元輔に従ひしに、元輔其才を愛し、常に左右にあきぬ。新里の戦敗れ、元輔將に戦死せんとする折、かたみの品を玉吉に托し、男子たる者國難に赴き、屍を馬革に包まんは、固より其本分なり。我軍不幸にして敗亡す。時なり命なり。然れども、つらく汝の風采を視るに、異日必ず大事を遂ぐべき者と思へば、宜しく早く立退きて、後圖を爲せといひのこしにぞ。玉吉今は詮方なく、涙を揮ひて立別れ、逃れて郷里に歸り、いかにもして會澤が遺志を繼がんと、家の者等の止むるをも聽かず。十二月二十五日、ひそかに江戸を志し、朽木驛を過ぎける折、幕府の偵吏之を見咎め、その行李を検するに、會澤が托せし遺品ありしかば、いひとくに由なく、遂に捕へられ、同じき十八日、三彘河原にて斬られにける。年は僅に十六なりき。

荒川藤吉

荒川藤吉は、是も下野都賀郡新井村の人。父は某藩の浪人なり。故有りて新井村にわび住ひせしほど、藤吉を生めりといふ。藤吉早く孤となりしかば、永野村なる八木勝次郎といふ者に養はれぬ。幼にして常田文益に従學す。性敏達強記なるが爲、學業大に進む。出流山の事起るや、諸方に奔走して、忽

に數百の同志を集めしは、藤吉の力最も多かりしとぞ。岩船の役に、眞先かけて接戦せしも、力盡きて擒に就き、天明の獄に入れらるゝに、幕吏木村機藏に向ひ、聲を勵まして其無禮を論ず。機藏怒つて劍を案し、之をおどせども少しも屈せず。屢罵りて已まざりければ、つひに十二月十六日、首刎られてうせぬ。年三十二。

安東竹之助

安東竹之助は、宇都宮の藩士安東庄平の長男にして、幼名を禮之助といひしが、後竹之助と改む。天性沈毅にして大度あり。年若き頃より敏達の譽高かりき。常に遠遊を好み、家に居る事甚だ稀なりしとぞ。或日一封の書狀至る。庄平何心なく開き見るに、鯉淵四郎、平井五郎等の名にて、一舉の手配略成りし旨を記し、檄文なりしかば、始めて浪士と牒じ合せて、竊に大事を企つる事を知りたりといふ。岩船山に轉陣の際、竹之助先鋒にありて、敵兵と打戦ひしかど、遂に敗軍に及びぬ。是に於て、朽木に赴き後圖をなさんとて、間道より北方を指して馳走りしに、敵兵の追ふ所となりて、遂に縛せられ、間もなく衆と同じく三彘河原にて斬られたり。年は十九なりしとぞ。

羽鳥龍三

羽鳥龍三は、上野國新田郡上矢島村の人。幼にして穎悟、機に臨みて敏捷の働あり。弘化四年甫めて八歳、同村なる徳藏寺の慶山和尚に就きて和漢の學を習ひ、かねて佛學をも學ぶ。長ずるに及び剛氣快活、小事に拘泥せず。常に人に向ひて、大丈夫死せずんば則ち已む。死せば當に國難に殉すべしといひしとぞ。安政四年、高橋亘の門に入り、ひたすら柔術を學びしに、幾ほどもなくして其技大に進む。龍三人と爲り威容端正。風丰凜々たりしかば、同門の人皆推重したりと云ふ。間もなく世上さわがしく、勤王の論盛に起るに及び、感慨の情抑へ難く、金井文八郎、高橋亘、赤尾小四郎等の諸士と結合し、遂に京都の諸有志と通じて、倒幕の事を謀りしに、幕吏早くも之を偵知し、搜索嚴重なりけるにぞ。用事ありて江戸に行くに稱し、飄然として家を立出で、氏神の社に詣で、ひそかに志す所を祈念し、つひに下野出流山にいたりて、其一舉に加はり、新里村八幡山の戦に、澁谷某が手に捕へられ、十二月十八日、佐野河原にて斬られにける。年二十六なりき。

神山彦太郎

神山彦太郎は、下野都賀郡永野村の人にて、仙藏といふ者の子なり。幼にして力量すぐれ、銃技を學

びてこれをよくし、遙に隔て、一文の錢を射るに、決して過たざりしとぞ。また劍術を好み、内藤兵部の門に入りて其蘊奥を究め、同門中よく及ぶ者無かりしとなん。慶應二年、國內不作にして、到る處窮氓多かりけるに、奸商其機に乗じ、暴利を擅にして、弊害名状すべからず。彦太郎憤然として其父に向ひ、今や世間窮乏して、途に餓孳を見んとす。兒これを救はんと思へども、若年の身、人未だ信用せざれば、冀くは阿爺の名を以てせんといひけるに、父もまた義氣ある者なりしかば、喜びてこれを諾し、窮民救助の首唱たらんといふ。彦太郎やがて諸方をかけ廻り、席旗を飄して一揆に及ばんといひふれけるに、其噂忽ち四方に聞え、奸商の徒大に驚き、間もなく私利壟斷の弊止むに至る。彦太郎莞爾と打笑み、席旗の流言奸商をおどし、先づ首尾よくわが計中れりといひしかば、人皆其機智を稱しあへり。出流山一舉の折は、首領會澤元輔が手下に屬し、新里の戦敗れ、元輔が見届けし後、江戸の方に走らんとせしに、途中藤岡町に於て、敵の爲に捕はれ、十二月十八日、佐野河原にきられて失せぬ。時に年十八。其出陣の折よめる歌といふに、

死出の旅名こりの今際くれなゐに野山の雪を染めてなかめん

津布久久次郎

津布久久次郎は、野州安蘇郡正雲寺村の人。強壯の性にして俠氣あり。長じて學を修め、専心倦まず。

治亂興敗の蹟を研究し、大に感ずる所あり。たましく出流山同志糾合の報に接しければ、喜びて馳赴さしに、いかなるゆゑにかありけん。同志の中に、幕府の偵吏なりと疑ふ者あり。久次郎之を愛ひ、さましく陳辯したりしかど、同志の疑猶とけやらず。折ふし岩船山に進軍の事と爲りしにぞ、丹心を表するの機此時にあり、一戦以て赤誠の存する所を示さんと、直に甲を装ひ、平生愛せる大刀を佩びて、隊長某を道に要し、誓ふに必死を以てせしかば、漸くにして軍に従ふことを許されたり。かくて新里の戦に、件の大刀打振りて、大に叫びつゝ切つて入り、數人の敵を討取りしが、誤りて池中に陥りぬ。頃しも嚴冬の事なれば、寒氣骨に徹りて身體自由を得ず。つひに群がる敵兵に生捕られ、十二月十八日、三彘河原にて殺されたり。年は二十二。

久保田彌吉

久保田彌吉は、上州那波郡大正寺村の郷正島田七左衛門の三男にして、久保田某の養子となりて其家を襲ぐ。名は道明。幼字は健吉。其人となり方正にして奇才あり。幼より力を農桑の事に効し、自ら近郷を奔走して、人々に栽培の道を説勧めしといふ。米船浦賀に來りてより、世の中いと騒がしく、鎖港攘夷の論盛になりし折、彌吉はいまだ少年なりしが、郷人に告げていひけるやう、幕府政を失ふ事久し、今不測の變に遭ひて、之に處するの道を知らず。諸君努力して朝威の回復を圖られよと、聞く者、其豪膽に驚かざるはなかりき。後心を文武の道に注ぎて、専ら其業を研磨す。慶應の末年に至り、遂に郷里を脱して、出流山の軍勢に入る。岩船山の戦敗るゝに及び、彌吉、竹内啓を護し、殘卒を歛めて江戸に走らんとせしに、その途中に於て幕兵の爲に捕はれ、遂に三彘河原に斬首せらる。年は二十九。

島定右衛門

島定右衛門は、野州足利郡多田木村高柳某の子なり。安蘇郡堀米町の島氏に養はれて其家を繼ぐ、幼より學問を好み、醫師吉田某に就きて、醫業并に學藝をも修めたり。元治、慶應の際、天下の志士囂々として、幕府の失政をとがめ、竊に倒幕の謀をめぐらすものあり。定右衛門之を聞きて感奮し、死を以て國に盡さんと志しぬ。出流山の一擧、首として其軍に應じ、變名して吉田定五郎と稱す。程なく軍を岩船山に移す折、定右衛門馳せて其家に歸り、父母に訣別して不孝の罪を謝し、遂に涕を揮ひて立去りけるに、幕吏其様子を探り、追躡して召捕らんとす。定右衛門倔強の若者なれば、大勢の敵を引受けて、暫く争ひしかど、力叶はずして遂に縛せられ、十二月十八日、衆と同じく三彘河原に於て斬らる。年三十二。妻りよといふ者、其死骸を貰受けて、佐野の寶龍寺といふに葬りしとぞ。

市川平吉

市川平吉は、野州足利郡迫間田村の人庄右衛門が子なり。性剛毅濶達にして、早くより荒川是勝と共に、志士を糾合するの策を講じ、慶應三年五月、江戸に至り薩州邸に入りて、兵を擧ぐる事を約し、其後益々周旋せり。新里の戦敗れし折、いかで再擧を計らんものと、走りて佐野にゆき、暫く同所に隠れ居たりしが、つひに幕吏の爲に見あらはされて、十二月十八日、三轟河原に斬られぬ。時に年三十四。

福地吉五郎

福地吉五郎は、越後の人なり。野州安蘇郡栃木村に來りて、姻戚某の家に寄食し居けるに、同村の人福地瀧藏といへる者、吉五郎が才幹を愛し、つひに其女婿とす。吉五郎空しく農家に老るを欲せず、常に怏々としてありけるに、たま／＼出流山の事ありしかば、大に喜び速に駆行きて、其徒に加はらんとせしに、隊長某これを疑ひ、やゝ問詰むる所あり。吉五郎辭を正し、慷慨悲憤の情を述べければ、隊長深くこれに感じて、遂に許せりといふ。かくて十二月十一日、新里の戦に勇進して奮闘せしも、敵將馬場、渡邊等が爲にあへなく捕はれ、同月十八日、三轟河原にて斬られぬ。年二十八。

大竹市太郎

大竹市太郎は、野州梁田郡澁垂村の人、或は田村某とも稱す。出流山浪士の組中に於て、最も勇武の聞あり。十二月十一日、一軍岩船山に進むをり、其後陣に屬せしが、先鋒既に戦を開き、事危しと聞えければ、衆を勵まして突進し、あくる十二日未明より、また烈しく山下に戦ひしに、力盡きて捕へられ、同十八日、三轟河原にて同志と共に斬首せられぬ。年二十五。

高實子縫之助 外廿一人

高實子縫之助は、野州安蘇郡願成寺村の人。幼より穎才人に優る。郷老安達石齋につきて専ら學問を勉め、酷暑嚴寒と雖も、未だ曾て怠る事なし。出流山一擧のとき、其師石齋も同盟の一人なれば、縫之助之に加入せんとて、切に請ひて遂に其軍に投ず。岩船山の役、彈丸のため右脛を傷き、辛うじて難を遁れ、夜に乗じて江戸に走らんとせしに、幕軍の哨兵に見とがめられて縛に就き、程なく上州岩鼻に送られて殺されぬ。年は二十一と聞ゆ。

小林進之助は、族籍年齢詳かならず。皆川村に自殺す。

不破貫一郎は、假に森某と稱す。監察兼差使役なりしが、同年同月、下總結城町に討死す。年齢詳か

ならず。

飯笹長江齋は、一に醍醐新太郎と稱す。薩州の人なりといへるが、其實何處の人なるか詳かならず。監察兼差使役たり。捕へられて斬らる。年十九。其他出流山の擧に死する者左の如し。

永井齋宮も、郷貫を詳かにせず。年は五十九といふ。

川島房吉は、假に一郎と稱す。貫族また詳かならず。年二十六。

井上十郎は、貫族を知らず。輜重役たり。年二十一。

小澤友之進も、郷里詳かならず。年二十五。

毛塚清吉は、下野安蘇郡葛生町の人。年二十三。

阿部久次郎は、同國都賀郡小林村の人。年二十四。

平井五郎は、薩摩の人なりといふ。年二十九。

立花佐吉は、上州館林の人。年二十六。

富岡五郎は、また館林の人、假に安五郎と稱す。年三十六。

中川直江は、常陸笠間の人。年二十八。

深町金之助は、貫族を記せず。年三十八。

川原平司は、下野安蘇郡佐野の人。年三十四。

星見竹門は、同國芳賀都真岡町の人。年四十三。

西阪直之丞は、郷貫を知らず。年二十九。

証吉は、下野足利郡興玉村の人。年二十。

仁三郎は、同國都賀郡家中村の人。年二十一。

下船喜太郎は、貫族を記せず。年五十一。

大久保俊齋は、上州高崎の人。年二十八。

修 補 殉 難 錄 稿 卷 之 四 十 三 終

修補 殉難錄稿 卷之四十四

武市小楯

武市小楯は、半平太と稱す。幼名は鹿衛。別號を茗礪といふ。世々高知の藩士なり。曩祖備後守安吉、伊豫國武市に住し、依りて武市を氏となす。安吉十四世の孫治部康重、文安年中、土佐國に移り、長岡郡仁井田郷吹井村に居る。數世の後重直の時、始めて山内家に仕ふ。重直八世の孫を半右衛門正恒といふ。小楯は其長男なり。文政十二年、吹井村に生る。因て別號を吹山と呼びしが、後瑞山と改む。小楯人と爲り顔色蒼白。身の長六尺許、骨相雄偉。音吐劉亮。人目して墨龍と呼ぶ。蓋し隆準にして、長鬚、眼光爛々、其様畫龍に似たるを以てなり。平生武事を嗜み、最も劍術に長じ、傍經史に眼をさらし、心を注ぐは大義に關する所にして、字句に拘泥せず。餘暇また刀劍を相し、墨畫を作るを以て樂としたりとなん。其劍法初め千頭傳四郎、麻田勘七に學びしが、後江戸に赴き、其頃名高き桃井春藏の塾に寓し、日夜研磨したれば、其技大に進む。當時塾生演藝の餘、大抵放蕩に流れしも、人以て常として恠まず。小楯ひとり之を憂へ、ある日春藏に向ひ、塾中の弊習今にして矯正せざれば、恐らくは、他日先生の名を汙し候はんといふに、春藏いふやう、吾亦これを憂ふこと久しきが、

矯正を託すべき人無きを以て、荏苒今日に至りしのみ。幸に足下の心附あれば、請ふ足下を煩すべしとて、つひに命じて塾頭となす。小楯因て塾則を設け、出入其他の事を嚴正にす。塾生皆不平を鳴らし、蜂屯蟻集頗る聒し、小楯少しも意と爲さず。犯則の者は憚る所なく督責せしにぞ、一時は大に沸騰せしも、弊習つひに改まりしといふ。居る事數年、將に辭して歸國せんとする時、同藩士嶋村衛吉來りて塾に入る。小楯乃ち矯正に苦心せし次第を語り、弊風をして再び生ぜしむる勿れと、頼み置きて土佐に歸れり。是安政四年の事なり。翌年幕府大獄を起し、水戸前中納言齊昭以下を禁錮す。藩主山内豊信も亦譴を蒙りて退隱し、是より容堂と號す。小楯國に在りてこれを聞き、幕府の所爲を憤り、専ら武技を講じ、以て機に至るを待てり。時に同藩士徳弘孝藏といふ者あり。早く江戸に在りて、下曾根金三郎に就き洋式の砲術を鍛錬せしが、ある日來りて小楯を訪ひ、砲術を學ばんことを勧めけるに、小楯答へて、僕は多年劔法を磨き、以て今日に至りし身なれば、これを以て國家に報ぜん心なりといふに、孝藏推返して、否劔は一人の敵なり。今日の時勢にては、銃隊を訓練するにあらざれば、恐らくは、勝を一時に制する事能はざるべしと説きしかば、小楯漸く其論に服し、日々其訓練場に出で、若年の生徒に打交はり、輕砲を挽きて演習せしにぞ。人皆其志の篤きに感じぬ。かくて一たび國に歸り、萬延元年の秋、久松喜代馬、嶋村外内、岡田以藏等を伴ひ、暇を請ひて長州及び九州諸藩を歴遊し、劔法を諸所の道場に試み、傍諸藩の實情を視察す。かくて大村、高鍋等に留まる數十日、更

に伊豫に渡りて土佐に歸り、文久元年四月、又暇を請ひて東海道の諸國を歴視し、六月江戸に抵る。當時封建の世態とて、各其藩風を固守し、他藩と交通の道開けず。且出入甚だ嚴にして、他藩士と輒く往來することを得ず。たゞ文武の藝を修行する者は然らざるゆゑ、小楯これを以て他藩士と同盟の端緒を開かんと、壯年の輩を説き勸めて、諸名家の門に入らしむ。乃ち河野萬壽彌、池田藏太は安井仲平に、柳井健次は鹽谷甲藏に、大石彌太郎は勝麟太郎に、弘田恕助は藤森恭輔に就きて、皆よく勉學の傍交際を廣くす。ある日恕助隅田川に遊び、堤上を過ぐる折、背後より輕く肩を拍つ者あり。ふり返り見るに識る人に非ず。蓋し他人と誤り認めし者にして、其人疎忽を謝し、僕は水戸藩岩間金平といへる者、無禮の段はゆるしたまへ、ねがはくは共に所思を語らんと、相携へて酒樓に登り、歡を盡して別れ去る。翌日恕助、小楯を訪ひ、此始末を話しけるに、小楯大に喜び、是こそよき手蔓なれと、乃ち恕助を紹介とし、件の金平に知をもとめ、それより水藩に名高き住谷寅之助等と相會し、つひに其邸に出入するに至りぬ。此頃また長州の佐々木男也も、藤森氏の塾にありければ、恕助と當世の人物を評論し、小楯と久坂玄瑞の事に及び、いかで此二人をして相遇はしめんと、恕助は小楯を伴ひ、麻布の長州邸に到り、男也は玄瑞を説勸めて、つひに二人をして會せしむ。玄瑞乃ちその師吉田松陰の詩を示し、苦辛の事を語る。小楯手づから其詩を寫し畢り、吾未だ詩を學ばず。ねがはくは、吾が爲にこれを説かれよと云ふ。恕助傍よりこれを説きければ、小楯聽きて深く感歎す。小楯

が眞率なること此の如し。玄瑞も其精神を嘉し、愈々これを畏敬せしとなん。是より桂小五郎、高杉晋作等、また小楯と相結ぶことゝなれり。玄瑞其後、薩州の樺山三圓と會する毎に、小楯の事を稱揚せしかば、三圓いたく欽慕し居たるに、ある日三圓、玄瑞相會せし時、嶋村衛吉、大石彌太郎も來りしかば、三圓、嶋村等に向ひて、小楯とあひ見ん紹介を請ふ。小楯之を聞きてうち悦び、すなはち三圓及び岩下佐次右衛門をおとづれたり。此に於て、小楯、三圓、玄瑞等と相携へて、周布政之助を長州邸に訪ひ、夜を徹して議論を上下し、曉に及びて立歸る。是他日薩長土三藩相結びて、大に勤王を唱へし權輿なりとぞ。此頃幕府、皇妹和宮を大將軍に降嫁あらん事を奏請す。若し御許容無き時は、公武隔離のもととなり、尊攘の實効も立ち難からんといふにぞ。主上も已むことを得ずこれをゆるし給ひ、此十二月には大禮行はせられんとの説あり。諸有志之を聞き大に憤り、かくては君を強請すといへる者、朝廷を視ること猶諸侯を視るがごとしといはん。幕府の不臣既に此に至る。豈臣たる者の坐視すべき時ならんや。よろしく内親王東下の御輿を奪ひ、以て京都に奉還せん抔と、以の外にさわぎ立つ。小楯これを聞きて衆をなだめ、幕府の心術は憎むべしといへども、朝議既に御ゆるしありしに、今粗暴の所爲にならば、却て禍を取るのみならん。いかで各其藩に歸り、一藩の定論を以て藩主を奉じ、然して幕府にきびしく逼り、正々堂々と尊攘の實効を顯さばや。さすれば言順にして名正しく、天下を動かすに足りつべしと説きしかば、衆皆之に従ひてやみしとなん。乃ち翌年の春を期し

大に京都に會合せんと内約して、皆それゝに散ぜしめ、小楯また歸藩の支度爲す折、久坂玄瑞訪來り、時事多端の折に當り、有志輩皆此地を去らば、幕吏益々奸計を逞うし、其害毒測る可からず。ねがはくは、貴君と吾々は此に留まり、天下の爲に盡す所あるべしといふに、小楯聞きて否さにあらず。今此儘に在る時は、勢につれて粗暴の行をなさじとも自ら保しがたし。かくては無謀の至りならん。それよりは一定の藩論を成し、朝幕の間を周旋するに如かじ、とおのれは思へりと述べければ、玄瑞亦強て争はずして去りぬ。小楯やがて、内藏太、恕助、彌太郎等を留め、己は萬壽彌、健次、衛吉等と歸藩することに決し、同志の盟約書を作り、血判して固く誓ふ。其文に曰く、

堂々タル神州、戒狄ノ辱シメヲウケ、古ヨリ傳ハレル大和魂モ、今ハ既ニ絶ニナント、帝ハ深ク歎キ玉フ。シカレドモ久シク治マル御世ノ、因循委惰トイフ俗ニ習ヒテ、獨リモ此心ヲ振ヒ擧テ、皇國ノ禍ヲ攘フ人ナシ、カシコクモ我が老公、夙ニ此事ヲ憂ヒ玉ヒテ、有司ノ人々ニ言ヒ争ヒ玉ヘドモ、却而ソノ爲メニ罪ヲ得玉ヒヌ。斯ク難有キ御心ニオハシマスヲ、ナド此罪ニハ落入玉ヒヌル。君辱カシメヲ受ル時ハ臣死スト、況テヤ皇國ノ今ニモ祚ヲ左ニセンヲ、他ニヤ見玉ヘキ。彼ノ大和魂ヲ奮ヒ起シ、異姓兄弟ノ結ビヲナシ、一點ノ私意ヲ挾マズ、相謀リテ國家興復ノ萬一ニ裨補セントス。錦旗若シ一タビ揚ラバ、團結シテ水火ヲモ踏ント、爰ニ神明ニ誓ヒ、上ハ帝ノ大御心ヲヤスメ奉リ、我カ老公ノ御志ヲ繼ギ、下ハ萬民ノ憂ヲモ拂ハントス。左レハ此

中ニ私ニモ、何ニカクニ争フモノアラバ、神ノ怒リ罪シ玉フヲマタデ、人々寄ツドヒテ腹カキ切ラセント、オノレノガ名ヲ書キシルシヲサメ置ヌ。

文久元年辛酉秋八月

武市半平太小楯

以下 連署

此頃築地の藩邸に居る渡邊彌久馬は、俱に謀るべき人物なるを以て、小楯行きて之を訪ひ、さていひけるやう、國に歸りて後事を俱にすべきは、誰かよけんと問ひければ、彌久馬答へて、先づ平井善之丞、次に小南五郎右衛門かといふ。小楯己が思ふ所と符合するを悦び、さて内藏太等を誡め、兄等此に留まる者は、諸藩有志の士に交はり、よく時事を吾に報ぜられよ。吾亦藩の形勢を告げて、以て東西の氣脈を通ずべし。かの久坂玄瑞は、もと吉田松陰と俱に死せざりしを憾とし、死處を求むる心甚だ迫るに似たり。此事久坂に在りては然るべきも、我輩これと事を同らするは、策の得たる者に非ず。吾今藩に歸るも、一は其機を避けんが爲なり。兄等亦深く慮り、決して暴舉にな與かりそと、懇に説き諭し、九月四日、つひに江戸を辭せんとす。此日薩邸の樺山三圓は、小楯を招きて別宴を開かんと約せしも、小楯いとま無かりしかば、其むね三圓許言ひおくり、つひに訪はずして發す。三圓は同志の人々を集め、さまざまに用意して待ちけるに、來らざる由聞えければ、一座大に失望す。三圓やがて

二幅の畫を壁間に掛けていひけるやう、この墨梅は半平太が畫く所なり。余曾て長州の時山直八を訪ひしとき、席上此畫を見、其風流にも達せるを感じ、懇請して得たるなり。今其人來らざるも、これを見れば、猶親しく相對するがごとし。よろしくこれを彼人に擬へて杯を把らばやと述ぶるに、一座大に悦び、互に酒酌みかはして去れりとぞ。其人の爲に慕はるゝことかくの如し。かくて小楯は土佐に歸り着き、先づ平井善之丞を訪ひて、天下の形勢より、薩長の志士と約せし事實を子細に申し述べ、夜半に及びて我家に歸り、翌日藩廳に詣りて、大目附市原八郎右衛門にまた薩長の藩情を語り、本藩に於ても、時勢に後れざらんやう奮發あらんことを説き、土佐七郡の有志を團結し、以て薩長と事を共にせん事を勸むるに、皆喜びて之に賛同し、坂本龍馬、平井收二郎、間崎哲馬、中岡光次等も亦來て同盟せり。程なく森助太郎等は香美郡より、安岡嘉助等は安藝郡より、吉村寅太郎、那須信吾は高岡郡より、各同志を率ゐ來りて、一番振起の事を相議し、小楯の聲望愈々高し。小楯乃ち明春を以て約を履み、薩長と京都に會し、有志の搢紳によりて、復古の大功を立てんと決心し、それにつきては、藩主豊範に獻言せばやと思ひしが、身は下士の班にあり、藩主は猶幼年なれば、とても其功成らじと推察し、先づ重役吉田元吉を訪ひ、薩長と約せし事情を語り、ひとへに周旋盡力せられん事を頼み聞えしに、元吉嘲笑ひ、之をうけずして曰く、子も亦浪士輩の愚弄する所と爲るか、子等が憑める長袖涅齒の輩、いかで事を計るに足らん、且當山内家が幕府に於るは、大に島津、毛利の二家と異なり、また

二家の藩情とても未だ十分に信ずる能はず。我今子に任せんと思ふは、九州諸藩の事情を探らん事是なり。先づ九州を巡察せられよと言ふ。小楯押返して、薩長二藩はもはや疑ふ所無し。其他九州諸藩に於ては、僕客秋劔術修行の名を以て、粗其事情を視察して歸れり。今復再遊するも難きにあらねど、さすれば空しく日月を費さん。早く薩長と同心協力し、大義を天下に唱ふるに如かず。三藩既に率先せば、天下必ず風靡して之に應ぜん事疑ふべからず。是力を用ふる少くして功を得る大なるものなり。先んずれば人を制すといはずや。時機失ふ可からずと論ぜしかど、元吉つひにこれを容れず。折ふし江戸品川の藩邸修葺の評議ありと聞き、小楯また元吉を訪ひ、今日の形勢に際しては、其無益なるむねを説き、寧ろ其木材を大阪に廻して軍費に充てらればやと諫めけれども、是も亦容れられず。如此元吉と意見相合はざりしが、元吉もとより容堂の知遇を得たるに、當主猶幼きまゝ、威權ひとり其身に歸し、ほと／＼家老、奉行をも凌がんとす。此に於て、血氣の壯士等、彼を誅除せん事を計る者あり、小楯これを聞き、其人々を招き、元吉は一藩の顯職にある者、若し之を斬殺せば、所謂暴を以て暴に代ふるの責を免れず。わが同盟皆忠君愛國の至誠を貫徹せんとする者、よろしく他の手段を以て之を退くべしと説き諭し、やがて平井善之丞と謀り、藩主の一族山内大學、山内兵之輔、家老桐間藏人、深尾丹波等に就き、速に元吉の黨を斥け、勤王一途に歸せん事を勸む。折ふしさに長州につかはしたる吉村寅太郎歸り來り、彼地にて平野次郎にあひし事を語り、今の如くにして時を空うせば、却て

吉田等佐幕黨の爲に害せられん事必定なり。若かず同盟相率ゐて脱藩し、以て平野等と事を共にせんにはといひければ、小楯顔色を正うし、我輩祖先以來、山内家の恩を蒙る二百餘年、今主家を奉じて勤王の名を成すを得ず。他藩の力によりて事を爲すは、我志にあらざるなりと述べしかば、寅太郎返す辭なくして立去りしが、遂に曾和傳左衛門、宮地宜藏を誘導し、俱に脱藩せん事を計る。小楯これを聞きしかど、とても制す可からずと思ひ定め、其爲すに任せてありけるに、またさきに京攝の方に行き居たりし坂本龍馬歸り來り、かしの形勢事情を述べけるにぞ。小楯つく／＼また思案し、かゝれば藩論を一定する事こそ當今の急務なれ。之をなさんには、またそれ／＼の人を要す。傳右衛門は長く職を藩廳に奉じ、内外の周旋になれたる者ゆゑ、こは留めおきて後の用にせばやと、あとを追ひて城東松ヶ鼻に到れば、寅太郎等三人が今將に發船せんとする時にあひぬ。すなはち寅太郎に向ひ、御身これより長州にゆかば、久坂玄瑞等に面會し、余が藩論に苦辛する心事をよく語りてよとて、一封の手簡を托し、傳左衛門には留まるべきむね諭し、つひにこれを伴ひて立歸る。間もなく龍馬も脱藩せし由聞きて、小楯歎息し、藩論因循いつ迄も如此にては、有志は追々遁走し、所謂楚材晋用の悔あらんと、早速同盟相謀りて、一同家老等に逼り、藩政を釐革し、人材を登用せんことを痛論す。皆漸く納得せし模様なりしかど、猶斷行するには至らざりき。其後また本間精一郎といへる者、寅太郎が紹介書を持ち來り、武市先生に面會せんと乞ふ。那須信吾出て之に應接するに、彼れ辯舌さわやかに

して、時勢の有様手に取る如く説きけるにぞ、信吾これを小楯に告ぐ。小楯乃ち河野萬壽彌等と呼びわれどもふに、かの本間といふ者は、所謂縦横の辯を振ひて、己が功名を博せん爲、必ず我輩に脱藩せしめんと計るならん。御身彼に遇ひて之を斥け、我藩は飽迄も藩主を奉じて勤王し、決して他には依らざるむねを述べ、彼が虚喝に誑かざるゝこと勿れといふ。これによりて信吾、萬壽彌、さらに精一郎に對面し、つひに其説を論破して立去らしめたりとぞ。此年藩主東觀の期に當りしかば、四月を以て發程の命あり。小楯思ふやう、藩主年尙幼にして、其左右は皆佐幕の徒のみ、或は京師に朝せずして、直に東下せんも測られず。これを如何せばよからんと、弘瀬健太、島村衛吉等を會し、ひそかに相議しけるに、皆佐幕の巨魁吉田元吉を除くこそ肝要なるべけれど云ふ。小楯熟慮のうへ、已むことをえずして之を許し、同盟をして各順次を定めしめ、四月朔日を初として、日々元吉の舉動を窺はしむ。然るに第一番の岡本猪之助等、第二番の島村衛吉等、皆其機會を得る能はず。乃ち那須信吾を第三番の任に宛てしも、未だ其助手を得ざる折から、大石團藏、安岡嘉助來りて之を請へるに依り、其數に加はらしむ。かゝる所に、大利鼎吉來り報ずるやう、今宵元吉君公の講筵に侍するよし、然らば必ず夜深く下城するに疑無しと、信吾等三人之を聞き躍り上りて勇み立つ。小楯更に之に向ひ、今日の事たる萬々已むを得ざるに出づる者にして、只國家の爲に佐幕派を驚かさんとの主意なれば、必ずしも殺すを要せず。傷負はすのみにて事足りぬべし教ふ。三人つひに元吉を斬殺し、各其場より出奔

せしが、一藩これが爲大に震懼す。されど猶元吉の餘黨は、亡命の三人を追捕せんとて、其用意嚴重なりと聞き、島村以下の壯士共、小楯の家に相集まり、死を決して餘黨を斬らんとさわざ立つ。小楯これを鎮撫せんとするに、多勢の事とて、中々に靜まるべくも見えざりける。連枝山内民部等之を憂へ、密書を小楯方に贈り、謹慎命に従はしめんとす。其書に曰く、

只今一統必死相極、又傷ニモ相成候勢之由、然ルニ今取手參り候トモ、先心靜ニ縛ニ就相待候得ハ、直ニ刑議定候譯ニモ有之間敷、又我々急度力ヲ盡シ、一時ニ打潰シ可申ニ相定候間、先左様相心得候ガ、至急忠義ニ相當リ候乎ト存候。

四月十一日

民部

小楯これを衆に示し、漸く鎮撫するを得たり。藩廳も亦小楯等の言ふ所を納れ、元吉等從來の罪をたゞし、盡く其餘黨を斥け、平井善之丞を仕置役に、小南五郎右衛門を大目附に任せしかば、國人皆類を聚めて悦び合へりとなん。さて又、此頃朝廷にては、さきに内勅を薩長の二藩に下し、勤王の實功を擧げしめんとしたまひしが、二藩或は功を競ひ、釁を生ぜん事を慮り、更に一強藩を擇び、かゝる折には、其間に立ちて調和の勞を執らしめばやとの議あり。小楯のかねて思ふ所も亦其如くにて、曾て薩長兩藩と約束したる趣、九重の上にも達せしかば、主上ひそかに御喜びありて、速に藩主豊範に入京すべきむねの内勅を下され、三條實美これに副書して豊範に傳へしむ。弘瀬健太、河野萬壽彌、こ

れを土佐に報ず。抑も武門權を執りてより、朝廷と諸侯の間懸隔甚だしく、意志を通ずべき道なかりしに、今俄に斯の如き内勅ありしかば、藩中の者共驚き恠み、是或は有志の輩、私に爲したる事に非ずやと、全く之を信ぜず。小楯等大に憂へて、小南、平井のともがらも、朝旨疑ふ可からざる由、さまざまに説きしにぞ、一藩の疑漸く解けしかど、父容堂江戸にあるをもて、未だ決行する能はず。先づ假に奉書を呈し、其後豊範江戸參觀の爲とて、高知の城を出發し、小楯等以下之に扈從す。かくて大阪に到り、暫く留まり居る事と爲りしかば、小楯等乃ち京都に在る島村衛吉、弘瀬健太と謀り、さまざま周旋するむねあり。此折近侍の中には、大阪よりして直に江戸の方に下らんと計畫せる者ありと聞えければ、小楯等かくてはゆゑしき大事なりと思ひ定め、是非入京あれよと、豊範に申し勧めしかば、豊範自ら決する能はず。これに因て、小南五郎右衛門をして江戸にゆき、容堂の指揮を請はしむ。間もなく五郎右衛門立歸り、容堂も異議無き由申述べしかば、衆評始めて決し、七月廿五日を以て豊範入京す。折ふし小楯麻疹に感じ打臥してありしかど、是天下の大事なりと、病を努めて相從ふ。やがて傳奏坊城俊政もて、内々の勅を下され、薩長二藩と相俱に闕下を警衛すべき旨仰付けらる。世人薩長土を呼びて三藩と稱せるは、即ち此時よりの事なりとなん。小楯麻疹にて打臥したりし時、天下の形勢に鑑みて、藩主より朝廷に獻言あらまほしく思ひし折、長州の獻言といふものを見、大に心附く所ありて、つひに一篇の書を作り、これを豊範に呈じ、其可否を請ひけるに、豊範も然るべしと思ひけん。直に朝廷にぞ奉りける。

此度

勅定ヲ以、京師御警衛之 仰ヲ蒙リ、弱年不肖之身分トシテ、恐入候次第ニハ御座候得共、天下安危所係、深被爲惱 宸襟。不容易時勢ニ候得ハ、粉骨碎身一國之力ヲ盡シ、敬而遵奉可仕ト、苦心酌慮仕候。抑外夷跋扈手ニ餘リ候根源ハ、昇平久敷打續キ、因循偷安自然君臣ノ大義ヲ忘レ、幕吏恐怖ヲ抱キ、姑息之所置有之ヨリ、赫々タル

神州、國體ヲ汚穢シ、往古未曾有之大耻辱ヲ招キ、遂ニハ智者アリトイヘトモ、不能善其後之大害ヲ釀候段、言語同斷不安次第ニ御座候。是故ニ忠憤義烈之士ハ、慷慨切齒ニ不堪、度々暴發モ有之候得共、幕吏ハ處置其當ヲ失スルノ所令然ヲ不覺悟、却テ彼ノ輩ヲ懲治シ、慘刻ヲ極メ、益醜夷無鑿之求ニ應シ、皇國之疲弊、万民之痛苦ヲ不顧、聊カモ愛國之心無之ヨリ、諸藩有志之士彌憤怒、天下ノ變不可測ニ立到候處、薩長二藩ニ於テハ、天意ヲ奉體仕リ、周旋盡力種々建議モ有之、兎角歸着仕候處ハ、攘夷之一策ニ有之、其策ニ至テハ、尤一大難事ニテ、容易ニ難取行。詮スル處ハ、根本ヲ整へ不申而ハ、不相成事ニ御座候。其根本ヲ整へ候愚策、左ニ具上仕候。

一今日諸侯ヲ見渡候ニ、各自互ニ士卒ヲ養ヒ、自ラ緩急ノ用ニ相立候様ニ候得共、皇國第一之京師

ニオイテハ、却而防禦之御用ニ相立候者無御座候。固ヨリ諸藩ヨリ警衛仕候ハ當然之儀ニテ、豫而其御手當ニ相成居候得共、外寇不可測之時ニ至リテハ、諸侯各其國ヲ捨、遠ク京師ヲ警衛仕候事、決シテ難出來事ニ御座候。左候時ハ根本甚危候間、五畿一圓御領ニ奉附、

親王以下諸縉紳江御分與被爲遊、万一不虞之戒有之共、畿内一箇之力ニテ、充分御防禦相成候様被爲遊度、尤河泉二國ヲ以、近江一國ト御取替相成候様、被爲遊度奉存候。攝山和江四國ヲ以、御領ニ奉附之義ハ、則根本ヲ整之大眼目ト奉存候。右四國之内ニ而爾來封食仕候諸侯ハ、幕府ヨリ自領ヲ以テ裂キ與ヘ、不殘其地江爲移、右四國ハ

叡慮之儘、親王以下御配置、又諸國忠勇之浪士御召抱、尙大阪邊豪富之者江被仰付、器械戎具充分御手當被爲遊、豫メ防禦之御手配相立候其上ニテ、斷然攘夷之

勅ヲ御下シ被爲遊候様仕度、右被相行候時ハ、乍恐萬民天意ヲ奉恐察、不示シテ實意ニ基キ、必死之覺悟相極可申、右方今御急務、無此上御事ト奉存候。

一幕府從來之規則、諸侯之妻孥ヲ江戸ニ置キ、每歲參府仕候ニ付、財用欠乏之國柄而已ニ御座候。是全ク徳川氏、諸侯ヲ弱クスルノ權道ニ可有之候得共、如今外夷隙ヲ窺之時ニ當リ候ニ付、諸侯參勤之規則ハ、國之遠近路程之難易ヲ測リ、五年或ハ三年ニ一度ヅ、參府候様相成、妻孥ハ各

其國ニ就カシメ候時ハ、粉黛之給且奔命之費モ無之、江戸ニオイテモ輻湊之口喙ヲ減シ、無益之糧穀ヲ費シ不申、自然富國ニ相成可申ト奉存候。

一政令ハ朝廷ヨリ御施行可被爲遊處ニシテ、往古ハ

天子躬自訴訟ヲ御聽斷被爲遊候處、近古壹是ニ權門ニ御委任相成リ、漸々君臣之分不分明、習俗之久シキ、今ニ至テハ幕府ヲ遵奉之餘リ、畏クモ

天子ヲ凌慢仕様ニ成行、誠ニ以奉長大息事ニ御座候。此度屹度名分御正被爲遊、政令一切朝廷ヨリ御施行ニ相成、諸侯モ亦直ニ朝廷ニ參勤仕様被爲成度奉存候。

右三條方今之御急務ト奉存候間、早々御英斷被爲遊、御施行相成候様仕度、乍併今日一二之諸侯ニ被仰含關東江罷下リ、於彼地而假令每人ニ說諭周旋仕候共、斯迄苟且偷安之人情ニ陷リ居候得ハ、決シテ遵奉仕候儀ハ有之間敷、却而幕吏之侮慢ヲ受可申、畢竟幕吏之遵奉不仕シルシハ、先達而被仰下候

勅旨、御請乍申、其實今以不被行、且又此度一橋越前連署差出候紙面上ニ、時勢難被行ナト申處ニテ分明ニ御座候。雖然今此儀不被行時ハ、攘夷之謀モ難相立事柄ニ候得者、一時之權議ヲ以、豫而

勅書奉内願候。肥後并ニ因備二州阿波ヲ初メ、九州諸藩江上洛警衛仕候様、
綸旨御指下ニ相成、大藩七八 闕下ニ參候仕候様相成リ、赫々之武威ヲ御觀シメ被爲遊、其後
ニ

勅使ヲ以關東江被 仰遣、仁恕正義ヲ以、其傲慢之心ヲ諭シ、權力威勢ヲ以、其虚喝ノ意ヲ挫キ
候時ハ、寛猛之御處置ニ恐縮仕リ、

勅旨遵奉可申、何分方今之憂、人心之因循ニ御座候。兎角古ヨリ俗吏之因循ヲ馭候術、權威ニ非
スシテハ不被行様奉存候。今方ニ神州英武之氣ヲ挽回シ、王室ヲ恢復スル大機會ニ御座候得ハ、
早々御斷行被爲遊度奉仰候。臣土佐守邊疆微弱之國柄ニ御座候得共、唯

天意之儘ニ進退可仕、微忠之愚慮一ニモ御採用被仰付候ハ、難有奉存候。以上。

壬戌閏八月

然るに、此前嶋津三郎が、江戸に下りて朝旨を傳へし折の事に就き、長州の心に厭かざる事ありて、
二藩の間分離せんとせしにぞ、小楯其間を調停して、つひに事なからしめぬ。又中山忠光等の事に就
きても、小楯周旋奔走の勞一方ならざりしといへり。小楯此頃、嶋村壽之助に、本國に於て同志を結
合せん事を托せしかば、壽之助乃ち同志嶋本審次郎に謀る。審次郎はまたこれを岡内俊太郎等に謀り、
在藩の同志者を得る事に勉め、小楯をして後顧の念無からしめければ、小楯益々三藩の事に心を盡し

ぬ。かくて三藩の和合相調ひしをもて、小楯等青蓮院の宮に謁し、攘夷の勅使愈々幕府に下され、然
るべき旨言上せしに、宮もげにもと思はれて、さらば其旨汝より、直に三條中納言等に傳へよと宣ひ
ければ、更に三條及び姉小路兩家に謁して、其由を傳へしに、皆一議もなく之を嘉し、つひに朝議こ
れに定まり、三條實美を勅使に、姉小路公知を副使に、山内豊範に隨行を命ぜらる。この事久しく決
せずしてありしを、かくと、のひしは全く小楯が力なりしとかや。さて十月十二日に漸く京都を發し、
程なく江戸に達しぬ。滯留中十一月十三日の事なるが、久坂玄瑞、高杉晋作等、横濱を焼拂はんと
計畫を定め、ひそかに其意を小楯に告ぐ。小楯其無謀なるを憂へ、直に容堂に謁して、之を諭し止め
んことを請ふ。容堂これに同じ。小南五郎右衛門を長州邸に遣して、長門守定廣に告ぐ。定廣大に驚
き、自ら馳せて止めんと言ふ。五郎右衛門歸りて其由話せしかば、小楯も即刻馬に鞭ち、大森の梅莊
に到りし處、定廣早くも來り居、つひに玄瑞、晋作等に説き、其暴舉は止めけるが、途中長藩周布政
之助醉に乗じて容堂を罵りしより、又もや二藩の間に事起らんとし、事體大にもつれ來り、間崎哲馬
等自殺せんとするに至りしが、漸く無事なることを得たり。やがて其月廿七日、正副勅使入城し、攘
夷すべきの勅を宣し、勅書に副ふるに、諸藩忠勇氣節の士を選び、親兵として京都警衛と爲すべき内
諭を以てす。こはかねて小楯が豊範に申しす、めたる所なるが、朝議これを採納ありて、かくは申下
されしとぞ。將軍家茂親しく勅使を迎へて上段に延き、其身は中段の席に就き、膝行して勅書を拜戴

す。次の月五日に及び、勅旨遵奉の答書を作り、臣家茂と署して華押を爲し、始めて入臣の禮を執る。徳川氏政權を掌りしより未だ曾て有らざる所、是皆小楯等が參贊其宜きを得たるによれりと云ふ。此事首尾よく了りて、京都に歸り來りしに、此頃青蓮院宮は、薩人に黨して有志の士を忌まる、よし、評判頻にさわがしく、宮はまた此誣言を憤り給ひ、事體穩ならずと聞えしかば、小楯また之を憂へ、直に青蓮院に參りけるに、宮には憤の色し勵く、此頃有志の者共、身が爲す所を疑ふ由なれば、今より時事を度外にし、山林に幽棲せまく欲するなりと宣ふに、小楯之を推返し、今日朝憲挽回の運に際し、區々たる巷説に因て、國家の大事を放棄せんとし給ふは、宮の御職分にあるまじき事なりと、涙を揮つて諫めしかば、宮の心漸く解け、よくまた熟慮すべしとぞ仰せられぬ。これ三年正月の事とかや。二月、中山忠光、言路を開き、人材を擧げ、攘夷期限を定むべきの三策を以て、鷹司、近衛の諸家に説かんとせしに、岩倉、千種の二氏が事を支へしを怒り、二氏の首斬りて朝議を振起せんと、之を玄瑞に謀る。玄瑞因て寺嶋忠三郎、轟武兵衛を伴うて、小楯の宅に至り、其事情を告げて、可否を問ひはかる。小楯其無益なるを思ひて之を諭し、岩、千、二氏の首を獲んとするは、其主とする所、二氏の首にあらずして、朝議の振起を計るにあらん。然らば朝議さへ振起せば事足りぬべし。足下等三人其志を同じくせば、よろしく關白殿に詣り、かの三策を上言し、餓死を期して退かず。以て朝議を動かすべしと勧めしほどに、三人之を領承し、早速忠光を訪ひて其舉を止まらしめ、やがて鷹司輔熙

に謁し、死を決して動かざる小楯の言ふが如くに爲し、かば、關白にも感動して之を奏請し、遂に將軍の上洛、攘夷の期限等、此に始めて決議せり。是等皆小楯が斡旋の力によりし事ゆゑ、小楯の名聲四方に聞え、其勢力藩政にも及びしにぞ。藩内家柄の者共、吉田元吉の餘黨と合體し、之を構陷せんとする徒多く出たり。他日小楯が禍にかゝれるは、實に此事に萌せりとなん。既にして薩人の中に、長士二藩の相和するを嫉む者ありて、讒誣を謀る者も少からず。容堂の京都に入るや、恰も其物議盛なる時なりしかば、やゝ小楯の爲す所を疑ひ居たるに、ある日薩藩の重役等、容堂に見えて何事をか談ぜしに、容堂それより益々疑ひ、つひに小楯を疎んじ斥く。小楯乃ち同盟諸士を招き、古より人主の疑を受くるは、必ず事の明白ならざるより生ず。拙者是より君前に出で、辛酉以來國家の爲に盡力せし顛末を、悉く述べて罪を請はんと思へり。必ず生きて還るを期せず。諸君はこれに倣ふも益無ければ、或は水戸に、或は長州に投じ、一時潜伏して時を待たるべしとて、やがて容堂に謁を請ひ、同志連署の盟約書を披き、是まで爲し、事一々に縷陳し、聊もかくす所無く、謹みて罪を請ふに、容堂聽了りて敢て咎めず。但盟約書の如きは、宜く火中すべしと、其苦心を慰諭し、手づから菓子一箱を賜ふ。此日同盟の諸士は、平井收二郎が舍に會し、小楯が進退如何と待ち居たるに、小楯件の菓子を携へ歸り、恩命の辱きを告げしかば、一統始めて愁眉を開きしとなん。かくて三月十五日、擢でられて京都藩邸留守居役と爲る。こは陽には登用せられたる如くなれども、實は貶斥せられしなり。是月容

堂暇を賜はりて、土佐に歸る。小楯亦扈從の命を受く。同盟諸士集りて、皆小楯を諫め、今日藩地の論は皆變じたる模様なり。此際老公に供して歸るは甚だ危し。寧ろ相率ゐて長州に投じ、隱然朝廷の衛たらんにはと言ふ。久坂玄瑞亦來りて之を勸む。小楯大に其好意を謝し、其事は拙者も思はぬにあらねど、一たびは藩に歸りて、聊か計り試みんと思ふ所あり。もし我老公に如何はしき所爲あらば、鞠躬盡力諫めて死に抵らんのみ、何の面目有りて他家の食客たらんやと述ぶるに、衆皆感動して、一言も發する者無し。間もなく容堂國に就き、小楯は少しく後れて、四月四日に歸藩す。小楯の歸るや、一意藩政を釐革せんことに志し、折を見ては容堂に説き、又大目附本山只一郎とこれを論じ、其身曾て桃井春藏の方にて、塾弊を矯正せし事を話し、此事小と雖も亦以て大に譬ふべしと言ひしに、只一郎大に其言を賛せしかど、力つひに及ばずとて、自ら耻づるの餘り職を罷むるに至れり。小楯は更に屈する所なく、又も書を容堂に上り、大阪住吉の陣營にある人員を京都に移して、緩急の用に備へん事、又阿波藩に照會して、芳野川上流の諸山を伐り以て財政を補はん事、又かねて薩長二藩と議し、有志の士を上京さすべき約あるに、本藩のみ未だ其約を履まざるを遺憾とする等、詳かに陳したりけれども、また聽入れられず。されど猶更に別書を草し、一昨年藩廳に獻言せる所採用せられず。つひに昨今の形勢に値遇し、品川邸修繕の爲輸送せし木材、空しく國許に送り返せるため、數萬圓を徒費せし前例を引き、今日の形勢に於て猶狐疑せんには、亦木材の如き悔あらんと縷陳す。今其草案の中を抜抄

せんに、

愚昧之私、重大之儀度々言上仕、奉恐入候得共、存付候儀ヲ不申上テハ、却テ道ニソムキ申候譯ニ付、不憚身分愚存之儘奉言上候。過日重キ御意之御趣奉拜承、誠ニ以難有奉恐縮候。右御趣意幾重モ愚慮仕候處、何分當今天下危急之秋ニ御座候へハ、非常之御變格不被爲存候テハ、乍恐御趣意貫徹仕候様不奉存候。上下合體協和之儀ニオイテハ、孰モ憂苦仕候儀ニ御座候處、君子小人之差別御座候而、孰モ小人エハ親マサルハ、當然之譯ニ御座候得共、夥敷御臣下ニ候得ハ、其中ニハ奸曲者モ有之、俗論者モ有之、又正義之者モ有之、則正義之者ハ正義之者ト親シミ、奸ハ奸ト親シム道理ニテ、勿論孰モ自分ヲ正義ト心得居申候。其内ニハ又様々之者御座候而、誠ニカク迄

御上之御苦心被爲遊候モ乍存、只一日之安佚ヲ事トシ、甚敷ニ至テハ

天朝ヲ奉誹謗、或ハ御國政之得失、御役人之善惡等、他國ノ事ヲ批判スル如ク、ヨソノ敷心得、飲食衣服家作等之奢侈ニ長シ、文武之道モ申譯之爲ニ御館内エ顔出シ致シ、或ハ又出精仕候而モ、名聞之爲ニ致シ候様之者モ有之歟之風説ニ御座候。志アルモノハ、孰モ二百年來之御高恩ヲ奉報之時ト決心仕居候ニ付、武器之手入、或ハ其身之得物等之修覆仕候へハ、自然其勢他人エモ顯候處、却而俗物ヨリハ勤王組トカ、或又天眼組トカ申唱、嘲ル様之事ニテ、誠ニ淺間敷事モ有之歟

之様ニ相見ヘ申候。又正義之者迪モ、時勢之見込寛急ニ依テ、論之違候事モ有之、聊其論之違候處ヨリ、自然間違、互ニ疑合居候モ有之歟之趣ニ相見ヘ申候。是ハ互ニ心腹ニ論候ヘハ、眞ニ一和可得道理ト愚慮仕候。右之次第ニ御座候得ハ、何分ニモ時勢之御變格ヲ以、執政之場ニ眞ニ正義ニテ目附ケ之宜モノ、御撰舉被爲遊度、左様相成候ハ、其以下ノ自然忠直之者相用申儀ニ御座候。政府エ着眼之同キ者相揃時ハ、如何様之事ニテモ思召之儘ニ被相行可申、政府ニ人之不揃時ハ、議論區々相成、何事ニテモ速ニ決定不仕、其内ニ始終機會ヲ失ヒ申道理ニ御座候間、何卒 御英斷ヲ以、右御變格被爲遊度奉存候。拔擢等之義ハ人氣ニ係リ申儀ニ付、一時ハ聊俗論沸騰可仕候得共、決シテ憂ニ足サル御事ニテ、追々目ヲ覺シ、自然ト正義之風ニ化シ、眞ニ上下合體ト相成、御趣意貫徹可仕道理ト愚慮仕候。右等之儀思召モ可被爲在奉恐察候得共、誠ニ今日 神州薄氷ヲ踏之時ニ至リ、志有モノハ孰モ憂憤ニ堪カネ、最早頗ル相迫リ居候ニ付、此機會失フヘカラサル御場合ト愚慮仕候ニ付、不得止言上候。誠恐誠惶。頓首謹言。

六月三日

武市半平太

右建白書ニ添ヘタル別紙、

一京師之模様以ノ外差迫リ、殆累卵之勢ニテ、此上如何様之事釀シ成候モ難計、乍恐主上エ奉迫之勢ニ御座候得ハ、速ニ御上京被爲遊、御自ラ御守衛被爲遊候御儀、御當然之御儀

ト愚慮仕候。然ニ當時御勝手向殊之外御窮迫、殊ニ人心モ未定ラサル御場合ニ候得ハ、直様御上京ト申モ、乍恐 御意ニ任セサル次第ニ御座候ハ、御上之御名代トシテ、御家老之内壹人御人數相加エ、急速ニ御差立被爲遊、兵之助様御人數ハ殊之外御鮮ナキ事ニ御座候得ハ、彼之御地ニテ忽御差間ニモ相成可申愚慮仕候。是迄三藩ト被唱候筋、何處迄モ御貫キ被爲遊度、

天朝薄氷ヲ踏之時ニ至リ、御傍觀之形ニ相見候而ハ、第一君臣之大義ニオイテ、不被爲濟事ニ御座候得ハ、不取敢御家老壹人、急ニ御差立被爲遊度、右等之儀ハ疾其調モ可被爲在候得共、實ニ一尅ヲ爭候義ニ付奉言上候。

一住吉御陣屋之儀ハ、御持固メ難被爲遊候ニ付、其御旨御正實ヲ以御斷立ニ相成居候處、御免之御沙汰モ無御座御旨、然ニ於關東彼ノ外夷ノ拒絕談判、去月十日期限之處、御實意不相立事ニ候得ハ、只今攝海エ乘入候事、決シテ有之間敷、只今之處ニテハ、名有テ實無キ事ニ御座候間、此人數皆々京師エ相詰候様被爲遊度、其内萬々一攝海エ乘入來候迪モ、兩日之内ニ參リ可申譯ニ候ヘハ、何モ御差間之筋有之間敷愚慮仕候。

一芳野川木材流シ方之儀、阿波様御相談被爲遊候處、今以御熟談ニ不相成御趣、然ニ當時勢ハ、實ニ

皇國危急存亡之秋ニテ、是非天下ノ財利ヲ盡シ、天下之人力ヲ盡シ不申テハ不相成、右川筋之木

材ハ、阿波方エ出之外道無御座、阿波様御差問之議不奉得其意、上流之物ヲ下流ニ出シ候儀ハ、天地運用之常理ニ御座候ヘハ、可然人物御撰被爲遊、御使トシテ急ニ御差立ニ相成、反復利害ヲ解盡候時ハ、彼方ニオイテモ、決シテ御異論有之間敷愚慮仕候。

一海防御手賦之内、他國修行御差止ニ相成、且又御國境之御番所エ御足輕御差立ニテ、嚴重ニ相成候由、風説承申候。是ハ本ヲ捨末ヲ防ノ道理ニテ、上ヨリ下ヲ疑候譯ニ相當リ候得ハ、下ヨリ上ヲ奉疑譯ニ相成可申、畢竟近頃不心得ニテ、亡命等仕候者有之候ヨリ、他國修行御差免ニテハ、數人他國エ出、暴發等仕モ難計トノ御詮議振ニモ可有之哉、根元海防御手宛トハイヘトモ、御國許エ異船參リ候ヘハ、他國ニ居候テモ、晝夜カケ戻可申譯ニ御座候。又カケ戻ラサル様ノ者ハ、御國ニ御止メ置ニ相成候由モ、物之用ニハ決シテ相立申問敷、志シ有モノハ何卒文武之内、セメテ一藝ニモ長シ、事有レバ必一番ニト存込、又當時ニテハ天下之形勢ヲ見、又諸藩有名之人エモ面會シ、我心ヲ磨、少シニテモ御上之御爲ト相成、數年之御高恩ヲ奉報度心得居候ヘハ、右様御差留ニ相成候テハ、其志ヲノバシ候事不相成ヨリ、只内ムキニ相成可申譯ニ御座候。總而御政體之義ハ御寛大ニテ、其本ノ起ル處ヲ見、以テ下々ニ至ル迄、其心之御上エ歸シ奉ル様御仕向不被遊候テハ、不相成ト愚慮仕候。纔ニ四五人之亡命者ヨリ、惣分ヲ御疑ヒ之様ニ相見候而ハ、却而御國亂之端ト相成可申ト、別而奉恐入候。本文奉申上候通、政府ニオイテ、誠義

之御國是相定、人々向フ處ヲ知リ候時ハ、決シテ亡命等ハサシ置、他藩ヨリモ御國ヲ奉慕候様相成可申ト愚慮仕候。

一薩長之一件、今以御決論之御旨拜承不仕、豫而奉言上候通之義ニテ、私共依此義御國エ歸リ候事ハ、兩藩ハ素ヨリ他藩迄存知之事ニ御座候處、ケ様相延候テハ、兩藩エ對シ不被爲濟事ニ御座候。兩藩ヨリモ其節歸國ニ相成居候哉、此頃承リ候得ハ、疾歸京ニ相成、御國ヨリ私共歸京之遲キ事、御國論之定ラサル處ト、薩人杯竊ニ笑ヒ居候趣ニテ、イカニモ心外至極ニ御座候間、今日即刻御決議被爲遊度奉存候。

此頃また平井收二郎、間崎哲馬、弘瀬健太等は、青蓮院宮の令旨を請ひし事に坐し、獄中に在りけるが、俗論黨其所爲を論じて、死刑に處すべきむねを主張すと聞き、小楯之を憂へ、早速容堂に謁して、彼三士が爲す所は、畢竟憂國の念に外ならず。願はくは恩赦あらん事をと再三申述しほどに、容堂も之をうけがひ、内諭する所ありつるが、藩廳の議これを容れず。つひに三士を死に處しぬ。折ふし長州より、大和彌八郎、時山直八等、屢々來りて時事を談ず。小楯乃ち慨然として、薩長の調和を以て自ら任じ、入京の志を抱きつれど、同盟の若者等が、みだりに事を起して變を生ぜん恐れあるまゝ、心中大に安からず。内に向ひては、藩論日に挽回に至るにより、靜かに時を待つべしと説き、外に向ひては、情勢の切迫忽にすべからざるにより、深く謀る所ありと説き、主恩の重きと時事の大なること

を双肩に負擔し、つひに其身高知を離る可からずと決心す。乃ち豊範の旨を請けたる文案を草し、之を在京の同志に贈り、薩長二藩の交際を全うせしめんとす。其年八月、吉村寅太郎等、中山忠光を奉じ、兵を大和に擧げし報至り、踵ぎて朝議一變し、長藩が堺町門の警衛を罷め、其藩士の滯京を停め、三條實美等は、都に居ること能はずして、長州に下りしと聞ゆ。此に於て、一藩大に驚き、尊攘の事を口にするを畏れ、小楯等愈々嫌疑を受くるに至る。此頃の事にかありけん。三瀬深造といふ者、小楯を訪ひ、其苦心を慰めしに、小楯頭を垂れ歎息し、吾つひに松陰に及ばず。曾て江戸に在りて松陰の詩を見、其苦心の程を聞きしに、雷に一藩の上のみならず、實に天下の事にかゝれり。而るに吾は今一藩をも一致せしむる能はざるは、自ら愧づる所にして、また自ら勵まんとする所なりといひしとぞ。九月、藩廳の議つひに決し、若し小楯を此まゝに打捨おかんには、如何なる事を爲出さんも測られず。早く捕ふるに如かざるべしと、廿一日、藤岡勇七等をして命を傳へ、即刻揚り屋入を申附く。此日小楯乗馬練習の爲、早曉騎して家を出で、歸路島村壽太郎の家に入るに、島本審次郎既に座に在り、計畫盡く敗れし由語る。間も無く岡内俊太郎亦來り、詳かに其情勢を報ず。小楯此時泰然として人々にいふやう、今別れて後は、黄泉の下にあらざれば再びあひ難からん。王事に心を盡して此に至る、また命ならずやと、家に歸りて勇七等に向ひ、委細畏り候ふが、今朝より馬を馴し、未だ朝食せざるまゝ、暫く猶豫したまはれと、悠々と飯を喫し、其後靜かに獄に赴きしにぞ。人皆其餘裕あるを稱せり

となん。既にして南廳の獄に繋がれ、別に取調も無かりしまゝ、日々只詩を學び歌讀みなどして暮し居けるに、一日上番役上田定藏といへるが、巡視として小楯の室に至る。小楯かねて定藏が學事に長けしと聞けるまゝ、先づ其臨監の勞を謝し、さて讀書は如何なる法に據るべきやと問ふ。定藏乃ち小學内篇の事を説き、修身齊家より以て治國平天下の次第を述ぶ。小楯暫く聽畢り、聞くが如くにては、儒家の説なる者、到底迂にして用を爲す能はざらんと、大に其弊を論ず。小楯もと武人にして學問に深からねど、其言よく要に中りしかば、定藏いたく感服しけん。他に向ひて頻に小楯の人傑なるよしを稱揚し、小楯の人物たる、之を刀劍に譬ふれば、五郎入道正宗なり。瑕の有無は知らざれども、正宗たるには疑ひ無しと言ひしとかや。其人の爲に重んぜられしことかくの如し。中番以下の者ども、皆心を傾けて之に事へ、同盟及び家人の消息、又は同囚の情況等、ひそかに相通ぜしほどに、憂心聊か慰む所ありしとぞ。其獄中の唸詠をあぐれば、

元日に（元治元年）

年月はあらたまれとも世の中はあらたまらぬそ悲しかりける

河野萬壽彌よりひそかに梅の枝贈りけるとき、

もろとも冬こもりして此花の今をはるへの思ひても無し

島本審次郎、少し後れて同じ山田町の獄に下りしが、中秋の夜、いまはしきひとやの軒のひまよりも月は誠を照らしてそ行く
と書て小楯に贈りければ、小楯、

大空に照る月影は清けれとおほへる雲をいかにせん君
人の目に見えぬ心の増鏡清き光りは神ぞ知るらん
筆の跡見るにつけつゝゆかしさのなほいやまさる君の面影
いまはしきひとやにつもる此うさは彌陀の國にてともに語らん

歌道不知可察

としるして返したり。審次郎はまたこれを岡内俊太郎方に密送し、今猶其家にのこれりとぞ。小楯また家人に寄せし歌に、

ひるさへもをくらき窓のひまよりも月は誠を照してそ行く
世を思ふ心の足らてかゝる身はひまもる月の影もはつかし
月夜よし夜よしと聞けはまとひせし都の昔思ひ出てつゝ

又春曙を

あはれさは言ひも得やらす月かけのかすみにのこる春のあは雪

小楯もとより書を好みたるまゝ、徒然の餘り畫かける兒島高德の賛に

虞淵強欲返顔光。其奈妖雲滿四疆。風雨不湔題櫻墨。忠魂留得與花香。

など其他猶少からず。かくて獄にあること九ヶ月餘りにして、藩吏始めて審問の庭を開き、其後うちつゞきて、あまたゝび鞠訊したれど、もとより犯しゝ罪あるにあらねば、其證を得ること能はず。慶應元年正月二日、家人に寄する消息の末に、

幽居既ニ三年、歳暮ニ逢ヘバ則チ嘆キ、春を迎ヘテハ則チ歎クモ亦漸ク倦ム。今年ハ強テ祝シ、以テ氣ヲ養ハント欲ス云々。

朝日かけにほひ出てたるのとけさに思ひもはるのこゝちこそすれ

此年五月、小楯自ら死期の近きを知り、盥水を以て鏡とし、影を照らして己が像を書き、

花依清香愛。人以仁義榮。幽囚何可耻。只有赤心明。

と題して其家に贈りしとなん。閏五月十一日に至り。それとさすべき罪案無きまゝ、つひに罪名を羅織すること左の如し。

去ル酉年以來、天下ノ形勢ニ乗シ、窃カニ黨與ヲ結ヒ、人心煽動ノ基ヲ醸造シ、爾來京師高貴ノ御方へ、不容易儀屢申上、將又御隱居様へ、屢々不屈ノ儀申上候事共、總テ臣下ノ處分ヲ失シ、上威ヲ輕蔑シ、國憲ヲ紊亂シ、言語同斷、重々不屈ノ至、屹度御不快ニ被思召、可被處嚴科答

ノ處、御慈惠ヲ以テ、切腹被仰付之。

小楯此時病に臥し居たるが、其報を聞くや、起て沐浴正装し、從容として君命の辱きを拜し、短刀を把り、淺く左腹に植て、右の腹下に至る三遍、三字の様を畫し、端坐して伏す。小笠原忠五郎、島村壽太郎、之を介錯せり。時に年三十七なりしかや。初小楯、門谷貫助に向ひ、余が今回の獄たる、つひに死を賜はるならん。それに就いて思ふに、凡そ切腹の法は、一文字を以て常法と爲し、近來未だ十文字、三文字等を爲す者を聞かず。故に余は此二つの中を用ひんと欲す。されど世には此法を知る者少きゆゑ、或は余が終に臨み、精神錯亂して無稽の事を爲し、ならんと、評する者あらんも遺憾なるまゝ、豫め君等に告ぐるなりといひしが、其後病に罹りてより、又貫助に向ひ、前日話し、切腹の法も、余今病の爲に身體疲勞したれば、恐らくは爲すこと能はざるべし。只余がかく言ひしといふ事を、遺族に傳へてよと述べしが、死に臨みては從容自若、居動聊かも平常に違はず。つひに三文字の法を用ひて死せりとぞ。親戚やがて其遺骸を請ひ、吹井村先塋の次に葬りしに、皆之を痛惜し、遠近來りて墓に詣づる者、日に數十人を以て算ふるに至り、香花常に絶えざりしと云ふ。小楯人と爲り沈毅重厚。喜怒色に見はれず。人皆尊重せざるは無かりき。容堂豪放を以て世に處し、其同族親友を遇するさへ、動もすれば愚弄に渉るものあり。況て其臣下を待つ、家老と雖も禮遇すること稀なりしかど、ひとり小楯を見るに至りては、常に容を改めしとぞ。ある時小楯謁を請ひて事を論じ、論つひ

に協はず。容堂袂を拂つて内に入らんせしを、小楯追ひすがりて其裙を曳き、猶論じ已まざりしゆゑ、左右皆爲に危ぶみけれど、容堂もつひに怒らざりしとなん。薩州の樺山三圓、かつて小楯が議論を聞き、藩邸に歸りて同志の人々に向ひ、恨むらくは吾藩士中、彼に比する者無きを、惟西郷吉之助に似たらんか。眞に大丈夫なりと言ひぬ。長藩の久坂玄瑞も之を評して、人物の高きは、西郷吉之助が上に在らんといいしとぞ。其時人の爲に推重せらるゝ事、大抵是の如くなりき。

修補殉難錄稿卷之四十四 終

補修 殉難錄稿 卷之四十五

平井義比

平井義比は、通稱を收二郎。幼名を幾馬と呼び、後徳助と改む。土佐藩士にして、土佐郡久萬村に生るゝを以て、自ら隈山と號す。祖父を傳藏と呼びしが、家を繼ぐべき男子なきを以て、同藩士池田明次の弟傳八を養ひて其三女に配す。即ち義比の父なり。義比幼きより文武の諸藝に志し、文學は山本治持、中村十郎に受け、武技は都治喜門太に就きて研磨す。其後感ずる所あり、笈を負ひて伊勢に遊び、齋藤拙堂の門に入りて、専ら經學文章を修む。幾もなくして國に歸りしに、武市半平太江戸より歸り、専ら尊攘の説を唱へ、同志を糾合するに會し、乃ち其同盟に入りて謀議に與かりしとぞ。これ文久元年の事なり。翌二年、藩主豊範江戸參觀の途に上らんとて、數多の供人を具して出發する折に、半平太を初、義比等同盟の士數十人之に扈從す。程なく大阪に着せしに、豊範麻疹に罹り、暫く滞在する事となりしかば、義比竊に同志の士と京都に入りて謀る旨ありしに、たま／＼中秋の夜とて、明月皎然、清風襟を吹く。義比樓に登り、詩を賦して其懷を叙す。

客樓邀月思悠々。銀漢風涼三五秋。王道何時如此夕。滿天光耀照諸州。

其心を王政復古に存するもの知るべきなり。程なく豊範病愈え、大阪を發足して京都に入りしに、朝廷、豊範の一族山内下總を召し、薩長二藩と同じく、輦下を警衛すべき命を下されたり。故を以て義比等同志と、妙心寺塔頭慈雲院に駐まり、他藩應接役を命ぜらる。これと同時に命を受けしものすべて六人、即ち小南五郎右衛門、小原與一郎、丁野左右助、武市半平太、谷守部等なり。爾來諸藩勤王の士と交りて、互に議論を上下す。是より先、朝廷勤王の内旨を熊本藩に下されしに、藩内の議論沸騰して、互に軋轢する甚だし。堤松右衛門といふ者之を憂ひ、京都に詣り、長士二藩の力を借りて藩論を鎮めんと、半平太并に義比に就きて、志士を派遣せられん事を請ふ。是に至りて、九州探索の名を以て、谷守部、樋口眞吉の二人を遣す事とせり。かゝる處へ、中山大納言の家臣大口出雲守より書面にて、秘密の用事あり今夕參すべき旨を申越す。義比何事ならんと不審の念を起し、も、兎に角酒肴を取設けて待居たるに、夕方出雲守醉を帯びたる體にて尋ね來り、さていひけるやう、方今九條前關白を始め、久我、千種、岩倉諸卿、及び少將局等誅罰を加ふべき罪ありしも、今尙依然として朝廷の上に翱翔す。是王威の振はざる所以なり。寡君の次子侍從忠光常に之を慨し、今夜少將局を刺さん決心なれども、堂上の臣には勇壯果決の士なし。嚮に本間精一郎を殺し、如きものを得て、志を遂げしめんと欲すと語るに、義比稍其意の存する所を察せしも、故らに是非を論ぜず。語を他事に移し、偏に酒を勧め醉を盡して立去らしめたり。既にして半平太尋ね來り、忠光暴舉を企てし趣を語るに依り、始めて出雲

守の醉語にあらざるを知る。即ち半平太と同じく忠光に謁して、其舉を停めんとせしに、忠光侍臣をして一封の書を與へて面會を辭せしむ。其書中に兎角邸中には面會するを得ず。今夜半平太の旅館に就きて相見るべしとの旨を記せり。兩人其旨を領して立歸り、半平太の寓所に至りしに、出雲守も亦來り、夜半に至り忠光も親ら其門を叩き、さていふやう、昨夜微行の事露顯し、遂に秘すべからざるを悟り、備に決心の趣を父大納言に語りしに、父には事茲に至りし上は、勢已むべからず。然れども、私に彼を刺殺さんには、粗暴の振舞たるを免れず。宜しく彼の罪を鳴し、典刑を正さん事を請ふべし。若し官其請を許さざるに於ては、彼を刺すも晚からず。汝余の言を聽かずして事を果さんとならば、先づ余を刺し、然る後事を遂げよと、懇に諭され、余も其言の至理なるに服し、明日の處置を請ふ事に決心せりと語る。義比等其言を聽き、心を安じて寓所に歸れり。翌日早朝忠光書を以て、義比、半平太の二人を招く。たまく義比寓にあらざ。時刻後れてゆき謁す。忠光曰く、今日斥奸の事を請はん。とす。請ふ三藩も相當の援助を與へよと、義比諾して退く。又薩州の藤井良節も、忠光の言に感じ、近衛忠熙に謁し、忠光の心事を陳し、竊に採納あらん事を申述べしといふ、九月十日、義比始めて姉小路公知の邸に詣り謁を請ひて、朝廷國家の大本を立て、之を鞏固にせらるべき必要を論ず。公知も性慷慨の人なれば、大に其言の理あるに感じ、二人の論旨互に投合する者あるを以て、深く義比の人となり信じて、大に依頼せしとなん。其後義比は、長州の前田孫右衛門を訪ひしに、關白近衛忠熙、

其職を辭せんとするを以て、青蓮院宮は、薩長土三藩の志士をして、之を止めしむるの謀をなさしめたまはんと意あるよしを、孫右衛門語りければ、義比直に姉小路公知の邸に至り、其事實を陳述し、さて半平太は、薩藩の本田彌右衛門、高崎佐太郎、長藩の佐々木男也、久坂義助等と同じく、これも長藩なる宍戸九郎兵衛が舍に會し、關白辭職を止むる事を協議せり。かゝる處へ、朝廷攘夷の勅を幕府に下すの議を決せられ、三條實美を正使とし、姉小路公知を副使として、差遣さるべき事に定まりしに薩人には目下攘夷の勅を下すの機未だ熟せず。姑く時を待つに如かずとの論を出すものあり。又公卿の間にも異論を唱ふる人ありて、青蓮院宮も頻に其説に耳を傾け、攘夷の勅を下し給ふべき時にあらずとの旨を傳へらるとの取沙汰ありしに、義比は過日宮に謁して、親しく承りし言と相違するを以て、竊に谷森外記の許に至り、宮の内旨を窺はん事を依頼せしに、外記は宮の旨を傳へて、單に機會未だ熟せずといふにあらず。三藩の議和合せざれば、功を奏する事能はずといふにありといひおこせたり。義比げにもと思ひければ、同志なる半平太、小南五郎右衛門を伴ひ、薩長二藩の士を會し、相與に評議を凝し、三藩よりも速に敕使を發せられん事を請はしめしに、朝廷速に其議を納れ、此月廿八日を以て、三條實美を中納言に進めて正使となし、姉小路公知を少將に任じて副使となし、更に土佐藩主豊範を以て、敕使護衛の任に當らしむる事とせられたり。是に於て、半平太等存意の如く事成就せるを悦び、本藩同盟の士を以て、敕使を護衛すべき事を協議し、猶義比の寓所に至り、敕使東下に關

する諸般の準備を擔當せん事を依頼せしに、義比快く承諾して之に従事なしぬ。此日三條中納言は、小南五郎右衛門を招き、今度幕府に於て、直に勅旨を遵奉する事とならば、第一に出すべき策は如何、意見あらば遠慮なく申述べよとありければ、五郎右衛門其旨を領し、三藩協議を遂げ、御答申上ぐべき旨を陳して退き、直に義比及び半平太、良節等を招き、孫右衛門の宅に會し相談せしに、議論紛然、甲論乙駁、親兵を朝廷に獻ずる事必要なりとの説や、勢力ありしも、此日は何れとも決せずして止む。其後又々協議をつくし、に、薩州の人々來會せざりしため、直に一決に至らざりしが、遂に親兵を獻ずる事となりぬ。折節久坂義助は、半平太の宅を訪ひて、朝廷親政及び法親王蓄髮の事を論ぜしに、義比亦本山只一郎と同じく、五郎右衛門の宅に至り、朝廷親政、親王蓄髮及び叡山行幸の三事を論ず。さて義比には、加尾といふ一人の妹あり。年若き頃より父母の膝下を離れ、京都に立登りて三條家に仕へたりしが、義比國を立出て、國家のために力を盡さんものとして、京攝の間にとまをり、父母に事ふること能はざれば、加尾はせめては兄に代りて、孝養を盡さんと思ひたち、三條家に暇を請ひ國に歸る事とせり。其折別れの對面せんとて、義比の許に尋ねゆきけるに、義比心計の酒肴を用意し、餞別の杯を取かはし、やがて立出でんとせし時、一首の詩を賦して、志の程を示し、に、加尾もまた歌をよみて之に答へける。義比が詩は、

傳聞忠孝兩難終。吾竭君王汝竭翁。離別他年相遇日。棣棠花底話成功。

たらちねのためにかくとは思へともなほ惜まるゝ今日の別れ路

出立の日に、義比は七條の街はしまで見送りしに、加尾流石に離別の情に堪へざりけん。泣涕潜然として去ること能はざるの状あり。義比氣を勵まし、叱咤して立去らしめんとせしも、しばし背を顧み、涕を呑みて地にふしゝとなん。加尾途中より一の書面を贈りて、偏に義比の心を慰むる事に努めたり。

今日御別れ申候而は、二度御目に掛り候事も覺束なき御事ゆゑ、申上置度、私歸國の上、御兩親様御事は、屹度御預り申參らせ候故、少しも御案事遊はされぬ様、御談じ可申上候儘、何事も御立派に思度、固より御兩親様へは、少しも御案事遊はされぬ様、御談じ可申上候儘、何事も御立派に思召立遊はし候様、吳々も存じあげ參らせ候云々。

義比歸途姉小路少將の邸に立寄りて、來年將軍上洛あるべしとの事なるが、其取扱向きの輕重、如何の御考に候やと問ひければ、少將之に答へて、これまでの先例を案ずるに、將軍の席次は關白の上に班し、小御所を以て旅館とし、宮女酒を行ひ、公卿膳を配する等、其僭上の有様、全く天子同然なり。若し今日に於て、如此の優遇を賜はらんには、天下志士の心離散するに至らんも測り難し云々と語りければ、義比心に謂ふに、此事甚だ重大、今日輕々に議すべきものにあらず。豫め叡聞に達し、先づ敕旨を乞ひ、勅使關東に至りしのちに、臨機應變の處置を以て、其事例を定むること至當なれ

と。その夜五郎右衛門を誘ひ、孫右衛門の舎に會して、宍戸九郎兵衛、久坂義助、佐々木男也、檜崎彌八郎等と密議する所あり。程なく敕使の一行は、江戸下向の途に就かれければ、義比諸同志と同じく、蹴上の阪まで見送る。これ十二月十二日の事なり。折しも不虞の流言あり。彦根藩士百餘名脱走して、江戸に訴ふる所あらんとすと、其舉動容易ならざる様なれば、楠目某、濱田某など倔強の若者をして、其状を探らしめたるに、幕府井伊大老の罪を追譴して、領地の蒲生、神崎の二郡を削りしため、其領民共、此事畢竟一橋慶喜の意に出でしものと想像し、其恨を霽さんと思ひたちしと、二郡の富豪嘗て大金を調達せしに、未だ償還せられざるに、削封の事ありしたため、其償還を謀らんとせしとの二者、相合して紛擾を起せし事分明しければ、人々先づ安堵なしぬ。是より先、土州にては、藩の別邸を京都に置かんものとして、種々搜索せしも、何分相當の場處を見出す事能はざりしに、茲に至りて、大佛境内の地こそ然るべけれとの考へより、義比、千屋菊次郎等と協議を盡して、其地所を一覽し、遂に妙法院門跡に至り、宰相菅谷宰相に面會して借入の事を談ぜしに、宰相快く承諾し、此時遂に約束を結ぶ事となりぬ。それより義比は長州の宍戸等に面會し、江戸の事情を聞き、轉じて久坂の居を訪ひて歸寓せしに、たまゝ本藩より報あり。只今藩士五十人謀る旨ありて東下の途に上ると、蓋し此人々は、江戸邸警衛の手薄さを氣遣ひ、自ら進て警衛の任に當らんとすとの決心なりしといふ。此時福岡藩主黒田長溥、京都滞在の折なれば、義比等、長州の桂小五郎、及び薩州の高崎佐太郎等と協

議を盡し、長溥を留めて京都警衛の任に當らしめんと意見にて、正親町三條實愛に謁して其事を陳せしに、長溥は近衛關白を介し、既に東下し國事に周旋せんとの勅許を得たる後にて、空しく同邸を引き去りぬ。然るに意外にも、翌日正親町三條の内意なりとのよしにて、近來盜賊横行して暴戾を恣にするも、京都町奉行の力制する事能はず。三藩は既に京都警衛の命を受けたる事なれば、宜しく之を制止すべしとの意を、佐々木男也より傳ふ。義比つくづく考ふるに、盜賊を制するは、所司代兩町奉行の職分にして、三藩のなすべきものにあらず。然るを所司代これが取締を斷行せざるは、必ずこの暴行を以て、三藩士の所爲なりと想像せしならん。然らば今日の謀他の方なし。三藩よりかゝるもの一人もなき旨を申述べ、幕吏の手を以て其取締を斷行せしむるに如かずと、遂に此議を以て薩長二藩に交渉して、幕吏に嚴談する事とせり。かゝる處へ、先達て國元を出立せし五十人の者共、只今京都に着せし趣にて、其うちの重立たる島村壽太郎、田所崎太郎、河野萬壽彌、中岡光次の四人、義比の寓居を訪ひて、こまかくと國許の様子を語り、又義比よりは、京都の事情を説聞かせなどして、一夜をあかせり。間もなく一統は、江戸を指して立去る事となりぬ。此時青蓮院宮には、岡藩主中川修理大夫が、勤王一途の小河彌右衛門を、無下に禁錮の刑に處せしのみならず。剩へ先達内旨を賜はりしにも拘らず。幕命を奉じ江戸に赴く事こそ奇恠千萬なれ。これ朝廷を輕蔑する所爲なりと憤り、速に其罪を糾問せよと、三藩に仰せられければ、義比を初め、孫右衛門、村山齋助等一統奮起して、

何れも修理大夫の不禮をとがめざるはなし。時に江戸へ向け出立せし五十人、はや大津まで罷り下りしも、入用の折あるべしと思案せしより、義比は千屋菊次郎をして其跡を追掛け、再び京都に引返す様申諭さしめたるに、その人々一統協議を遂げ、千屋金策、曾和傳左衛門の二人をして、事情を藩主父子に報知せしめ、其他は残らず京都に引返して、修理大夫を伏見に迎へ撃つべき手筈を定め、更にまた住吉陣の總督村田仁右衛門に談じて、部下の兵をも伏見に出さしむる事とせり。又薩長二藩も其議に同意して、兵を大阪に出す。然れども之を撃つべき名義なきにより、薩州の村山某、鶴木某をして、近衛忠熙に就き、出兵の指揮を請はしめたるに、忠熙輕舉の非を戒めて許さず。是に於て義比は、本田、村田の兩人と、再び忠熙に謁し、修理大夫の罪糺明すべきの理を論じて、懇に教書を請ひしも、管に許さざるのみならず。修理大夫若し説諭を用ひずして東下する事あるも、猥に干戈を動かし、粗暴の振舞あるべからざる旨を諭されければ、土州の人々は勿論、薩長の志士も切齒扼腕して、何れも其姑息の所置を嘆かざるはなし。乃ち相議して、今日皇威將に振はんとするの際、斯の如き違勅の臣ありて、之を不問に附するは不當の事なりと信ず。事は小なりと雖も名は大なり、決して恕すべからず。若し朝廷之を討ずる事を許し給はずんば、余輩亡命して事を擧げ、修理大夫を誅せんと、さわぎ立つ者あり。薩長の有志者も之に同意して、事を擧げんずる有様なるに、義比やがて前田孫右衛門と俱に青蓮院宮に謁し、諸有志の希望を陳し、出兵の指圖を請ふに、宮にはこの人々の、朝廷の爲に身命

をも惜まず立働かんと志は嘉すべきも、事大小の差あれば、暫く小なるものを忍で、大なる者をなせよと、懇々諭されしに、義比等厚き思召の程を拜承して立退きぬ。それより諸有志を會し、委細に其旨を傳へければ、皆々感泣して其命に従ふ事となりぬ。さて修理大夫は、強て東下せんと事ならば、三藩の兵を以て討つべしとの事あるを以て、村山、鶴木、桂、佐々木等、夜中修理大夫の旅館に至り面會を申入れしに、事に托して彼是と面會を斷らる。されど四人の者共は、御家の大事ゆゑ、直ぐに陳じ申したき旨を述べ、強て面會し、小河を罪とせし事と、違勅の件とを詰りしに、修理大夫は其非を悔悟し、朝廷に對して謝罪の狀を奉り、國事に努力すべき旨を誓約せしに依り、遂に三藩の兵を出す事を止め、且はこれまで留め置きし五十人をして、再び江戸に赴かしむる事となしぬ。さてまた、このをり京都市内にしばしば斬奸の事ありしより、無頼狡猾の輩、姿を志士に擬し、市内を横行して、財物を掠奪する等、往々なきにしもあらず。然れども所司代、町奉行等は、薩長藩士の所爲なりと誤りて、逮捕する事を躊躇せしに、彼等いよくよき事と心得、疎暴の振舞を逞うして憚る様なし。是に於て義比は、薩長二藩の人々と協議を遂げ、町奉行をして嚴に無頼の徒を逮捕せしむる事は勿論、二藩の士をして、陰に輦下を巡邏して非常を警むる事とせり。義比常に王權の恢復を望むの情切なるを以て、同志の士桂小五郎、及び村田次三郎、藤井良節、村山齋助等と協議を遂げ、三藩連署して、左の三事を朝廷に獻言する事を決す。曰く、報國盡忠の詔を諸藩に下す事。曰く、志士の幽囚

禁錮を釋す事。曰く、列侯上京參内を請ふ者は、豫め其正邪を檢して、之が許否を定むる事。而して此事は、三藩の總代人を撰び、其人の手を以て、當職の公卿に差出す事こそ至當なれとの意見にて、良節は正親町三條實愛に、次三郎は飛鳥井雅典に、義比は中山忠能に、各其邸にゆきて、之を呈する事と爲す。義比乃ち忠能に謁し、三事の建言書を呈し、并せて三藩の此事を議せし主旨をも申述べて立歸りぬ。其途中小五郎の許に立寄り、これを誘ひ、町奉行永井玄蕃頭に對面せん事を求めたるに、政務忙しき折なればとて面會せず。是より先、出井民部といへる者義比を訪ひて、水戸の鶴飼吉左衛門の遺子が、父の事に坐し獄中にあり、將に病死せんとするありさまなるよしを語りければ、義比其不幸を憫み、是に至り小五郎と謀りて、救護の策を廻らせりといふ。是月十二日、義比は再び中山邸を訪ひしに、忠能嚮に三藩より奏陳せし條目に就きて質問せるに依り、詳細にその事を辨解せり。忠能は更に、中川修理大夫の罪は既に宥免せり。其去留の如きは如何して可ならんと問ふに、義比答ふるやう、此事は三藩決議の上奏言せし者なれば、今亦異議あるべき筈なしと陳せしに、忠能前議は單に輦下に停むべき旨を陳せしのみにて、其去留の可否に關しては毫も意見を陳せず。故に其可否を諮るなりとありければ、義比立退きて、彌右衛門、良節の二人を招き、其言を傳へしに、良節憤然として大に怒り、叫んで曰く、中山耄せり、中山耄せりと、再び前議を書して、義比に托す。義比之を携へ小五郎の宅に至り、事の委細を語り、更に長藩をして之に答へしむるを約して歸る。義比は鶴飼

の遺子なほ獄中に苦むを憫み、同志をして町奉行に説き、獄より出して療養せしめん事を謀りしに、町奉行も遂に其説を納れて宥免す。此月十一日、小五郎江戸にゆく事となりければ、同人をして藩主毛利敬親に頼り、法親王蓄髮の事を周旋せしむ。かゝる所に、對州の藩士多田壯藏、樋口謙之助京都に上り、千屋菊次郎に頼り、藩内の事情を陳して救護の策を求めたり。初對州の藩論正邪二派に分れ、互に軋轢する事久し。此時正派のものども勢力を得たる折柄なれば、藩主對馬守は、多病の故を以て退隱し、嗣子をして職を襲がしめ、其機を以て藩政を改革せんとの計畫なりしも、幕府先例を案し、大目付を遣して、其實情を檢せしめんとの由聞えられたれば、藩情恟々として、頗る不穩の様あり。故に壯藏等京都に登り、菊次郎に會し、遂に義比に就きて、幕吏を停めん事を謀りしといふ。是月廿一日、長州の佐久間佐兵衛江戸より來りて、久坂義助の言を傳ふ。其事は嚮に周布政之助、大森の梅園に於て、醉興に乗じ容堂を惡口せしより、長土兩藩の間に一時紛議を生ぜし事ありしも、今日に至りては兩情和解して故の如し。然れども、京都にある同盟の士之を傳聞して、或は感情を害せんとの懼あれば、佐兵衛をして懇に陳謝せしむるとの事なり。義比、乃ち菊次郎、萬壽彌の兩人をして、江戸に如き、義助の厚意を謝せしめ、且は先き頃より依頼ありし對州の件を半平太に告げ、幕使を停むる事に周旋せしむ。さて嚮に義比等建白せる三條のうち、諸侯を徵する件は如何なりやと、正親町三條實愛に尋ぬるに、明日關白、青蓮院宮と相會して定むるよしを答へしに依り、翌日宮の第に詣り

て、其決議の模様を伺ひしに、一橋慶喜、松平春嶽、山内容堂三人を徵すべき敕旨を、江戸滞在の二卿に下して、便宜傳達せしむる事に決せる旨を答へらる。時に江戸より一報あり。敕使の入城は廿七日の豫定にして、將軍は恐懼の餘り、官位を辭せんとの主意にて、土岐出羽守をして京都に詣らしめんとすと、義比直にまた青蓮院宮に謁し、江戸の近狀を告げ、若し將軍官職を辭せんとの事ならば、直に其請を納れ、之を免する方然るべしと説きしに、宮莞爾として其意を領せられし者の如し。而して頃日、英人攝海に闖入せんと風聞あるを以て、諸藩の兵を山崎に出し、これが防禦に當て、其上幕吏をして、攝津に應接する様致すべき旨を、正親町三條に傳へよとありければ、義比其命を承り、直に實愛に對面して其旨を傳へしに、中山忠能と相談の上取計ふべき旨を答へぬ。斯く朝廷より八幡山崎を警衛せよとの御沙汰もありし事なれば、寸時も早く兵を出す事こそ至當なれとて、義比は先づ北添信麿、楠目民五郎を同所に遣して、戍兵を置くべき場所を點檢せしめたるに、程なく兩人立歸りて、山崎に於ては寶寺、觀音寺、八幡に於ては神名寺、念佛寺等は、陣營となすに届竟の場所なる旨を復命す。これによりて義比は、青蓮院宮に謁し其事を陳し、并せて一日も早く戍兵を置かれん事を説き勧めたり。其時宮親しく菓子を賜はりてのたまふやう、これは昨日主上より賜ふ所のもの、今汝に與ふべしとありければ、義比感泣措く能はず。厚く其恩を謝して立歸り、乃ち之を同志の士に分ちて、其恩を記せしめしとなん。其後義比、孫右衛門、良節、男也等と相會して、英米二國の兵攝海を

犯すの説あるを以て、之を防禦するの策と、紀州、對州の士氣を振起して、力を王事に盡さしむるの策とを議せり。是より先、朝廷に於ては、深く對州の國勢微弱にして、到底外寇の途に當るに足らざるを憂慮せられ、茲に至り、内勅を長州に下し、薩土二藩之を助けて、偏に宸襟を安ずる様周旋せよとありければ、有志の輩其旨を體し協議を盡し、先づ紀州の伊達某に紹介書を附し、江戸に抵り容堂に謁して事情を陳し、藩政改革の事を請はしむる事とせり。折しも赤穂藩士西川舛吉なるもの、同志の士と藩政の改革を謀り、當路の人に建議せしも、參政村上眞助なる者、幼主を擁し藩政を専らにし、執政森主税之に黨するを以て、舛吉等の意見たやすく行はれざるを憤り、遂に眞助、主税の兩人を殺し、藩を脱して京都に通れ、義比に依りて跡を頼さんとす。義比その志を憫み、久坂義助と謀り、これを長土二藩に送りて潜匿せしむる事とせり。この時江戸より歸り來りし間崎哲馬、弘瀬健太の二人は、容堂の内命を奉じ土佐に歸り、江戸の形勢を報じ、時勢に適當せる藩政の改革を斷行せんとの旨を語りしのみならず。大將軍家茂、敕書に奉答せんとする文書の寫をも携へ、全く勅書遵奉の事に一決せる趣を談じて、相共に喜悅の面を開けり。然るに藩内には二派の徒黨ありて、互に軋轢する際なれば、思ふ様にも改革の事行はれざりしならんと思考せしより、義比を初め哲馬、健太等、何か良策なきにやと、首を鳩めて思案をめぐらし、に、青蓮院宮の令旨を請ひ、之を隱居景翁に賜ひて、藩論を振起せしむるこそ、最上の方便なれと、遂に三人にて其事を周旋する事とせり。これ義比、哲馬等の

其身を禍する根本なりしとは、後にぞおもひあはされける。折ふし英船攝海に闖入して、京都を窺ふとの風説、一層喧しくなりしかば、義比は手島八郎と共に、中山忠能の邸に詣り、守兵を八幡、山崎に置き、外兵を禦ぐの利ある趣を建議に及び、なほまた青蓮院宮にも謁し、親しく前述の如き外兵を禦ぐの策を陳せり。又哲馬、健太等と同じく、深尾某の宅に會して、藩政を改革し士氣を鼓舞する策を論ぜし末、遂に三人おなじく青蓮院宮に候し、幕府勅旨を遵奉せんずる様子を陳し、并せて哲馬等容堂の内命を奉じ、藩政を改革すべき主旨にて歸國するに依り、此際令旨を容堂の曾祖父景翁に賜はらば、眞に望外の事なりと陳上せしに、宮深く其旨を嘉納せられ、情願の大意を起草して差出すべき旨を仰せ下されぬ。是に於て、三人竊に協議を盡し、一書を草して宮に上るに、宮乃ち一封の書を哲馬等に賜ひ、且曰く、汝等國に歸り、能く余が意を景翁に傳へ、容堂父子をして後顧の憂なき様周旋せしめよと諭されければ、三人令旨の難有に感激して退く。其夜また深尾某の宅に會し、互に酒酌み交はして、哲馬、健太等の歸藩を送る。此時藩主豊範天機伺ひとして上京の報ありしかば、義比同志の士と同じく之を蹴上に迎へ、又嚮に關東に下向ありし三條、姉小路の兩勅使も、用事を果して京都に歸りければ、義比等復之を大津に迎へたり。それより半平太の旅舎に至りて、互に久濶の意を叙し、別後の事を話して、深夜に達し遂に其宅に宿せしとなん。翌日更に青蓮院宮に謁して、君臣の名分を正しくし、且近衛忠熙の關白を辭する願意を納れ、此機を以て其職を闕き、以て太政官を再興すべしと

論ぜしに、宮曰く、汝暫く言ふこと勿れ。今之を言ふ時は、必ず事を破らん。嘗て島津久光も亦藤氏の權を削るの長策たるを論ぜし事あるも、余皆之を胸中に藏せり。他日久光、容堂の來るを待ち、徐に謀る所あらんとす。汝必ず秘して他言すること勿れと、懇に諭させ給へば、義比其厚意を謝す。又三條中納言の邸に至りて、姊小路少將の銳才大に用ふべき旨を論ぜしに、中納言も深く其意を領せる者の如し。折しも黒澤紋三郎、竹下熊雄の兩人尋ね來りて、相議する所あり。更に一統袂を聯ねて青蓮院宮に謁し、幕府の處置尙疑ふべき者あるを論ず。曰く、親兵を置かず。親ら親兵たらんとするの觀あり。曰く、一橋慶喜をして大阪城に據らしめんとするの狀あり。是皆朝廷の權を抑壓し奉るの嫌疑なしといふべからず。朝廷若し藤氏の權を削る能はずんば、よろしく人材を拔擢して、彼の虎狼に當らしむべしと論じければ、宮は三條、阿野を擢用せし如きは、既に不次の任用を斷行せしなりと答へられ、義比、姊小路卿は如何と陳しければ、宮は三條の言を待て之を決せんと語らせられたり。蓋し宮は公知を以て、暴論家と信じ給ふが故に、義比常に辨解して、其材幹大に用ふべきを論ぜしも、未だ信用せらるゝに至らず。十二月廿九日の夜、義比正親町三條家に候し、藩の内情を陳し、藩主豊範に賜暇歸國を許さるべき旨を請ふ。歸途山内下總の旅館に立寄りしに、半平太も來合せし折なれば、共々に時事を論ず。此時藩論や、佐幕に傾き居りしが如き狀あるを以て、論旨往々相協はざる者あり。激論痛議深更に及びて立歸りしも、快々として心たのしまず。乃ち歌を詠じ悶を遣る。

うき事も今日をかきりにあらたまの年たちかへる春にあはなむ

其後青蓮院宮の第に候して、謁を請ひしに、如何なる譯にかありけん、謁を許されず。又山内下總を勧め、藩主豊範をして宮に候せしめんとせしに、其事もたやすく行はれず。かくするうちに三條中納言の許より使ありて、參邸すべき旨を傳ふ。早速參上せしに、明日一橋慶喜入京のよし報知あり。是までの例として、洛中商家残らず戸を閉ぢ謹慎すべき筈なれども、今より其例を撤すべき旨を、武家傳奏に傳へくれよとありければ、義比其命を承り、直に之を野宮定功に傳へ、後また中納言の邸に候せしに、中納言酒を賜ひて其勞を慰めたり。それより同志なる五十嵐文吉を訪ひ、本藩の士をして青蓮院宮に給仕せしむる事を談ぜり。これより先、薩長土三藩より士を選みて宮の給仕となさしめんとしたるに、獨り薩州のみ給仕の士を出して、他二藩よりは未だ出さざるを以て、茲に至り協議を遂げ、薩州と同じく給仕の士を出す事を、三條中納言に頼りて宮に願ひければ、宮こゝろよく承諾し給ふ。藩邸の俗吏は、門閥の者を以て之に充てんとの意見を持せしも、義比、文吉等痛く其論を排斥せり。これ文久三年正月の事なり。此月十二日、義比は所司代松平容保に面して、攘夷の因循すべからざると、名分の正さざるべからざるとの理を論ぜしに、容保唯々之に答ふるのみ。敢て之が論辨を試みず。此時藩邸義比を擢でて小留守役となす。應接役故の如し、これより藩邸内の官舎に移住する事となりぬ。嚮に山内容堂入京すべき勅諭を承り、上京の途に就きしに、是月廿四日、伏見に着きぬ。

義弘之を路に迎へ、備に京都の近況を告げ、且朝廷を正し親兵を置き、及び貢獻の三策を陳せしに、容堂其志を嘉し、遂に上洛ありて大佛智積院に館す。折しも半平太國許より上京す。義比たづねゆきて、別後生じたる祕密の事柄など語りて一夜をあかせり。翌日姊小路少將に謁し、又三條中納言の邸を訪ひしに、中納言は數日前より病に罹り引籠にてありき。當時朝議統一せず。物論洵々。或は實美も辭職の意あるを疑ふものあり。而して其實に病氣なるを知る者希なり。故に義比は物情疑惑の間にある實情を陳し、速に參内あるべき旨を勧めしに、中納言汝我が爲に其疑を辨ぜよとありければ、義比答へて、天下の疑、一人の口舌を以て解くべからず。卿若し之を憂へば、身を以て其疑を解くに如くはなしと述べければ、中納言も深く其言に感悟せしにや。直に參内ありしといふ。さて義比は慷慨の性なれば、常に國を憂ふるの念息む事なかりし。一夕謁を容堂に請ひて、時事に關する重要な件を陳せしに、如何なる機會にかありけん。忽ち容堂の怒に觸れ、痛く譴責せられて其座を罷り出でぬ。程なく容堂命を下し、義比が諸藩應接役の職を褫ぎて、堅く公卿列侯の間に周旋する事を禁ぜらる。是に於て義比快鬱娛まず。詠歌に托して其懷を叙す。

世を思ふ我か真心の足らねはや猶うきふしの重ねさつらん

さて容堂上京以來、如何の譯にか、曖昧の事のみ多くして、人々の非難を受くる者もすくなからず。半平太之を憂ひ、懇に諫言をすゝむれども、更にさゝ入るべき様なし。半平太心竊に感ずる所あり。

乃ち同志の士を會していひけるやう、辛酉以來、同志の連署せる名簿を呈し、これまで國家のため微力を竭し、顛末を訴へて、罪を請はんと思ふはいかゞと述ぶるに、一統其議に賛同す。是に於て、諸士と訣別し、出で、容堂に謁する事となりぬ。又一方には同志の人々、其採否の如何に依りて進退を決せんとて、竊に其報をまち居たりしに、暫くにして半平太菓子一函を持來り。衆人の中に坐して、縷々と恩命の辱き趣を語るに、同盟の人々も始めて愁眉を開くに至りしといふ。二月十六日、長州藩邸より使を派し、諸藩の志士を嵯峨天龍寺に招きて饗應することあり。此日義比は、土方佐平、轟武兵衛、宮部鼎藏、青木達右衛門、大島友之丞と同じく彼の寺に赴きしに、久坂義助、佐々木男也の二人は、主人となりて應接す。藩主慶親も臨席あるべき筈なりしが、生憎歸國の途に就く折とて、世子定廣名代として其席に臨めり。而して徳山、清末兩藩主を初め、家老益田彈正以下の士多く之に陪す。其時定廣より、近日將軍上洛の事あるよしなれば、時事これより多端なるべし。目今少しく閑暇なるを以て、諸君に面し高論を聞かんと欲すと述べたりしに、青木、轟二人は直に、對州は絶海の孤嶋にして、外寇の衝に當るの地なれば、應援の策を講ずるは、最も急務なる所以を論じ、主客互に討論辨駁を試み、暫く意見を戦はせり。義比は別に一論を起し、將軍上洛後第一に定むべきは攘夷の期限是なり。而してその事たる極めて難事にして、天皇御親征の英斷あるにあらざれば、勝算を期すること難かるべし。而して御親征の事たる、口にいふ事易くして、斷行を見るに難し。昔光格天皇東山

に行幸ありし後、天子は九重の中にましくて、毫も世間の事態を聞き召す事なし。これ幕府深謀遠慮の存する所にして、王政の古に復らざるもの蓋し茲にあらん。故に今回は其上洛を待ち、御親征の第一着手として、將軍及び列侯を率ゐて叡山に行幸し、山河襟帶の形勢と、都鄙子來の状とを御覽せ給ふべし。若し盛舉果して斯の如き機あらんには、都鄙皆威儀の盛なるを拜して、朝廷の尊嚴を仰ぐべし。是幕權を削る第一の策なるべしと論ぜしに、宮部鼎藏も、御親征の着手として、行幸を仰ぐべきの説に同意し、而して叡山は、路險にして聖駕を奉迎するに便ならず。如かず、先づ賀茂、石清水に行幸あらせられんには、事易くして功同じからんと、滔々と論じければ、満座皆其議に賛同しけり。定廣も頗る其説を善とし、明日鷹司關白に就きて、速に實行の功を立る様奏陳あるべき旨を述べ、洒肴を饗し厚く款待し、黄昏に及んで一統歸宅の路に上る。それより義比等相携へて、嵐山に遊びしに、たま／＼十六日の夜にして、明月皎然、露華空に満ち、幽凄の風光、最も人に適す。乃ち杜鵑亭に就きて、酒を酌み詩を詠じ、一夕の歡を罄して歸る。かゝる處へ、間崎哲馬京都の様子探索すべき命を受けて上京し、義比の宅を訪ふに、義比いふには、自分儀前日老公の譴責を受け、公卿の間に入する事を禁ぜられたれば、其近状を詳かにするによしなし。然れども、青蓮院宮、近衛關白は薩論に傾き、而して薩は長と相和せず。物議洶々。此際我老公も狐疑して斷行する所なく、頗る平生の氣象に似ず。故を以て大に志士の望に副はざる者多しと。こま／＼其様子を語りければ、哲馬憮然自失。

互に相抱きて悲泣す。翌日又相與に艱難に處すべき道を議す。其事柄は、兩人同じく容堂に謁し、義比一身上の罪は其罪として、何等の譴責を受けるも決して分疏する事なきを陳し、而して昨年來、他藩應接を以て視察せし形勢切迫の態と、朝廷の物議を招きし原因とを陳し、天下の志士一縷の望を老公に懸るを以て、此際一層奮勵盡力あらん事を懇請する事に一決せり。折ふし土方楠左衛門、密事用掛の命を帯びて上京せし際なれば、これとも同じく協議を遂げ、つひに此夜楠左衛門、哲馬の兩人は、藩邸に詣りて謁を請ひしに、既に寢に入りし後なるを以て許されず。然れども、御家の大事なればとて、強て請ひ求めしに、漸くにして許されぬ。乃ち相議する處の事件を縷陳して、容堂の盡力を懇請せしに、容堂忽に怒氣を發し、收二郎、哲馬、健太の三人は、昨年青蓮院宮に謁し、草按を以て藩政改革に關する令旨を請ひたる件、不届の所爲なりとて痛く譴責す。兩人共に畏縮し、遂に懇請の要領を得ずして立退きぬ。楠左衛門は此事に與からざるを以て罪を問はざりし。これ此月廿四日の事なりき。翌日義比等、久坂、宮部の兩人を招き、昨夜容堂の譴責を受けし事情を告げ、之に對する處置を議し、遂に是迄國家のため力を盡し、本藩の振興を熱望するの餘、宮の令旨を乞ひたる顛末を陳して罪を請ふの外道なきを悟り、自訴狀を認めて、容堂に呈する事とせり。其書に曰く。

一昨年以來私共愚賤の身を不顧、國事周旋仕候儀は、癸丑以還、天下多難、國是顛倒、草莽の士と雖とも不堪坐視。右に付乍恐上は

聖主の宸憂を奉慰度、下は吾公尊攘の御志を奉繼度の一念に御坐候而、此儀本藩政府へ諸所より建白も仕候得共、有司の面々尊王攘夷の議も無之、主辱臣死の志も無之、不得止慷慨の士相與に盟約集議、三都並諸藩に奔走周旋仕居候内、御上にも御開運被爲到、追々重き勅旨台命被爲仰蒙、天下の勢も一新仕候儀、天地祖宗冥護之所令然と、一同感泣踴躍仕、身命を擲ち心力を竭し居候處、何分御上には曠世の御英資を以、天下の大計御參與被遊、御重望海内に冠たる御都合被爲在候得共、本藩御政體不相振、廷議幕政維新の勢にも不相應候儀、乍恐御上にも深御心痛被遊、重臣をも本藩へ御指下に相成候得共、尙ほ種々御掛合被遊、間崎哲馬、弘瀬健太、兩人本藩へ罷下り、關東京師の情勢、並御上御周旋之御都合等、本藩政府に而貫徹爲仕候様被仰付。又々江戸發足仕候折柄、幕府攘夷之

勅命御請相成、巨細の儀は、太守様御着京の上、被仰上譯に候得共、前以一應の御吉左右且關東之時勢見聞之所等、栗田宮様奉始、要路の公卿方えも御聽に入置候様被仰付、入京の上、宮様へ罷出候砌、收二郎同伴仕拜謁の上、彼此御達相仕舞、次に關東の事情等之儀御尋に相成候より、不外御方様の御儀、且御上關東に於て御盡力被遊候義、御奨揚の御辭も頻に拜承、別て本藩の義御懇切に被仰下候に付、御國許の情實、且兩人歸國の子細迄、有體に申上、偏に御賢慮を奉仰候處、御口上を以て御懇の御詞命被仰下、此旨歸國の上、少將様へ申上候様にとの御事に

候處、微賤の身御直命傳候儀決て難相成、實以土藩の爲被思召被爲下候得は、御令旨をも被下候は、冥加至極可存段申上候處、御許容被遊、一旦退出仕候處、再收二郎被爲召存慮之處大要、文面に相縷り差出候様被仰付、三人共恐縮仕候得共、尊命に任せ存慮の儘無腹臆相認、此上の處は宜御取捨被遊、何分にも國政振興、寡君父子盡力の助と相成候様、厚御運算被仰付度、此義一藩の爲而已に無之、天下興衰にも關係仕候義に付、幾重にも御懇到の思召被爲加被下度申上置候處、追而御出來の上收二郎へ御渡に相成、哲馬、健太、兩人拜戴罷歸、執政府へ迄指出、且御議論の件々御達仕候様被仰聞候義は封書仕、少將様へ奉指上候事に御坐候。右は本藩の興衰は天下の安危にも關係仕候義、乍恐御國政苟安姑息名實不相稱の處、深慨痛仕候至情より、右等非分所行相働候義、萬死の罪無所遁、此上は御嚴重の御責被爲加、乍恐御威光にも不相響様被仰付度奉存候。

一右存慮書取の内に、不拘前格人才を用ひ兵食を足候様、御肝要之段書込有之候義、朋黨私曲の御疑も可被爲有哉と心痛仕候得共、實以本藩人才寥寥、却在下の者には、御國難以來刻苦周旋、天下の時勢をも曉り、識見も有之者御座候故、是等の者御舉用の義は、御國政の先務、即ち天下の爲、乍恐御父子様御周旋の御補益、此一事に不可過と存込、赤心報國の念を以相認、指上候事に御座候。苟も私利奸曲の所行に涉り、國典に被處候様に而は、死不瞑目、千載の遺憾に

御座候。誅戮の後と雖、此義幾重にも御諒察被仰付、且他日御國政御更張の節、此一事厚御參考被遊被下候は、死後の餘榮と可奉存候。

文久三年二月廿五日

平井收二郎

間崎 哲馬

義比等既に譴責の身となりしを以て、此日邸内の小舎に移り、更に一書を姉小路少將にさへけて、平生知遇の恩と、容堂の譴を受けたる状とを叙して、再び左右に謁するの期なきを陳す。其略に云ふ。

去冬 中川宮様へ御令旨奉願、國元に隱居仕居候少將之許へ遣はし候事、發露仕候。誠に以非分僭横之義、今更何とも可申謝様も無之、畏縮而已に御座候。全當時天下形勢逐日相迫候得共、本藩因循之論不破候より、不得已一圖之愚志より、右之次第に及候義、本より鼎鑊之責は豫て覺悟の前に御座候。先以 朝廷之御勢は益御盛に被爲成、誠に以て不堪喜躍御事に奉存上候。義之一念之所歸著、不能を以只日夜憂悶仕、何卒倍々赫々不動之御大體御仕構被爲在候様、偏に御前中納言様御兩卿之御周旋御盡力之所と、深奉希望候。實に千載大機會之秋に御座候へは、必御失體不被爲在候様、返す返す奉願上候。義比罪過を以、國に被歸候事に御座候へは、此

上如何相成候哉難計候得共、唯此一事難相忘、死不瞑目之處に御座候。返々も御成功之程、偏に奉仰上候。今一度請謁之思頻に御座候得共、其儀不能、遺憾の此事に御座候。云々。

其末に一首の和歌をかきて、志の存する所を示す。文字凄惋憐むべきものあり。

若草のもゆる都の春に遇はてもとの野つらに枯る、身そうき

かくて三月十一日、天皇賀茂上下の神社に行幸ありしに、將軍列候皆扈從す。此日大雨盆を覆すが如きなるにも拘らず。庶民四方より集り來りて、衣冠の儀を拜するもの堵の如し。皆朝威の尊嚴なるを稱せざるはなし。此事前月十六日、天龍寺の協議に原因せしとかや。程なく容堂京都を發し國に就きしに、藩邸は哲馬を獄に下し、義比を親戚に責附して、土佐に護送せしむる事とせり。四月朔日、遂に京都を發し歸國の路に上りしに、同盟の諸士は勿論、肥後の宮部等も別を惜みて、はる／＼と送り來りしに、義比一絶を賦して、竊に感慨の意を述べ。

欲去歔歔恨滿胸。孤舟何處接談鋒。今朝一別終難遇。無際奔波思萬重。

此夜桂川の西に宿し、二日、雨を冒して路に上る。山崎を過ぎ、山河の形勢を跳め、疇昔防備の策を獻ぜし事を回想し、感慨措く能はず。又遙に石清水の神宮を拜して、一首の歌を詠ず。

しなむ身の今はなにをかいはしみつ清き心は神を知るらん

夫より備前片上といへるに至りて船に乗り、讃州の丸龜に著きぬ。時に天晴れ月朗かにして、眼界豁

然。其死生の間に處するも、談笑常の如し。胸宇の磊落推知すべし。

雨晴清夜客思長。開盡蓬窓豁四方。皓月當舟明於晝。任他桂櫂亂流光。

十一日、無事家に歸りて雙親の恙なきを賀せしに、一族姻戚の人々も、竊に馳集りて久濶の懷を叙す。此日不思議にも杜鵑鳴き亂れぬ。凶事の前兆にあらずやと、心元なき様に思ふ人もありしとぞ。義比乃ち口占して曰く、

歸來依舊酌桂觥。堪笑男兒空竊生。鄉里今朝有何事。厭聞雲外杜鵑聲。

同盟の諸士、義比の歸るを聞き、訪ふて慰むる者多し。且相謀て其罪を救解せん事に努めたるも、非常の憤怒に觸れしものなれば、容易に解くべき方もなかりしといふ。五月廿三日に至り、藩廳義比を召して其罪を鞠せんとす。時に義比病に臥せし折なれば、數日の猶豫を請ひたれどもさゝいれず。已むなく病を推して立出でしに、やがて獄に下されぬ。其時よみすてたりといふ歌は、

踏み迷ふ道のしをりもあらなはにかゝるものとも思ふ今日かな

此時半平太は、義比の獄に下さるゝ趣を聞き、驚く事大方ならず。直に登城し、謁を容堂に請ひて、收二郎、哲馬、健太等のなす所、僭越の業に似たれども、皆國を憂ひ民を憫むの餘に出でたる者なれば、其罪を問はずして、恩赦の命を下されん事を懇請せしに、容堂頗る其言に感悟せし者の如し。半平太退て從兄望月清平に其事を語り、義比の父傳八にいひ傳へしめたるに、一家稍其心を安んず。然

れども藩は、義比等を死に處せんとの風聞頻りなりしかば、半平太痛心措く能はず。復容堂に謁して、憂國の士を殺すの不可なるを痛論して、義比を辯護し、一命を助けられん事を請ひしに、容堂之を領す。然れども義比は、既に恩赦の命を蒙むること能はざるを悟りけん。自ら死罪を分とし、絶命の詞を作りて、身を憫み世を痛むの情を述ぶ。程なく藩廳義比に内諭し、親戚に面會すべき事を許す。義比乃ち伯父池田明次、親戚平田亮吉、及び望月清平の三人に對面せん事を請ひしに、藩之を許して三人を召喚す。明次、亮吉は、其事を傳八に傳へて直に獄に赴く。是に於て、一家惶惑してなす所を知らず。唯門に倚りて其報を待つのみ。而して明次等久しく歸り來らず。傳八憂慮措く能はず。更に人を獄に馳せて、其狀を問はしめたるに、暫くにして歸り報じて曰く、今日罪に處するにあらず。單に他の獄に移すのみと、一家少しく心を緩うす。蓋し藩は同盟諸士の動搖を慮り、故らに其事を秘し、明次をして給き答へしめたりといふ。且清平は同盟の一人なるを以て、故らに時刻を變じて喚び上げしゆゑ、暮に及んで尙未だ來らず。義比は清平の從兄にして、同盟の約あるを以て、頻りに其至るを待つも遂に來らず。實は此日義比、哲馬、健太の三人、同じく死を賜ふの命を受く。而して三人の處刑前後の順序ありて、私に刻を移すべからず。是に於て、明次、情を忍んで義比にいひけるやう、清平未だ至らずと雖も、此際空しく時刻を移すは、死を畏るの嫌あるを免れず。若しいひ遺すべきことあらば、余代りて之を聞かんも苦しからずとありければ、義比謝して誠に然り。然らば伯父を煩さん。

宜しく父母に傳へて、僕が不孝の罪を謝せられよ。而して僕一妹あり。書を贈り僕に代りて、父母に孝養せしめんと欲すと雖も、官紙筆を禁ずる以て、其意を盡す能はず。されば僕嘗て筆寫せる蓮田市五郎の遺書あり。先年之を妹に授く。今後此書を以て僕の遺書と見做し、熟讀して僕の心事を體すべしと。此二事を以て伯父を煩さんと欲すといひ畢り、從容正座して辭世の詩を吟ず。

劍鳴白日暗雲煙。怨恨三年豈不旋。請見狂風陰雨夜。飄々魂魄繞長天。

既にして獄吏來りて、義比に雙刀を還付す。義比莞爾として之を受け、短刀を腰に挟み、いと靜かに歩し刑場に赴く。初め義比念ふに、必ず斷頭の刑に處せられんと、然るに自刃の命を拜するに及び、悦び眉目の間に溢れ、一首の歌を詠じて其志を述ぶ。

もゝちたひいさかへりつゝうらみむと思ふ心の絶えにけるかな

と靜かに打吟じ、もろ肌ぬぎて、短刀を逆手に持ち、われとわが腹につき立てければ、平田亮吉すかさず一刀をぬき放ち、後より刺貫きしに、義比背を顧み、まだくと呼びければ、亮吉力にまかせて、再び刺通し、かば、やがて息絶えたりとなん。時に年二十九。これ六月八日の事なりき。藩廳は其遺骸を親戚に附すべき旨を下し、明次、亮吉の二人、之を護して家に歸りしに、傳八を初め一家こぞりて、事の意外なるに驚き、慟哭悲嘆に沈みて、なすべきわざをも知らざりき。其うち夜も明け渡りければ、泣くく井口村丹中山の北、先瑩の次に葬りしといふ。其後族人相謀り、絶命の詩を石に彫み、

墓の上に建てしに、藩廳之を忌みて、其文字を磨滅せしむ。維新の後に至り、更に深刻して不朽に垂れたりとぞ。義比人となり忠亮正直。而して識見高遠。事をなすに苟もすることなし。學古今に通じ、武技また人に優る。廣く天下の豪俊に交りて議論を上下するを娛とす。常に王室の式微を嘆じ、其經歷を記せる隈山春秋といふに、癸亥春王正月朔日と書し、更に其意を敷衍して曰く、

春秋之法。更年必加王字。按春秋之時周室衰。七國交侵。所謂無義戰。仲尼纔以毫末正名分耳。

夫王道全盛。則政令出於天子。直書正月可也。何爲用王字乎哉。楚人問鼎之輕重。亦可知也矣。

嗚呼世道之變。豈可堪慨乎。

と。其勤王の志推知すべきなり。前にも記せる如く、義比嘗て叡山行幸の事を建議せしを以て、元弘の故事を詠じて、其意を寓す。且其寓居も叡山に面し鴨河に臨みたる處を選びて、之に住せしとなん。王室の中興を期せるもの亦察すべし。義比姉小路少將に信ぜらるゝ事最も厚し。其親愛の情膠漆も啻ならず。國家に關せる事は大小となく、大概密議せざるはなし。故に獄中にありて、少將の兇刃に斃れたるを聞くや、痛く之を悲みて、慟哭涕泣殆ど狂するものゝ如し。爪痕の書を按するに、其情の切なる伯牙の鍾子期に對するにもまされり。

三十日聞姉小路公知卿遇害。卿與三條實美卿。朝廷之柱石。剛直至誠也。方今艱難。事一決於

二卿。綱紀稍欲振而有此變。則非卿之不幸。實天下之不幸也。豈可勝長歎。而賊者慕若薩。

余雖不似。曾與二卿誓以死正名分。而余下獄。雖聞卿之死。無奈之何。扼腕切齒。大息過一夜。而血淚潛然。

修 殉 難 錄 稿 卷 之 四 十 五 終

修 殉 難 錄 稿 卷 之 四 十 六

間 崎 則 弘

間崎則弘は、哲馬と稱す。字は士毅。別號を滄浪といふ。父を房之助といひ、母は田尾氏。天保五年、土佐國土佐郡種崎町に生る。則弘幼にして慧敏、嬉戲するに自ら衆に異なり。四歳の時、孝經を暗誦し、六歳にして箕浦萬次郎の門に入り、四書五經を授かり、粗其意義に通じ、七歳の時、詩を賦し文を作りしかば、人皆神童といひあへり。或日知るべの家に至り、數枝の菊花を携へ歸りしに、途中同じほどなる友の童子餘多遊び居、其花吾に賜はれ、われにも與へよと争ひ請ひければ、答へていふやう、そは容易き事なれど、今此花の數、御身達の數に盈たず。されば之を地に投ずるまゝ拾ひ取るに任すべしとて、一つ二つの花を地上に擲つ。群童皆走て之を争ひ罵りさわぐ隙に乘じ、數枝の菊花を抱きて馳歸りしにぞ、人皆其機智に感じぬ。十六歳にして、江戸にゆかんと東海道を過る折、望岳の古風一篇を作りしに、其句峻拔蒼古にして、老成の風ありと稱せらる。かくて江戸藩邸に至り、間もなく安積良齋の門に入りて大に勉勵せしかば、其業次第に進み、遂に塾長にあげらる。其時一詩を作らて塾生に示す。

東手牀頭萬卷書。須從内省著工夫。胸中有物君知否。爲聖爲賢非別途。
 良齋見て大に感じ、愈々獎勵を加へて、偏に其大成を期せりとぞ。されど其母ひとり老て故郷に居り、倚門の情切なるをもて、久しく江戸に留まる能はず。やがて國許に立歸り、江之口村小川淵といへる所に帷を下し、専ら子弟を教育す。藩主其名を聞き、つひに召て秩祿を加ふ。安政五年、京都の消息を傳へ聞きし時作りたりと云ふ詩に、

不到江戸將六載。當時士氣漸低摧。頻傳上國烽火動。但見南溟波浪堆。和戰兩言天下計。

異同群牧總戎才。今朝讀取京畿報。鳳詔裁成幕使回。

間もなく文久元年、僚友の爲に嫉妬せられ、酔に乗じて人を罵りしを罪とし、職を免じ斥けられしが則弘少しも意と爲さず。また家に在て子弟を教授す。其教ふる所のもの、詞章記誦の學にあらずして、専ら氣節を尙ぶにありし爲、門下に多くの英俊を出す。即ち吉村寅太郎、能勢達太郎、小關慎太郎、上田楠次、嶋本審次郎、三瀬深造、武村佐喜馬、岩崎彌太郎、曾和傳左衛門等數十人なり。當時武市半平太は武を以てし、則弘は文を以てし、土州に英傑の士を養成せしは、大抵此二人の力に由りしかや。此歳九月、半平太江戸より歸り、専ら尊攘の義を唱ふるに當り、則弘同盟して是を助け、同じく江戸に赴き、幕府の形勢を探らん事を謀る。子弟多く之を危ぶみ、其行を拒む者もあり。則弘乃ち上田楠次、曾和傳左衛門等をして、子弟の父兄を説き諭さしめ、十二月に至り、漸く發するを得。か

くて江戸に至り、日比谷の藩邸に寓せしが、衣服飲食等總て依然たる一寒書生の體なれど、往來する所の者は、皆諸藩の名士にして、就中幕府の士山岡鐵太郎の如きは、肝膽を披きて相語りしが、其蕭索の體を見兼、翌日そが上邸に赴き、留守居某に面會し、問崎哲馬とは久しく一つ學びの窓にありし事ゆゑ、今其來遊を聞きこれを訪ひ見つるに、獨屋舎の一隅に起臥し、外に薪水を助くる者も見えず。彼の如き人才をして、かゝる境遇ならしむる事、恐らくは君公の意に候ふまじ、鐵太郎決して友人の爲に言ふみに非ず。實に貴藩の爲に惜むべき事と思へり。偏に保護あらん事を望むと述べければ、某亦大に感悟し、即日一僕を遣して、使役のわざに供せしとぞ。其人の爲に重んぜらるゝ事、大抵かくの如し。かくて府下の事情も委しく知れ、之を國許に報ぜしかば、半平太も大に其力を得しといへり。二年五月、吉村寅太郎、宮地宜藏が獄に下されし報を聞き、一詩を賦して之に贈る。

長天一慟起悲風。生死關心囹圄中。料得群儒閑饒舌。也論成敗到英雄。

その後藩主豊信、幕府の譴を受け、容堂と稱し、鍛冶橋の邸に幽居するに及び、則弘之を患ひ、田内衛吉、村田忠三郎等と、護衛の者を置かんことを謀りしかど、藩邸の議つひに決せざりき。此頃則弘が半平太に贈りし書あり。當時の事情を見るに足るまゝ、これを左に掲ぐ。

僕モ廿五日ヨリ、暑痢ノ風ニテ相煩ヒ、今日漸起上候様ノ事ニテ、周布邊へモ得出掛不申、明日明後日之内ニハ彼邸へ參ルベシ。西村鐵之助、病中ニ毎々來リ、世間之動靜ヲ知ラセクル。長之

櫻田邸留守居大和彌八郎手近故、異事ハ時々手紙ヲ以テ報シクル。直八モ下痢相煩、往來スル事能ハサルコト久矣。大石君御狀早速持參セリ。本原ノ事モ吞込候様子、追々相談スヘシト也。

宮田村三友、宮田圓齋、田内衛吉、村田忠三郎ナリ。志氣依然。彪三郎一昨日御詮議掛リヲ以、類族同列之内へ御預ニ

相成候處、勘定方ニ游學生ナリ迎預カラズ。村田ト僕へ御留守居方ヨリ申來候得共、僕ハ病氣、忠三郎モ同列ハ勘定方ナリ。我ハ同列ニ無之、且一人ニテ番手不相調段申張リ居候内、昨日品川邸憲府へ又被召出、類族同列へ御預之積リヲ以、揚屋入被仰付候。

次便伏水ヨリモ御國許ヨリモ、細々尊答奉煩候。五月十四日發シ御飛脚、本月二日之夜着府、墨龍君ヨリ賢弟へ御越之短簡傳覽、御細書ノ參ラザル子細ヲ得、且楠ニヨリ浪華認シ書到來、四人共屈指、楠之着府ヲ相樂居候。長州侯今日御發駕、中山道通御上リ也。周布、時山等ハ十日頃之發足也。先相變ル事無之。只建白之意一ニ徹通、満足ノ氣色也。

勅使并島津和州君、夕品川驛御止宿。明朝御入府ト申事、京都ニテ公卿方へ下リ候勅書、疾ク京都ヨリ廻リ可申トハ存候得共、爲念一通寫取差出申候。南海之忠士義臣ノ歸嚮杯申御文意、冥加ニ餘リ感涙ニ堪不申候。僕因テ思フ。本藩亡命諸人、國ノ常刑ヲ加フヘカラス。何トナレハ聖天子ノ叡慮ニ叶ヒ、忠臣義臣ト被仰下候者ヲ、藩國ニテ呵ルヘケンヤ、大過アルナレバ格別、小過ハ赦シ無罪トスヘキコト論ナシ。若右等罪案ノ論ニモ至候ハ、御賢慮ノ程奉仰候。

幕府被仰出左之通

一六月朔日、月次御禮以前、布衣以上之役人一役一人宛、於芙蓉間、御老中列座被仰渡候趣、

近年之内御上洛可被遊旨、被思召候。御治定之義ハ、追テ可被仰出候。此段先御内意可申達旨被仰出之。

一御禮後、萬石以上之面々、再於御黒書院、御目見被仰付。上意之趣、近年不容易時勢ニ付、

今度政事向格別ニ令變革候間、孰モ爲國家厚相心得、心附候義ハ可申聞。猶年寄共可申談。

御側用人水野出羽守殿モ落職、其外御町奉行右各御免、勘定奉行邊モ奸物被差退候由來、夫々名前得承リ不申、春岳公之御力居多ト申事ニ候。今朝水藩内田清次郎ト申男、突然ト尋參リ、咄承リ候處、中納言公ニモ此節、一橋越前兩公ト、繁々御面談之由也。

同志中此地へ罷越候義、眼前危急之時勢ヲ、政府ニ頓着無之ヨリ、銘々微忠之至誠ヨリ出テ、三都游寓、私財ヲ費シ公用ヲ辨シ候處、此節ニ至リ、政府ニモ憂慮有之譯ニ候得者、新御隱居様護衛之人數等ハ、片時モ早ク御手配ニ相成、就テハ是迄三都之向ニ罷在微忠ヲ盡候者ハ、右護衛之人數之内ニ編ミ入レ、志願ヲ達セサセ候義、當然之義奉存候。勿論君家之爲メ費用等、厭ヒ申譯ハ無之候得共、同志ノ内多ハ微祿貧生ノ事ニテ、金錢ノ事計ハ力ニ能ハサル者ニ候得者、是等ハ上タル人ノ勘考アルヘキ事歟ト奉存候。既ニ三友共近來之勢穩故、一ト先歸國致スヘク、左ナク

テハ何ツ迄モ財モ力續キ申間敷トノ事、僕へ被談候。是亦尤之事ニ候。乍併未タ鮫洲邸へ御人數モ參リ不申。最早内亂ハ有之間敷ナレトモ、攘夷ノ議起居候事故、夷賊之寇亂難計、今暫相見合候筈ニ評議仕候。僕ハ探索之任故、乍不及何ツ迄モ滞在之心得ニ御座候得共、三友之内ハ事宜ニヨリ歸國之程モ難計、甚以残念之至ニ御座候。此義ハ社中ヨリ申立候ト、鄙劣ニモ相聞へ候様之嫌疑モ可有之候得共、國家之爲メ御賢慮被成、要職之諸先生へ御謀被成候テハ如何、將又上邸鮫洲之御用役、何分明斷ニ乏ク、動モスレハ俗吏ニ被欺、吾黨諸願等多ク沮ミ止メ、一同鬱悶不平勝ニ候。中々ケ様ノ時節ニ、忠義之論ヲ折シク様ニテハ、勤王何モ出來不申。是等モ御考モ可有ト奉存候故入御耳置候。

容堂様今以上邸御滞座也。

圓齋君還俗之上、純二郎ト革名致度段願出候處、當地御目附方計ニテ相濟ズ。竹五郎君ヨリ於御國許願出候上ト申事、餘程議論モ致候得共、埒明不申。其上同人實ハ元服致居候テ、上御屋敷往來モ難出來大迷惑ニ候。竹五郎君ハ住吉之戌營ニ被詰候歟ト存候。大寶君急ニ御引合之通、願出ニ相成候様、御周旋被下度、圓君ヨリ被託候。

六月二日夜燈下ニ書ス

墨龍君

楓川

稚戎君

(楓川ハ則弘、墨龍ハ半平太ニシテ、稚戎ハ島村壽之助、皆一時ノ變名ナリ。)

七月、田内衛吉、村田忠三郎等、國許に歸らんとて、江戸を發す。折ふしまた、新藩主豊範東觀の途に上るにつき、同盟の士多く扈從するの報に接す。則弘之を聞き、衛吉等のこれと行違はんことを氣づかひ、取いそぎて江戸を立ち、晝夜兼行して大阪に至りしに、折よく半平太にあひしかば、共に東西の近況を談じ、更に小南五郎右衛門に就て、藩主の東下せんとするを止め、強て京都に朝せしめ、其身は再び江戸に歸る。一夕坂本龍馬等と柳橋の酒樓に上り、一詩を賦して其志を述ぶ。

匡時壯略少人知。相遇相歡相對悲。爲酒典衣非俗體。因人成事豈男兒。花柳依稀京國夢。

風濤浙瀝虜船旗。繁華銷歇眼前景。休唱江門新竹枝。

さてもかの容堂が護衛の事、藩吏未だ之を決せざるゆゑ、則弘、上田楠次と謀り、夜々竊に容堂が寢室の下に臥し、以て其不虞に備ふ。風雨と雖も少しも怠らず。此頃また水戸藩に内訌起り、藩情困難の事多かりければ、則弘またこれを憂ひて、頗る盡力する所ありき。此年十一月、長藩久坂義助等、横濱を焼討せんとの企あり。半平太會々江戸に在り、此事を聞て大に憂ひ、容堂に謁して之を止めんことを勧め、則弘と共に馬を馳せて追ひ及び、大森驛に相會し、其企は已みつるが、此時長州の周布政之助、醉に乗じて容堂を誹謗せしより、長士二藩士の間に議論生じ、あはや争ひ起らんずる様とな

りしが、調停する者有て事無きを得たり。然るに此折、則弘等、其誹謗の語を聞きながら、政之助とつねに交深き爲、聞かざるまねしてやみつること、是不忠の甚だしきなれ。君辱めらるれば臣死すと云ふ本文もあれば、よろしく切腹すべしとて、逼て自殺を勧むる者ありしかど、則弘及び岡本常之助は、彼時政之助とは室を異にし、素より其失言を聞かず。聞かざれば死すべき責無しと言ふ。此に於て、或は是とし、或は非とし、議論決着せざるまゝ、嶋村洲平、田所壯輔等、打つれてこれを半平太に告げ、其意見を問ひけるに、半平太これに答へて、聞けり聞かじを論ずるは、死を怖るゝの嫌を免れず。不如身を潔くせんにはといひしにぞ、人有て之を則弘に告ぐ。則弘莞爾と打笑ひ、吾豈君辱臣死の義を知らざらんや。又死を怖る者ならんや。さらば諸君の意を煩はさざるやう、自ら潔くせんと、同志十餘人を己が居に會し、ひそかに訣別の飲を催す。此日半平太、容堂に謁し、具に其事情を陳ぶ。容堂驚て之を止め、今日の時勢に、則弘如き有爲の士を失はんこと、誠に可惜の至りなれば、他日余が馬前に死するの時を待つべしといふ。半平太乃ち之を傳へしかば、則弘等一同君恩の辱きを感じ、落涙して謝せしとなん。かくて則弘等は、本藩の政姑息にして、常に時勢に遅るゝをなげき、屢々朝幕及び薩長の近況を報じ、藩政改革の事に努めしめ、又容堂に謁し、種々獻言する所あり。容堂も亦久しく本國を離れ、親しく藩の情を詳かにせざるを恨み、則弘に命じて歸藩せしめ、藩政改革の事を任ず。これに因て十二月六日、則弘、三條中納言の旅館に至り、歸藩の趣を陳し、京都への密議をも

うけたまはり、十三日、京都に着き、即日留守居役平井收二郎と議し、青蓮院宮に參上し、是より土佐に歸りなば、一層朝廷の爲に盡力仕らんとこそ思ひ侍れ。あはれ藩主の祖父景翁に令旨を下し賜はらばやと請ひしに、早速下さるゝ事となり、廿四日、つゝがなく高知に着せしかば、日々同志を訪ひ、改革の事に努む。當時則弘及び弘瀬健太が、同志に贈りし密書あり。以てその事情を見つべし。

京都發足之前日一書相認、收次郎へ托置候。其後愈御萬祥、御入京ト奉察賀候。僕等兩人十八日發京、二十四日之夜歸藩、即夜南會所ノ參政大監察列席ニテ、夜半迄辨論。翌廿五日、執政及兩府一同列席ニテ論辨。又翌廿六日、佐川安喜大夫宅ヲ押廻シ、江都京都之事情ヲ述へ、老公御趣意之處ヲモ申説キ候處、餘程動キ候様子、又翌廿七日、哲馬ハ鼎大夫、健太ハ平井參政へ罷出、反覆論辨、只今之模様ニテハ、少々ハ效驗モ可有之歟ト相樂居申候。

一昨廿八日、南邸ヨリ被爲召罷出。三四月以來之事共、委細言上候キ。
一故黨追罰之一條漸相運、今日之御飛脚ニ罰考伺ニ相成筈、罰考輕重之アハヒモ、鼎大夫ヨリ尋有之、一昨夜申述置候。

一青蓮王御書、昨日執政ヨリ老少將公へ差出候。人才擧用之一條、大分動申候。五六日之間ニ何分押拔申度、日夜盡力仕居申候。其次ニ兵制ヲ定ムルト、財用ヲ辨スルトノ二事盡力之筈。
一郡府取分リ漸ク舊ニ復シ申候。勘定奉行去月ニ出來候。是ハ失策ト考へ候故、論シ罷ムル打合

仕居候。

一 虎太郎、宜藏モ出獄。虎太郎ハ庄屋ヲ被召放。宜藏ハ無別儀。雨源ハ未タナリ。此ヨリ盡力周旋可仕候ト、兩人申居候。其内本藩ニモ又一種ノ偽黨ラシキモノ出来、山川佐一右衛門、松下典膳、雨森守馬等ヲ初メ、以下々々迄百人餘ヲ烏合驅集メ、其様顯然タル私黨之様ニ相聞ヘ、既ニ瀬平杯モ山川ニテ餞別之金杯モラヒ、出足致候様、健太承リ出シ、此議ニハ今更餘程込ミ入リ候得共、一大策ヲ施シ破リ申度モノト相謀リ居申候。正月二日立之人數ニ、右黨之者數々有之、後藤良助杯モ、此節動天ト唱ヘ、右山川等ト懇意之由。

一 鼎大夫大憤發、柴田モ同意。後藤大夫些老鍊ノ風疑フヘシ。確トタ、キタテ、手ニ合不申ハ、其時御懸合モ可申上、僕等モ決然北上ト存詰居申候。

一 末松參政、新任之一條懸念ナキニ非ス。此儀モ後便迄ニ黑白ヲ分チ可申。鼎大夫俊大夫等ノ云々ハ、大分移リ合シト云。未可能信。

十二月晦日

哲馬

健太

半平太様

收二郎様

文吉様

神秘々々

三年正月、藩論や、變じ來る様を見て、則弘二弊一事の策といへるを草して獻ず。其要とする所は、當今の急務、二弊一事にあり。何をか二弊といふ。賞罰明かならざる其一なり。士民相和せざる其二なり。賞罰明かならざれば、藩政擧らず。士民和せざれば、國內安からず。何をか賞罰明かならずといふや、往年吉田元吉藩政を擅にして、爲に命を失ひしに、今の顯職は皆其餘黨に出で、義に向ひ身を忘るゝ忠勇の士は、多く幽囚せらる。彼の吉田如き輩は、古人の惡むべき者にして、今幽囚にある徒は、古人の稱すべき所なり。古人の惡む所を用ひて、古人の稱する所を囚ふ。是賞罰明かならざるに非ずして何ぞや。何をか士民和せずといふや。近日輕卒所願の事を以て、大に不平の争ひを生ぜり。是士民相和せざるの證なり。さて又一事とは何ぞや。尊攘の事起てより、國用多端容易ならざるが若し。これを富豪の家に課し、以て補ふ如き事あらば、益々民心を失ふべし。因ておもふに、これ山を鑄、海を煮るより外術あるべからず。此二弊一事を忽せにせば、一旦危難の時に臨み、上に不服の士あり、下に不和の卒あり、内に費を償ふの錢無からん。されば折角朝廷の頼み思召す所、名のみにして其實なく、汚名を天下に流すに至るべし云々と言上せしも、積弊の因習する所容易に用ひられず。

則弘亦事遂に爲す可からざるを察し、京都に上りて時勢を見んことを請ひ出でしに、直に許されぬ。早速發足して、二月廿三日、京都に着き、即日平井收二郎を訪ひて、輦下の近情を聞かんとせるに、收二郎は此ごろ容堂の爲に譴責せられ、公卿の間に入出することを得ざれば、近情は知らずと答へ、語りをはりて相共に慷慨の涙を揮ひしといふ。次の日、則弘等相議すらく、收二郎今罪を受け謹慎しつゝありといへど、一日存すれば一日の職を盡さざるべからず。今一たび志す所を述べて見んかと、これを土方楠左衛門に謀り、二人打つれて容堂の寢室に入り、強て志す所を陳しけるに、容堂佛然として憤り、昨冬青蓮院宮に謁して、令旨を請ひし舊罪をあげ、さんぐに叱責せしにぞ、二人恐怖して退出す。此頃藩の顯職にある者は、則弘等が下位に居りながら、藩政を是非することを不快に思ひ、容堂が信用せざるを機とし、さまぐに讒言せしかば、容堂の怒愈々解けず。則弘快々として娛まず。偶々一絶を得。

蓋世勳名帝春隆。陪臣何復惜微躬。忠良一錯千秋憾。愧殺能言魏鄭公。

かくて藩吏つひに罪を羅織し、三月廿八日、遂に則弘を捕へ、不日に本國に送らんと議に及ぶ。水藩の士住谷寅之助之を危ぶみ。こは今の中ひそかに此地を脱し、身を水長二藩の間に寄せしめんこそよからめと、當時土藩の目附たる曾和傳左衛門は同志の士なりければ、竊に此事を議る。傳左衛門乃ち則弘の囚はれ居る室に至り、住谷等が思ふ所を述べ、脱走してはといひけるに、則弘莞爾と打笑

ひ、國の爲に事を爲す、自分はよしと思へども、萬過無しとは云ふ可からず。若し其過を以て罪せられんか、憾むべき所なしと、つひに其勧めに従はず。傳左衛門是非無く立歸らんとするに、則弘またこれに向ひ、僕かつて書生たりし時、藤田東湖の知遇を受け、景山公に謁せしに、公手づから白縮緬の袱に、詩を書して賜ひ、東湖亦扇面に書して贈れり。僕心に之を感じ、東西奔走中も、常に身のほとりを放さず。今回も亦持ちて上京せしが、旅寓の行李に納めおけり。願はくは、御身これを取出し、此所へ送りたまはれといひしかば、傳左衛門やがて立歸り、則弘が決心の趣をば住谷等に告げ、翌日則弘が行李を開きて、かの景山及び東湖の墨蹟を取り出し、ひそかに則弘に渡し、かば、此二物あり、僕また遺憾なしとて、大に喜びしとなん。四月朔日、愈々本國に送らるゝに及び、傳左衛門及び住谷等、皆送りて伏見に至り、涙を揮ひて相別る。此時作れる一絶に、

檻車晨到浪華城。且候風潮住吉營。尙喜未離畿內地。時々困睡夢皇京。

さて藩に歸るや、藩吏其罪を議し死に處せんとす。半平太に之を惜み、容堂に謁して其罪を宥めんことを請ひしかど、藩廳の議これを納れず。六月八日の夜、つひに切腹を申付く。則弘從容命を拜し、

易簀結纓同一悲。男兒至死好容儀。忠魂不與白雲滅。掛在公家無字旗。

丈夫今日死何悲。略見聖朝復舊儀。一事猶餘千歲恨。京畿未樹栢章旗。

と二首の絶句を賦し、又ことし二歳になれる一女の事を思ひて、

もる人のあるか無きかは白露のおきわかれにし撫子の花

といふ一首を詠じて潔く自刃せり。年正に三十なりしとぞ。則弘人と爲り酒を嗜み、志大にして小節を省みず。故に往々群小の憎む所と爲りしが、また經濟の事にも心を注ぎ、其行事人の意表に出づるものあり。かつて坂本龍馬と平井收二郎の寓に會し、談經濟の論に及びけるに、則弘のいへるやう、今日天下の志士と稱せらるゝ者は、大抵薄祿の家に出づ。所謂瘠土の民は義に走る者なり。而て飽食暖衣の子弟は、概して氣節ある者無し。皆均く生を此國に受け、此國の粟を食する一種の人にして、貴賤の別此の如し。若しまた其心事を論ずれば、貴賤其位置を轉倒してあり。何ぞ其れ薄祿の者の不幸なるや。是に反して彼泉貨の如きは、銅と鐵の二種にして、かつて貴賤の別あるなし。細かに之を論ずれば、銅の位よろしく鐵の上にあるべきに、齊く一錢の用に過ぎざるまゝ、別にこれが等級を附する者あらず。何ぞ銅錢の不幸なるや。今後宜しく本藩に於ては、其二種に區別を附け、銅錢一孔を以て、鐵錢二孔に當るの制と爲し、京坂兩邸の會計局をして、出入の商賈に達せしむべし。さすれば京坂にある銅錢は、皆本藩に來り集らん。果して然らば、京坂奉行も亦倣ひて銅一鐵二の制を立てん。其時また本藩に於ては、更に銅一鐵四の制と爲し、遍く海内の銅錢を、我高知に集めて國用の缺を補ふべし。是われより先づ貴きものゝ位を稱揚すれば、我輩の賤位も亦他日人より稱揚せらるゝに至らん

策なりとて、打笑ひけるが、其後藩廳つひに此議を用ひ、銅一鐵二の制を取りしに、果して幕府また是に倣ひ、海内泉貨の品位に變動を來たしゝは、實に則弘が坐興の一言に出でしなりとぞ。則弘平生詩賦を好み、感ずるに隨て作れり。かつて頼醇が死を聞き、其絶命の詩の韻を次で、

萬古冤愁鬼火熒。誰收斷骨向都城。休言霸廷多權譎。須信天王自聖明。雙闕尙聞煩鳳詔。

孤墳已見着蟲聲。悲歌燕市當年事。應笑莊樗儉此生。

其他偶感の作とて、

臘醪香辣晚蔬甘。慷慨歌聲入半酣。自是宋家安弱政。非因晋代尙虛談。唯憐採菊陶元亮。

未學描蘭鄭所南。滿室圖書三尺劍。須應不負日本男。

國勢浴々去不回。但聞虜市幾場開。碑題不減元祐黨。閩寄誰知韓岳才。蹀血都門傳異事。

隕身隸屬見奇災。此間且倚寇公在。一任高堂燭淚堆。

又清岡成章に贈れる詩は、

病值春正未展眉。臥繙前史但燃髭。固喬免錮漢將變。牛吏分朋唐始衰。帶雪寒梅憐舊格。

迎陽小鳥弄新晴。寄言高臥謝安石。不是東山携妓時。

また其若くして安積良齋の塾に居し頃、閣老の下城を見て作りたりし長句あり

傳呼聲急鳴材柝。城門黃塵高千尺。云是相公退朝來。車馬煌々人辟易。四海太平三百年。

一筐簿書事不劇。相公之門炙牛熟。庭前日有王侯跡。海外魑魅秋色變。萬里白浪捲霹靂。天子宵旰大臣勞。何人爲獻萬言策。君不見城上鼙鼓聲。相公早朝已具食。白玉榻前春日空。宣室未下賈生席。天上之言誰得聞。十年廟算已籌畫。可憐天下忠義士。白首老死蓬蒿宅。南海書生年十九。青衣裹骨著高屐。富貴致身知何時。仰天一笑浮雲白。少年の頃よりして其抱負の大なるもの知るべきなり。

弘瀬年定

弘瀬年定は、健太と稱す。土佐國土佐郡井口村の人なり。性溫厚沈毅。幼にして父を喪ひ、母の手に生長せしが、よく其教を守り、出入必ず之を告げ、聊も意に違はず。隣里皆其孝を稱せしとぞ。文久元年九月、武市半平太江戸より歸り、尊攘の説を唱ふるに當り、年定直にこれに同盟し、二年四月、つひに半平太の命を受け、河野萬壽彌、島村衛吉と共に京都に上りて、さまざま國事に周旋す。八月、山内豐範京都に朝するに及び、半平太も扈從せしかば、年定己が聞見せし所を告げ、相共に心を盡すうち、三條實美、姉小路公知、勅使として江戸に下る事と爲りければ、半平太及び年定、これに従ひて東下し、長州藩士久坂義助等と深く謀る所ありしかど行はれず。かくて十二月、藩政改革の事に關し、藩主の内命を蒙りて江戸を立ち、途中京都に立よりて平井收二郎と議し、青蓮院宮の令旨を得、

其月の末に藩に達し、參政大監察等の列席を求めて其令旨を示し、江戸、京都の近況はさらなり、薩長以下諸藩の事情を述べ、藩政改革の速に行ふべきむねを論じて退き、是より日夜諸重役の家を歴訪し、其ことをくりかへして説きければ、一藩の人心漸く動き初めしが、三年正月、藩論遽に變じ、二月に至り、昨冬令旨を請ひし事を以て、間崎哲馬等譴責を蒙り、姑息黨は、年定が卑き身より出で、藩政の機密にあづかるを嫉み、さまざまに讒訴しければ、つひに獄に下さる。半平太之を歎き、容堂に謁して、頻に其罪を赦されんことを請ひしかど、藩廳の議を以て、六月八日、獄中に自刃せしむ。時に年二十八。年定平生人と武道を談ずるの次、往々割腹の法はしかくなど語りしが、其言ひしごとく、いと美事に屠腹して、介錯の手を假らざりしとぞ。

島村重險

島村重險。通稱は衛吉。初め八次郎といふ。高知藩士島村外内の弟なり。少年の頃より武を好み、劍法を麻田勘七に、槍術を土方逸右衛門に、砲技を伊藤俊吉に、射藝を津田右金吾に受く。就中一刀流の劍法にすぐれたりとぞ。又徳永達助に就て讀書をも學び、保建太記を讀みて忠憤の志を起し、嘉永の末江戸に遊び、直に千葉重太郎の門に入り、猶も一刀流を研究し、大に發明する所ありて藩に歸る。此頃藩の風として、武藝を習ふ者といへば、皆其師の許に在りて、同門中のみ相演習し、曾て

他流の人と其技を試むる事無かりき。重險きつと心付き、かくては各自我が流のみに拘り、變通の機に乏しき憂を免かれじ、よろしく他の名手を迎へ、本藩全體の劍法をすゝむべしと、藩廳に出で、意見述べしに、其議然るべしとありしかば、やがて江戸に馳ゆき、千葉重太郎を聘し來り、大に藩の劍術を一新せしといふ。されど己は猶足れりとせず。安政四年、又暇を請ひて江戸にゆき、桃井春藏の塾に寓し、鏡心明智流をも會得するに至る。是より先に、武市半平太もこゝにありて、其塾頭に推立られ、大に塾弊を矯正し、今や辭し去らんと思ふ折なりしかば、重險をして代て塾頭の任に居らしめ、己は去て藩に歸れり。重險乃ち其あとを引受けて、日夜怠らず。此時佐倉の堀田家にて、春藏を聘せんと、屢々使者來りしにぞ、春藏己が代りとして、重險を差つかはしぬ。重險かしこにある事半年餘り、大に彼藩の敬禮をも得たりといふ。六年七月、本藩に歸る。文久元年四月、半平太暇を乞ひて江戸に赴く折、重險其あとを追ひ、つひに江戸にて一つになり、河野萬壽彌、大石彌太郎等と共に、他藩の有志に交を結ばんと、同志盟約書と云ふを作り、八月二十五日、重險、彌太郎と、久坂義助を長州藩邸に訪ひ、談論の際、薩人樺山三圓亦來り會せしかば、通武、重險を指し、是土藩の志士にして武市氏の同志なりと云ふに、三圓大に打喜び、更に武市と會見せまほしき由述べて別る。これによりて、其月廿八日、重險、半平太と同じく、三圓を三田の薩邸に訪ひ、鼎座して時事を論じ、夜更けて別れ去る。是半平太等が薩州の志士と相交はるのはじめなり。是より又半平太が、水藩の士と交は

るにも、重險其間を周旋して盡力せり。九月に至り、一同皆土州に歸り、藩廳に出て時勢を述べ。かくて又島村雅事、島村洲平を訪ひ、七郡の有志を募る事を謀りて、共に半平太等を助けんと約す。然るに此頃藩の執政吉田元吉は、もとより佐幕の説なれば、半平太等の爲す所を喜びず。ひたすら半平太等を陥れんと謀る。志士の黨皆之を憎みしかど、彼要路に在て威權あるまゝ、志士の黨つひに敵するを得ず。これに因て二年四月、己を得ず君側の奸を除かんと議し、同盟中より勇士を撰拔し、之を負擔せしむる事とす。第一番に當りし者、故有て遂ぐる能はず。重險、上田楠次、谷作七と第二番に當りしかど、又機會を失ひて遂げず。第三番に當りたる那須眞吾等折を得て、つひに元吉を斬殺せり。是に於て藩論漸く變じ、佐幕の黨黜けられ。勤王の徒始めて要路に出るを得。重險これより命ぜられて、京都に差し上りしに、吉村寅太郎等が召捕はれ、本藩に交付と爲りし折にして、人情騷然たるまゝに、大阪住吉の陣營に居れる同志と議し、大に周旋盡力す。其後三條中納言勅使となりて東下の時は、重險亦これに隨從す。三年の春に及び、諸士皆一先づ國に歸りしかば、重險も歸藩してありけるが、長州藩人が、外國船を赤間關に砲撃せし事聞えしにぞ。重險、小畑孫三郎と連署の書を差出し、かど採用せられず。あまつさへ嫌疑の筋ありとて、半平太と共に捕へられ、元治元年四月より、日々引出して取調べられしも、是と指すべき罪無きまゝ、久しく獄に繋がれてありしが、慶應元年三月廿三日、又調ぶる筋ありとて、獄の庭上に引出し、車繩もて絶しあげ、さんくんに亂打しけるほど

重險氣絶して仆る。獄丁乃ち繩を解き、昇て獄舎に歸り、一碗の水持來り、顔を望んで注ぎしかば、重險きつと眼を見開きしが、憤怒の情にや堪へざりけん。むくと起て獄丁を打据ゑ、其身もどうと打臥して、つひに蘇らざりしとなん。時に年三十二。重險もとより武人なれど、折にふれては歌をも詠ず。其獄中にての作一つ二つあり。

更衣

おほかたの人の袂はかはれとも我濡衣はぬくよしそ無き

夏月

あけやすき夜を恨みしもなか／＼に今はあたる夏の夜の月

述懐

亂れあふ千草か中に咲く花もときは違へす散らんとそ思ふ

小畑正路

小畑正路。通稱は孫三郎。高知藩士同苗美稻の弟にして、天保六年九月、土佐郡高知袋町に生る。少年の頃、奥宮愷齋の門に入り和漢の書を讀み、嘉永四年、江戸に遊び、若山勿堂に就て經籍及び兵書を學ぶ。數年にして藩に歸り、文久二年、撰ばれて監察吏と爲り、大阪住吉の陣營に赴き、専ら京攝

の形勢を、本藩に報ずるを事とす。折柄弘瀬健太、島村衛吉、河野萬壽彌の三人、武市半平太の意を承け、京都の事情を探索せんとして來りしかば、相共に京攝の間に往來し、三條家の臣富田織部、薩州の本田彌右衛門、長州の船越清藏等と周旋する所あり。是より屢々藩に歸り、又京都に上りなどとして、奔走すること大方ならず。三年七月、長州の志士、外國船を赤間關に砲撃せし由の風聞、土州へも達しけるに、正路、嶋村重險と連署して書を藩主に呈す。其要に曰く、近日長藩英艦を砲撃せしに就き、世間の多くは之を粗暴の振舞なりと議するよし、これ誠に情を解せざるものといふべし。長藩此舉に出でたるは、幕府が公布せし所の攘夷期限によりて爲し、にて、朝旨幕令兩つながら遵奉せしものなり。而るに彼小倉藩の如きは、一葦海水を隔てし隣國にありながら、此舉を傍觀して敢て援けず。長藩のみひとり奮て難に當る。故に朝廷命を下されて、列藩相應援し、よろしく功を奏せよとあり。我高知藩の如きは、夙に朝廷の依頼せさせらるゝ所なり。焉ぞ率先して朝命を奉ぜざる可けんや。況や又毛利家には、姻姪の因あるに於てをや。宜しく速に兵を出し、應援せられて然るべし云々。又別に云やう、此に攘夷の端を開けば、何時敵の襲ひ來るや、亦以て計る可からず。故に土佐海岸の防禦も、速に準備せざる可からず。又朝廷に親兵を置くは、畢竟三藩の建議に基づく。今日諸藩往々親兵を出すに、我藩何ぞ後れて可ならんや。これ亦速に忠勇の士を精撰し、以て朝廷を守護し奉るべし。是尊攘の大義を實行するの一端にして、今日の急務なり。願はくは、早く決行あらん事をと述べしかど、藩

應さらんこれを用ひず。九月二十日、捕へて獄に下し、元治元年四月より、あらためて引出し、たび／＼糾問せしも、罪すべき科條あらざるゆゑ、其まゝ獄内に入れ置きしに、正路病にかゝりければ、慶應元年九月、親戚の請により、一たび獄を出て家に歸りしが、つひに愈えずして死す。時に年三十。是れ二年九月廿一日の事なりき。

岡田宜振

岡田宜振は、以藏と稱す。土佐國土佐郡大川淵の郷士なるが、藩に仕へて士格にすゝめらる。幼にして讀書を竹村節之進に、擊劔を麻田勘七に學び、又武市半平太に従學す。萬延元年七月、半平太武術修行の暇を請ひ、中國及び九州に遊歴する折、宜振、久松喜代馬、嶋村外内と共に之に隨ひ、諸國の道場に劔法を試む。かくて久留米に至りし時、半平太、喜代馬等に向ひ、吾は是より豊後の岡に行き、それより一たび本國に歸り、更に江戸に至らんと思へり。されど岡田は本國に歸りなば、再び出るこゝと難かるべきにより、これは岡藩に留めん事に決せり。御身等は暫く此地にのこり、後江戸に赴かん折、岡に立よりて岡田を伴ひ、從僕ともして、江戸に召つれられよと言置き、やがて宜振と二人岡に至り、間もなく半平太は土佐に歸る。宜振それよりひとり岡に在て、文武の業を身に委ぬ。とかくする内約束の如く、喜代馬、外内も岡に来る。折ふし岡藩の監察植山某江戸に行かんとす。宜振これに

請ひて其僕と爲り、喜代馬、外内等に先だち、早速江戸に馳下り、かねて半平太より聞く所ありしまゝ、桃井春藏を訪問し、これに就てまた劔法を學ぶ。文久三年、半平太又江戸に來り、宜振と別後始めて相逢ふ。是より半平太の命を受け、水長薩三藩の士に交はり、其形勢を探訪す。後暫く岡藩に歸りしが、更にまた本國に歸る。二年六月、山内土佐守東觀の途に上り、半平太等多く扈從するに及び、宜振亦隨行す。爰に土州に於ては、吉田元吉斬殺されし後、其黨井上佐市郎は、いたく元吉が恩顧を受けし者ゆゑ、常に怨を勤王家諸士に懷き、如何にもして其仇を報いんと志し、此折また隨從の末に列し、諸士の大阪に滞在せる中、審に京攝の形勢、及び勤王諸士の動作を窺ひ、一々これを本國に報じ、以て讒訴の料と爲す。宜振之を探り知り、こはゆゑしき大事なり。佐市郎が如きものを存し置きなば、今後如何なる害を爲さんも知るべからず。速に除くに如かじと。村田忠三郎、岡本次郎、久松喜代馬等と謀り、八月二日の夜、佐市郎が妓樓にあるを認め、其歸途九郎右衛門町に待うけ、つひに之を殺して河中に投ず。其月の末、藩主京都に向ひし折、宜振等又之につき隨ふ。折ふし越後の浪人本間精一郎といへる者、もと勤王家を以て聞えしが、近頃よからぬ振舞を爲し、大に志士の間に害を及ぼしければ、宜振また薩藩田中新兵衛と相謀りて、つひに精一郎を斬る。且京都町奉行附の與力にて、森孫六、渡邊金三郎、大河原十藏など云者共は、安政、文久以來、勤王家を害せしひとかたならざる惡徒ゆゑ、之をも除かんものと、薩長諸藩の士と力を協せ、これを石部驛に殺し、罪狀を

書して、粟田口に梟首す。間もなく姉小路少將公知、勅使に副して東下する折、宜振等其隨從に選ばる。かくて江戸にゆき、或夜數寄屋橋門を入らんとせしに、門を守る幕吏之を誰何し、果は大勢にて取圍みしにぞ、宜振怒て刀引抜き、漸く切り抜けて藩邸に歸りぬ。其後思ふ所やありけん。勝麟太郎の家に行き、其若徒と爲りて居たりしが、麟太郎、大將軍徳川家茂に従ひ京都に上るに及びて、宜振また麟太郎に具してゆく。或夜麟太郎寺町通を過ぎしに、何者とも知らず三人立あらはれ、直に切てかゝりしかば、宜振躍り出で、之を禦ぎ、忽ち其一人を斬倒す。二人驚きて何處にか逃去りぬ。麟太郎歸て之を謝せしが、又改めて其勇を恃むの心を誡め、人を斬るは良士の爲すべき所にあらず。是は心得べき事なりと言ひしに、宜振聽て、仰せ如何にもさなり。されど今宵の如きは、僕彼の一人を斬るなかりせば、先生首領は保ち難かりしものと、相語りて笑ひしとなん。それより又勝氏を辭し、京攝のあたりに潜み、さまざま心を盡しおけるに、京都町奉行の手に捕はれ、洛外に追放と爲りしを、藩の吏共また之を捕へて、本國に送り返し、種々とりたゞしたる末、井上佐市郎等を殺したる事明白と爲りしかば、慶應元年閏五月十一日、獄中に於て斬られにける。年はいくつか定かならず。

村田克昌

村田克昌は、忠三郎と稱す。同苗植造の二男にして、土佐國古川村に生る。性穎敏にして剛毅。狀貌

優美なるも、身材肥大。眞に武士の風を備ふ。劔法を武市半平太に學び勉強怠らず。大に半平太の爲に信ぜらる。文久元年二月、暇を請ひて江戸にゆき、劔術を千葉重太郎に、文學を藤森恭助に學ぶ。六月、半平太江戸に來り、克昌を初め、池内藏太、河野萬壽彌、柳井健次、大石彌太郎等に勸めて、廣く他藩の志士に交を結ばしむ。克昌乃ち半平太と議し、同志盟約書を作る。次の年八月、大坂に至り、半平太と謀る事ありて、一たび土佐に立歸りしが、更にまた江戸に下り、三年の春、藩主山内土佐守に従ひ、本國に歸りしに、長州藩攘夷の兵をあげしとの報、高知へも聞え、有志の若者皆勇み立つに及びて、克昌また頻に藩論を挽回せん事に周旋せし爲、大に藩廳の爲に忌まれ、元治元年八月十三日、岡本次郎、久松喜代馬と共に獄に下され、糺問の末、井上佐市郎を殺せし事顯れしたため、慶應元年閏五月十一日、つひに獄中に斬らる。年二十六なりし。

久松重治

久松重治は、喜代馬と稱し、父を圓次といふ。土佐國土佐郡高知新町に住す。重治幼より擊劔を好み、藩士淺田勘七の門に入りて、小野派一刀流を學びしが、安政元年、父と俱に江戸に赴き、千葉重太郎の門に學び、晝夜丹精を凝らし、ため、其技次第に進み、藩に歸るの後、教場を開きて門下を教授し、子弟益々多きを加ふ。されども重治なほ足れりとせず。三年再び江戸に赴き、有名なる劔家の門を叩

きて、練磨すること尙一年餘り、同じき四年の夏、再び國に歸る。時に外患頻に起りて、内憂また朝野に迫る折なれば、重治慷慨にたへず、尊攘の志を立て、萬延元年八月、武術修行に託して鎮西諸國を歴遊し、久留米に至り、其藩士なる加藤平八の塾に寓し、文久元年三月、國に歸り、藩の陣營擊劍教授となる。二年六月、藩主に扈從して京師に上り、選ばれて遊隊となり。十月、勅使三條實美に隨て關東に下り、十二月、歸京せしに、其勞を賞して賜ものあり。既にして又藩主に從て國に歸りしが、さきと同藩士井上佐市郎が奸佞を惡みて、同志村田克昌等と共に、之を大坂に暗殺せし事あり。此に至り其事發覺して獄に下り、慶應二年五月、刑せられて死す。時に年三十一。

岡本正明

岡本正明は、一名を忠保といふ。初め八之助と稱し、後次郎と改む。高知藩士中嶋和吉の男にて、岡本龜次の養子と爲る。その身丈高く骨格いとたくましく、顔色渥丹にして才辯あり。平生好で皇典を講習せり。文久二年六月、藩主山内土佐守に扈從し、大坂及び京都に抵り、諸藩の志士と交はりて國事に周旋す。十月、三條中納言東下の折、これに隨從し、其後土佐に歸り居たるに、元治元年八月、村田忠三郎、久松喜代馬等と不當の謀議にあづかりして、獄に下され、慶應元年閏五月十一日、つひに斬首せらる。時に年三十五、其辭世の歌に、

國の爲め盡す誠のつゆたにもとほらて消る今日を悲しき

田内茂稔

田内茂稔は、衛吉と稱す。武市半平太の弟なるが、幼よりして、同藩士田内喜三次の養子となり、其姓を冒す。この喜三次もと國學者なりしかば、茂稔また其教を奉じ、國典を講習し、江戸に遊びては、鈴木重胤に就て研究し、又劔を長沼四郎左衛門に學び、業成て郷里に歸る。其後半平太が江戸より歸り、天下の形勢を説くを聞き、大に感奮する所あり。是より諸所に奔走し、就中山内容堂が藩邸に在るを警衛せんとの議を出し、同志の土河野萬壽彌、中岡光次、宮川助五郎等と屢々執政に逼り、つひに藩廳の許可を得、十月十五日、相率ゐて高知を發す。此折差出し、願書左の如し。

乍恐此度

叡慮ノ表ヲ以テ、關東御紀律御一新ノ折柄、恐レ多クモ容堂様ニハ、重キ 勅命ヲ蒙ラサセラレ、諸事御周旋遊ハサセラル、御事、

御當家ノ御面目ハ申上ルニ及ハス、國家ノ大幸不過之。孰モ感激仕居候。乍去大名ノ下ニハ久シク難處、大功ノ所在ハ衆怨ノ所歸ニシテ、古今其例不尠。既ニ此度諸御大名様御參觀、格別御弛ミニ相成候ヨリ、萬端御簡易ニ赴候段、實ニ絶世ノ御英斷、富國強兵ノ基モ是ヨリ相立可申

ト、有心者ハ誰レ雀躍仕ラサル者ハ無御坐候處、是迄御府内ニ罷在候町人共、中ニモ無頼ノ族ハ、却テ之ヲ奉怨哉ニ御座候。畢竟御府内ノ儀ハ申上ル迄モ無御座、海外ニモ稀ナル繁華ニテ、別テ上下ト無ク輕重ト無ク、四方ヨリ入り込ミ候人、十カ七八ニ候得ハ、市井無頼ノ者共、是ニ由テ光陰ヲ送り居候處、今日ニ至リ追々人寡ク事簡ニ相成候テハ、平生游手坐食ノ輩ハ、必至口腹ニ差泥ミ、自然種々ノ不義相企候ハ顯然ニ御座候。左候ヘハ平常無事ノ御家ハ、何ノ可畏儀モ無御座候ヘ共、今日正義ノ御家ニテ、少シニテモ天下ノ事ニ御干係遊ハサレ候テハ、屹度御覺悟遊ハサレステハ相成申間敷哉、既ニ先達テ此方様御登城懸ケ御途中、無頼ノ者共馳集リ、耳目ニ堪ヘ兼候廉々モ御座候哉ニ傳承仕候。是等追々相募リ候ヘハ、以後如何様ノ溢レ出來候程モ難計、一日モ早ク御人數ヲ指遣ハサレ、御往來御供廻リ、其餘游兵格別御差備遊ハサレステハ難相成様奉存候。先達櫻田坂下ノ浪人共ハ、孰レモ邪正義利ノ分別有之者ニ候ヘハ、覺ヘアル御家ハ恐ル、モ當然ニ候ヘ共、正義ノ御家ニ於テ萬々可畏儀ハ無御座候。市井無頼ノ族ニ至テハ、邪正義利ハ扱置キ、所爭ハ飢寒死生ノ間而已ニ候ヘハ、實ニ可畏ノ至ニ御座候。千金ノ子ハ不_レ死于盜賊ト申ス事ノ候ヘハ、如何程御用心遊サレ候迪モ、決シテ御臆病トハ申間敷奉存候。右ハ萬々有間敷筋ニ候ヘ共、不慮ノ禍ハ何時無之トモ難申、其期ニ至リ後悔無詮事ト存込ミ、不願_レ非分、是迄同志ノ者共、達而申上候ヘ共、未タ何事ノ御處置モ無御座、如何ノ御事ニ哉ト一同疑

惑仕候。乍去微賤ノ身、累代御國恩ヲ奉戴候ヘハ、其期ニ至リ片時難安寢食、一日モ早ク彼地ヘ罷越、九牛ノ一毛ニテモ御役ニ相立申度奉存ノミナラス。一同申合又々奉願上候間、宜ク御聽届仰付ラレ度奉存候。

右ハ私共過半小身ニ罷在、平常口腹ニ差泥ミ候者モ尠カラズ。且ハ老年ノ父母ヲ扣ヘ、難捨置者モ御座候ヘ共、兎角

君上御安危、國家ノ御大事ニハ難易儀ト一圖ニ存込ミ、右ノ次第ニ及候間、全ク喪心狂氣ノ御取扱ニ仰付ラレス候ヘハ、此上難有仕合奉存候。以上。

文久二年壬戌十月十四日

一統姓名

やがて大津に達しける夜、千屋菊次郎京都より馳來り、豊後岡の藩主中川修理大夫達勅の所行ある由を告げ、一同先づ京都に歸り、其形勢に従て進退すべきむねを説きしかば、一同これに同意し、早速京都に馳參じ、平井義比の居に會して、修理大夫を伏見に要撃せんと謀る。折ふし修理大夫は、長州以下諸藩の説諭に伏し、罪を謝するの議に決せしと聞き、事已むに至れり。茂稔は是等の様を江戸の同志に報ぜんとして、檜垣清治、今橋權助と東海道を下り、途中同藩坂本瀨平と一つに爲り、十一月七日、小田原の旅店に宿せしに、此夜茂稔及び權助の二人、風邪に罹りて打臥ければ、瀨平をして獨り

先に立たしめんとするに、瀬平これを諾はず。是非共打連れて出立んと云ふ。もとこの瀬平は監察の職にありて、茂稔等とは和睦ましからざりければ、茂稔等江戸に下るにつきても、その意を告げずありし處、瀬平これを聞出し、朋達なる公文藤藏を紹介として、頻に同行を請ひしも、瀬平が舉動間諜ならんかとの懸ありしまゝ、さまざまに説諭して京都に留めしめ、茂稔等のみにて出立ちしに、瀬平猶思ひ絶えざりけん。途中迄追來り、強て同行を求め、つひに此迄伴ひし事ゆゑ、今一足先に立てとありしも、一向に従はず。因て其十日、茂稔等少しく癒るに及び俱々に發す、一色村と云へる所を過ぐる頃、權助又腹痛を覺えしとして、路傍の民家に入て憩ひ、茂稔は少し急ぎて先に立越し、清治と瀬平と並び行きしに、何思ひけん、瀬平忽ち刀引抜き、突然清治に切り付けぬ。清治驚き聲をあげ、過ちすなといひしも、猶烈しく切りかゝりければ、已を得ず抜合せ、相闘ふと見えたるゆゑ、先に立ちたる茂稔、及び後に止り居し權助も、かけつけて清治に力を協せ、つひに瀬平を切殺しぬ。かくて其由を其所の領主大久保加賀守、及び江戸の藩邸に申送りて罪を待ち居しほど、半平太來り迎へ、暫く藩邸に置れけるが、後本國に送り還さる。其後半平太西方の獄にありければ、茂稔一首の歌を作る。

西東かはるひとやにかはらぬはまことを盡す心なりけり

獄中無聊に堪へざる餘り、飯盛る椀の蓋に炭を碎き、水を注ぎて墨と爲し、箸を嚙碎きて筆を作り、小田原の事より、歸國入獄の顛末を記し、名づけて忍獄記と云ふ。其歳暮の歌に、

もる人の語るを聞きて數ふれば早此歳もけふはかりなり

あくれば、元治元年正月、其母のもとより餅を送りこしければ、

忘れめやひとやの憂も初春は祝へと賜ふ親の心を

二月の末、母また山櫻一枝を寄せける時、

たらちねの心ひとへにふくめはや獄屋のうさも開くられしさ

と詠じて答へなどしけるに、母も亦折々歌よみておとづれしかば、其贈答の十首餘を録し、北山時雨と名つけて一冊子としたるが、讀む人感泣せざるは無かりき。茂稔獄に下りてより一年が間、別に訊問受くる事もなかりしかど、空しく閉籠められてあるまゝ、身體大に疲勞しけるにぞ、是にて若し拷問など受けんには、とても堪ふべからずと思ひ、其年十一月廿八日、自ら毒を服して死す。年は三十九なりしとぞ。

修殉難錄稿卷之四十六終

修補殉難錄稿卷之四十七

清岡成章

清岡成章は、道之助と稱し、旭梅軒と號す。土佐國安藝郡田野村の郷士なり。父を又三郎、祖父を左近之丞といふ。成章性方正廉直、容貌魁偉にして、一目眇せるまゝ、人綽名して獨眼龍と呼びしとかや。初め劍術を土方幾藏に、經史を岡本退藏に學びしが、後江戸にゆき、佐藤一齋の門に入りて、儒學を修め、若山勿堂に就きて山鹿流の兵法を問ひ、其上同門なる佐々木三四郎等と同じく、窪田練兵場に於て練磨せしかば、其藝遂に同輩を凌ぐに至る。嘉永六年、海警の事興り、藩に於ても防禦のゆるかせにすべからざるを察し、安藝の郡衙を田野村に設け、郡奉行を置いて郡政を執り、傍ら海防の事を管せしむ。此時成章は其下役に擧げられしも、固く辭して就かず。文久元年、藩命を以て大阪に赴き、住吉の陣營に滞在する事となりしに、營中文武諸藝の日課ありて、毎日修業すべき定めなりしも、成章眼疾ありて武藝を修むるに便ならざりしゆゑ、専ら文學を修めて、公につくさん事を請ひしも許されず。然れども成章尙前事を申述べて日課を勤めざるため、營議其怠慢をとがめて謹慎を命ず。折節弟半四郎、伊勢にありて其様子を聞傳へ、馳せて大阪にゆき、成章に對面して、其不心得を

諫められども、遂に聞入れざりしといふ。藩廳は、成章が上司の命を奉ぜざりしを罪として、歸藩すべき旨を命ず。成章已むを得ず國に立歸りしに、宛も武市半平大江戸より歸り、尊攘の大義を唱へて同志を糾合する折にて、有志の人々之に應ずる者多し。獨り成章は其説に反せずと雖も、之には加盟せず。蓋し別に一黨を樹て、自ら盟主とならんとの意なりしならん。二年六月、藩主土佐守豊範、東觀の路に上る事となり、從兄治之助を初め多くの人々、扈從を命ぜられて出發す。豊範途申京都に立寄りて天機を伺ひ奉る。治之助も之に供して京都に入りしが、此時天下有志の士、輦轂の下に集りて、専ら尊攘の説を唱ふる折なれば、京都の議論いと盛なり。半平太は他藩應接役となり、宮方公卿の間に出入し、四方豪傑の士に交はりて、姓名頗る顯れければ、治之助も其同盟に入りて、一方ならず周旋の勞を助く。故に成章に書を寄する毎に、京都の様子を報じ、且速に上京して同盟に加はるべき旨を勸む。十二月、成章意を決して暇を請ひて、弟半四郎、及び伊吹周吉と同じく京都に上りしに、たま／＼治之助は、勅使三條、姉小路の兩家に隨ひて、江戸より立歸りし折なれば、江戸及び京都の様子を尋ね、その上半平太に面會して其主旨を聞く、半平太目今の形勢より、尊攘の大義をあきらかにすべき事の急なるよしを、詳かに説きしに、成章始めて之に服し、遂に同盟に加はりぬ。それよりその謀議に參與して、盡す所すくなからずといふ。同じく三年四月、朝廷攘夷の期限を定むべき旨を幕府に仰下され、幕府已むことを得ず、五月十日を以て期限とすべきよし天下に布令す。然れども到

底外交の絶つべからざるを氣遣ふもの多く、議論百出、上下を通じて紛擾大方ならず。成章乃ち久坂義助と江戸の形勢を察して、なす所あらんと思ひ立ち、十三日、京都を發し江戸につきしに、英國の軍艦横濱に來り、兵威をしめして、生麥事件の償金を得んと迫る事甚だ急なり。幕議窘窮の餘り、急使を京都に差立て、威力を以て、攘夷の朝議を翻さん事を謀るとの風聞ありければ、成章等其事情をたゞさんとして、横濱に至りしに、折しも長州の志道聞多、伊藤俊輔の兩人、今しも船に乗りて出帆せんとするに邂逅す。二人曰く、攘夷の事は到底行ふべからず。故に僕等今日意を決し、海外にゆきて渠等の事情を察し、歸りて別に爲す所あらんと思ふのみとありければ、成章等之を聞き、一方ならず失望して、江戸に立歸れり。程なく成章、關東の形勢を京都に報ぜんとして上京せしに、姉小路少將賊の爲に暗殺せられて、物騒がしき折なるのみならず。剩へ幕府は英國の要求に應じて、生麥の償金を仕拂ふ事となりしと聞くに、又一報あり、是月十日、長州斷然攘夷の期限を守り、異船を砲撃して戦端を開けりと。是に於て朝野騒然、鼎の湧くが如き有様となる。成章同盟諸士と謀り、京都の事情を齎して土佐に歸り、之を藩に報じ、又半平太と謀り、執政參政に就きて獻言する所ありしも、此時藩議既に變じ、所謂俗論黨勢力を得たる折なれば、半平等の言ふ所、一も採用せられず。此に於て成章屹と思案を定め、一書をかき認め、之を土佐守に捧げて切諫する所ありしも、何等の沙汰なかりしかば、郷里田野村に屏居して罪を待つ。その差出しといふ建白は、

一 只今の形勢にては、於幕府拒絶之御處置、必不被行事と奉存候。尤將軍様御歸府に相成、只今の閣老以下諸有司黜陟之上、確取之御思召を以て、斷然と御處置被仰出候得は、萬々一可被行形勢にも相成可申哉。中々只今の閣老諸有司にて、譬へ將軍様御歸府に相成候ても、一橋公御歸府同斷の姿に可相成、且將軍様にも御若年の御事故、一旦に諸有司鎮壓被成候儀も不容易候得は、先つ今日の形勢にては、幕府より拒絶と申には、萬々一も可被行見附無御坐候。此度は天朝よりも、歸府の上拒絶可致段被仰出、御暇に相成候上は、又々一橋公同斷に相成候ては、實に皇國の重大事と奉存候。

一 京師の御形勢に於ては、愈御切迫と奉窺候。且御在京の御面々にも、天朝より屹度御依頼に被爲思召候御方も無之。依ては實に不可謂之暴跡にも相渡候程難量。且又此度將軍様御着府に相成候ても、愈拒絶不被行に至り候得は、尙更京都の地御堅固に被爲在、間隙の所可窺無之様、御實備に相成不申ては相成間敷と奉存候。孰れ豫備の策、其事の未發に可出筈に候得は、實に今日寸刻と雖とも、不可安之一時と奉存候。

一 長州様に於ては、先達て以來度々夷賊相迫り、戰爭等有之趣、根元長州様の儀は、御當國御同志の御國、且不外御家の御事故、御人數の多少に不寄、御援兵として御指向に相成候得は、先づ天朝の宸襟をも奉安、且又是迄御同志之御姿も相立、彼是御都合宜く、屹度御當國之御面

目に相成候御事と奉存候。

一 御國中海防御實備之上、夷舶寄せ來候節は、斷然と御打拂に相成候様、急々被仰出度 斯く攘夷の御布告に相成候上は、若し夷人心安く海岸に舟を掛け、或は上陸等致し候事有之候ては、天朝不及申上、且又御同志御國々へ御對し被爲遊、御耻辱にも相成可申、依ては夫々御防策十分不仕候とも、一旦砲發、人心凜然と相成候得は、相應防禦決戰可仕と奉存候。

一 御國中に於て、義氣有志の徒、格別御養育被仰付度、自然御國中一同義氣有志の徒と相成候得は、實にいか程の御國威とも相成可申、總て時勢は治と相成候歟、亂と相成候歟、孰れにても決勢に相成候は、人心一定、異論無之譯に候得共、只今にては治亂の相分れ候所にて、自ら人心一定難仕、是自然の勢に可有御坐、則其れに習れ候心より、彼の義氣有志の徒を傍觀仕候得ば、先つ狂氣の姿に相見え可申、然に兵刃已に交候上は、義氣有志の徒に無之ては、御馬前の御用には難相立、依ては當御時勢に至り候得は、御國中一統義氣有志の徒と相成候様被仰付度儀と奉存候。

一 御國中義氣有志の徒も不少。孰れも憤發仕居候處、或は御國恩を忘れ亡命等致し、或は政府に迫り、不心得なる舉動致し、只虛名に馳せ候杯と誹謗致し候者も不少趣に御坐候。固より弱冠内外の徒、動もすれば輕舉に起り候も有之候得共、其忠情に於ては實に凜然たる者にて、全く

御國恩を忘却仕候者にては無御坐、孰れ乍不及御國の御爲、皇國の御爲と存込候より、自然輕舉にも相成候者故、其志は實に壯なる者に付、却て非常事有節には、屹度御用にも相立可申、總て御國政御處置等の儀は、只名分のみ御糺被仰付候ては、却て其情實を捨申に相成、又情實のみ御糺被仰付候ては、名分を失し候弊も有之候故、名分情實、兩ながら御取立に被仰付候得は、人材盛にして、彼廢物と相成候者も不多、則全政養育之第一と奉存候。

一御國中に於ても、自然其勢を異にし、自ら所不相和も有之候様相窺候處、其不和如何の譯に候哉。孰れも報御國恩候者故、御當國をして御面目の御國と仕度は、自然の人情、其人情一に出候得は、上下一致、互に盡力可仕筈に候得共、其論する所に於て、少し所異有之候故、自然不和の姿と相成可申奉存候。其子細は、御當國をしていつまでも御安泰に被爲渡、京都へも江戸へも御首尾合宜く被爲在、尙又諸國に先立、餘り目立候事被爲遊候ては、却て御國の御爲に不宜杯と存込候者と、又御當國をして諸國に先立、勤王第一の御英名を天下に御輝し被爲遊、上は天朝の御叡慮奉安、下は皇國の人心を定め、内朝意に奉背候者は、斷然と譴斥を加へ、外夷賊の近海に近候者は、忽に拂攘仕候様被爲遊度と存込候者と、自然其論之所不相合より、不和の姿と相成候様奉存候間、乍恐上よりの御取捨、此所如何被仰付候哉、一旦上向之は下應之の道理に御坐候故、右兩端の孰れにても、一端に御決心被爲遊、夫より

御近臣を初、政府の御大臣、都て御國中の有司、其器に可當者御撰の上、御取用被仰付候得は、自然御爲にも相成、且萬事御意の通り御運にも相成可申儀と奉存候。固り上に於ては、尊王攘夷、皇國の御爲、屹度御憤發被爲遊御決心、兼々奉承畏候得共、尙又恐多奉窺度と奉存候。

六月

かゝる處に、同志の土吉村寅太郎等、中山侍従を奉じて、兵を大和に擧げ、又三條中納言等の人々、京都を逃れいで、長州に走りしなど、頻に報知ありければ、一藩之がために囂々し、壯年の輩は藩論の姑息を憤慨して、議論百出し、中には脱藩して事を擧げんと謀るものさへありければ、成章深く氣遣はしく思ひ、半平太と謀りて、ねんごろにその人々を諭止し、日夜奔走して、ひとへに藩論を挽回せんと盡力せしも、一も行はるゝ所なし。間もなく藩廳俄に令を下し、半平太以下數人を捕へて獄に下し、其翌日藩主土佐守は、藩士を悉く城内に召して、親しく諭書を示す。其要に曰く、今般朝命に基き、棄置き難き輩の處分を命ずと雖も、輕罪の者は悉く宥恕す。宜しく安堵して進退余が命を待つべしと、一藩之を聞て悚服し、一人も其是非をいふものなく、道路目を以てすともいふべき有様となりぬ。成章同盟の士と密々往來して、善後の策を謀り、暫く沈黙して時機を待つべきことを約して、其村に歸る。然れども中岡慎太郎、千屋菊次郎等、藩論の因循にして時勢に後れん事を歎き、遂

に脱藩を企てしも、成章は先に半平太と共に、脱藩せんとせし人々を諭し、主旨を守り、隠忍して歲月を送りしに、はや元治元年の春とはなりぬ。此時に至り、一藩の士氣ますます振はず。誰一人として尊攘の事を口にする者なき程となりぬ。さて半平太等は、入獄以來既に數月に涉れるも、未だ一回の訊問をも受けず。空しく鉄窓の下に呻吟するのみなれば、成章深く之を憂ひ、何とかして救ひ出さんものと、治之助と同じく高知に至り、同盟の人々と謀りて、當路者に説き、其罪を赦されん事を、ねんごろに求めしも採用せられず。こゝにおいて、七郡にある同志者に檄を移し、高知に會して其事を議せんとす。然れども藩の用意も一方ならず嚴重なる折なれば、大勢の人を集むる事かたしとて、更に一郡兩三人を限りて出すべき事に約し、長岡郡は池知退藏、香美郡は大石彌太郎等、幡多郡は樋口眞吉、高岡郡は片岡團四郎、安藝郡は成章、及び従兄治之助、土佐郡即ち高知の近傍には、會和、西山、小笠原、望月等六人を出しぬ。さて數多の人々相會議せしに、議論中々に一決せず。成章發議して曰く、今日の形勢は、藩論を挽回して、獄中にある同盟の士を救ひ出すを急務とす。然れども之をなすに、従前の如く個々銘々の意見を陳しては、其成功を期せんも決して得べからず。故に今回は七郡の同盟相擧つて心力を一にし、死を以て藩廳に迫り、本意を貫徹すべし。就中幡多、安藝二郡の如きは、一層激烈の手段を取り、野外に屯集し、聲威を張り、志を達せざれば止まざるの意を示すべし、藩廳若し其言を容れざれば、意を決し獄を破り、武市以下を救ひ出して、長州に投じ、以て後事を

謀るべしと、滔々と論じけるに、土佐、長岡、香美、高岡等五郡の人々は、其説に反對し、今日の藩論は、専ら幕命を奉行すといふに傾き居れば、正義の事は夢々行はれまじ。若し暴を以て之に當らんには、猶々其勢を激し、却て在獄者に不利ならん、萬一所存の如く、獄舎を破り、同盟の士を出し得るも、武市先生の如き、脱藩の志なきは、瞭々して火を視るよりも明かなり。其時に當り、同盟一般の進退を如何せん。寧ろ黙して時を待つゝの優れるに如かずと述立るに、之に同意するもの數多ありて、容易に決すべき様もなかりしが、種々紛議の末、遠に土佐、長岡五郡の士は、一統打連れ藩廳に出で、大目付役に對面して、此際正義を確守すべきの理由を論ずべし。幡多、安藝の二郡は、稍激烈の手段を用ひ、獻言書を呈し、五郡の後援をなすべしに決して散會せり。然れども成章は、五郡のなす所に不満を抱き、其村に歸り、一郡の同盟者を招き、各處に密會して、獻言の手段を議せしに、或は要害の地に據りて書を呈せんといふものあり。或は幡多郡と東西鼓應して、事を擧げんと論ずる者もありて、容易に一定に至らず。遂に山本左右吉をして、樋口眞吉の意見を聞かして事を決せんとす。左右吉乃ち高知に赴き、眞吉に面會して其意見を問ひしに、幡多郡も種々の事情ありて、其手筈一向に定らぬよし答へければ、左右吉痛く失望し、歸途香美郡に立寄り、山本四郎に逢ひて相謀りしに、安藝、香美の二郡、更に協議を遂げてなす所あるべしと、協議漸く纏まりければ、其期日を約し、一先づ田野村に歸り、具に幡多、香美二郡の事情を物語る。同盟の人々は、何れも幡多郡の姑息にして、前

議を變ぜし事を憤り、怒罵の聲は暫く息まざりしといふ。成章はやがて香美郡に至り、四郡と會せしかど、要領を得ざりしたため、立歸りて、遂に安藝郡は他郡に關せず、一郡一意に進退すべき事に決す。是に於て同盟の士は、密々相會して、建言を捧ぐべき手段を議せしに、いづれも血氣盛りの若者なれば、其議論もいと激烈にして、或は要害に據りて聲威を張らんといひ、或は死を以て藩廳に迫らんといひ、又は阿波に走りて後圖をなさんと説くもあり、又は京攝の間に出て、藩内の志士と連結して、事を舉ぐべしと論ずるものありしが、その京攝の間に於て云々との論、賛成最も多かりし。然れども成章は、七郡同盟の決議に背き、且一言をも通ぜずして、漫に國を出るが如きは、君恩を忘却するの誹を免れず。況んや獄中の人々に對しても、さる舉動は決してなすべからずとの理由を以て、遂に野根山の險に據り、一書を藩廳に呈し、其處置に依りて、臨機應變の謀をなすべき事に決し、出發の期日は、更に會して定むる事とせり。これ六月末の事なり。然るに此際土佐、長岡等五郡の志士は前議に基づき、大目付小八木卓助を訪ひて、形勢切迫の事情を述べ、士氣を振起し、尊攘の實を擧げ、併せて武市等の罪を許されたき旨を請ひしに、卓助陽に其言を容れ、各方は謹慎して命を待たれよと諭し、其座を去らしめたるも、猶何等の沙汰もなかりき。されば成章等は意を決し、同盟の士と同じく、七月廿五日の夜を以て、野根山に據り、哀訴する所ありしに、藩内の紛擾大方ならず。是より先獄中にある半平太は、同志者の舉動穩ならざる趣を聞き、密に意を同志に傳へて、謹慎すべき旨を忠

告せしめたるも、成章等中々聞入れず。又曾和傳左衛門も暴動の不利なるよしを説きて、いと懇に諫めたれども、是また聞かずして、遂に兵器糧食等を提げ、野根山に據る事となりぬ。其時成章、及び治之助より、藩廳に捧げたる嘆願書といふは、

口上覺

皇國當今の御形勢奉伺候處、將軍様御上洛御大名様方御參府御緩み、御婦人様方夫々御國許へ御引取に相成、於各國も富國強兵の大基本相立、尊攘の大義相辨へ、何時夷狄掃攘、皇國の御武威十分相輝き候様有之度御廟議と相成候義は、全く先年來御隱居様方御盡力被爲遊、追々大守様にも御出馬被爲遊候處より、斯く迄御運に相成候事と奉存候。且又御隱居様去冬御上京被爲在、御周旋被爲遊候處、薩州様越前様とは、兎角御違論に被爲渡候御趣、御隱居様には彌張根元の鎖港論御主張被爲在候故の御事に哉、御滯京不日御歸國被爲遊候。固り草莽者の可奉推察譯には無之候得共、斯迄御異論に被爲渡、速に御歸國被爲在候上は、屹度此上御憤發も被爲遊、富國強兵の御基本相立、他邦は閑き、御當國に於ては、自然御自立の御覺悟被爲在、尊攘之大義何迄も確乎被爲遊、海防御詮議を始め、夫々御行届の御沙汰にも可相成と、一同奉御望罷在候。御歸國以來の御様子、如何の御深慮も被爲在候哉、彌海防嚴備の被仰出も無之、御國中士氣御取立の御模様共不奉伺、却て御國產樟腦之類、長崎邊迄も御積廻に相成、交易品々

御手渡に相成候様、頻に風説御座候。固り傳承仕義に付、如何の御仕法に有之哉不奉存候得共、右等の義に付、人心益疑惑仕、必死の覺悟仕候者も自然相弛み、乍恐御政體をも色々奉議候様子相見候。且又武市半平太以下の人々に於ても、今以て寛典の御處置も無之、私共迄も何共恐縮至極に御座候。右人々乍不及も、尊攘の大義に基き、國家の御爲盡力仕者とは相見可申、既に是迄相應時勢御用をも被仰付置居候者に御座候間、尙ほ其情實正邪の分、早々御辨明被仰付、斷然と非常寛大なる御處置被仰出度、無左候而は、右等同志の者今日に至、上より重々御疾惡之姿と申様に相成、自然人望に差響さ可申奉存候。前書の通、人心疑惑仕居候場合、又々斯くの次第と相成候ては、方今の時勢如何の向背に相掛り候哉難計、何卒御國內人心の所向、屹度御示被仰付、是迄疑惑燎然相時候様被仰出度、尤右等之義、今更申迄は無之、既に先達て以來は聊存寄等申出者も有之趣、然に右御詮議振如何被爲在候哉、今以斷然たる御示をも不奉拜承、於私共、此節の御詮議如何被爲渡候哉と、且夕奉仰望居候間、何卒非常の時勢故、亦非常の御處置を以、尊攘の大義始終御遂被爲遊、區々の小義に御泥み不被爲在、根元大義御首唱の御國、以其姿何迄も御立被爲遊、諸事大義に相關し候儀は、諸國に後れ不被爲在様有之度、扱又過日來、夷賊長州へ襲來候勢有之、諸國應援の義盛に被行候由、右に付因備の輩、國の爲人數をも豫め手賦致し有之儀、於御國元は如何被爲在候哉、孰れ前以御手賦に相成、尙其勢に

寄御人數を差出置申候程に無之而者、何時火急之變難計、若諸國に御取後れに相成候而は、甚以恐入たる次第と奉存候。固り私共輕輩とは乍申、是迄の御國恩も愚ヶ敷、偏に土佐守様於御馬前、萬々遂一死而已に御座候。依ては御國事に付感激に不堪義は、不得止紙面に仕差上候間、出位之責幾重も御寛恕被仰付、御國是一定、非常の御示表急被仰出度、伏而奉歎願候。頓首死罪。

私共爲決心、此處に屯集罷在候間、若夫成之罪名も有之候は、後日如何様共可被仰付候。以上。

元治元年子七月廿七日

清岡道之助

清岡治之助

御目附所

さて其以前より、此地の奉行たりし仙石某といふ者は、成章等の舉動何となく穩ならざるを察し、小吏をして伺はしめたるに、案に違はず、兵器彈藥等を携へて出立せし趣なれば、直様人を馳せて藩廳に報ぜしめ、傍ら兵を集めて警戒を加ふ。藩其報に接するや、直に物頭森本貞三郎、福岡三兵衛などいふ者に命じ、數百の兵を率ゐて追討せよとありければ、兵士ども刀を執り槍を提げて、城門及び

諸邸舎に馳集る様は、殆ど戦争のおこるが如し。廿九日、追兵進みて装束野といふ所に至り、使をして命を成章に傳へて、獻言の主旨は採用すべし。宜しく速に山を下り、此に来るべしと言送りしに、成章ひたすら獻言採用の實行を請ひて、敢て山を下らず。是に於て貞三郎大に怒り、速に下知して兵を山麓に進め、發砲せしめたるに、成章砲聲の頻に聞ゆるに驚き、乃ち相議して曰く、我輩の此に集る所以は、敢て暴舉を謀るにあらず。たゞ同志の輩と時弊を矯正せんと欲するのみ。然るに今日藩吏は、謀叛人を以て取扱はんとす。若し之に抵抗せんには、叛人の實をあらはすものにて、我輩の素志にあらず。然れども徒に縛に就かば、却て奸人の構陷する所とならん。如かず、暫く其鋒を避け、京攝の間に走りて時機を待たんにとは、乃ち岩佐の關をこえて、深林中に匿れて其砲丸を避け、竹屋村の間道を取り脱し去れり。最より先に、成章は山本左右吉に、吾等此地を立去りし後は、藩廳の事情を知るべき手段なし。願はくは、君獨り留まりて、竊に報道せよとたのみしに、左右吉いと快く承諾し、藩の様子は勿論、野根山近傍の地形より、道路險易の状をも告げしらせんものと、心を碎き居たるに、野根山に據りて嘆願書を捧げたる由聞えければ、左右吉やがて高知を立出て、野川谷の山路を躑え、岩佐に至りて成章に對面し、獻言の主旨行はれざるのみならず、藩廳にては追兵を出して、其罪を問はしむる事となりしおもむきをかたり、又野根山近傍の道路は皆塞がりて、獨り竹屋村の一路のみ往來し得べきよしを告げ知らせたるに、成章其志の厚さに感じ、遂に身後の事をも託しけれ

ば、左右吉涙を吞んで立分れしといふ。さて成章等は、藩兵のために迫られければ、已むことを得ず阿波國穴喰浦に至りしに、他領の事として、關所の役人は通行を許さず。乃ち路を轉じて牟岐浦といふ所に赴きしに、またさへられて意を果さず。是に於て、成章同志の人々と協議し、一書を其郡衙に投じて、懇に通行を許されん事を願ひしも、雷に許さざるのみならず、徳島藩よりも役人馳來り、嚴重に其主旨を糺問す。成章いと詳かに答辨して、偏に目的を果さん事を請ひたれども、中々聞入るべき様なし。其間數回の問答に涉りて、多くの時日を費し、一向要領を得ず。遂に阿波より公の手續を以て、成章等は國許に照會し、國境まで護送する事となりぬ。さて本藩の役人どもは、國境にて之を受取り、直にその同勢二十三人を縛し、田野の郡衙に繋ぎ、翌日、成章、正道を檻輿に打乗せて立出でしゆゑ、成章これ必ず高知に歸りて、鞫問を受くるならんと、心竊に思ひ居りしに、其途中とある岐路に至る。こゝより西すれば高知に達すべく、東すれば奈半利川に至るべし。而るに輿夫は東に進みければ、成章聲あげて、汝路を誤りしならずやと呼びしに、輿夫頭を打振りて、否よ、河積に赴けとの申付なりと答ふ。成章乃ち刑せらるべきことを覺悟し、一言をも發せず。やがて奈半利川の積に到れば、幕を張りつめ、警衛頗る嚴重なり。成章同盟の名を呼びて、事既に此に至る。復何をか言はん。只謹て刑に就かんのみ、諸君も志士の本分を守り、笑を後世に遺す勿れといひければ、皆聲を擧げて是に應ず。藩吏乃ち酒饌を與へしに、何れも從容として食し了りければ、直に刑場に引出して列

坐せしめ、汝等徒黨を結び、兵器を携へ國境に屯集し、強訴謀叛、遂に鄰國に脱出するの罪によりて斬に處し、成章兄弟は、巨魁なるを以て梟首すべき旨を申渡す。成章やがて刑せられんとして座につき、嗟呼男子甘鼎鑊と口吟し、其聲未だ絶えざるに、首は忽ち前に墮つ。乃ち雁切川原に梟首せらる、是九月五日の事にして、年三十二と聞ゆ。親戚其不幸を憫み、藩に請て遺骸を收め、之を田野村の福田寺に葬れりといふ。成章幼きより心を和漢の學に專にし、詩歌文藻等を玩ぶ事を好まず。然れども時に觸れ事に感じて、其懷を叙する者二三あり。乃ち之を左に録す。

たちかへる安藝のうら風波たてはまたもや君にあはてはつへき

虎出山兮龍躍淵。中原何日得回天。慷慨將學漢三傑。安逸休爲晉七賢。抵死唯須守公議。

全身聊不願私便。弊衣空灑多年淚。敢向世人不乞憐。

清岡正道

清岡正道は、治之助と稱し、曲水と號す。土佐國安藝郡中山村の郷士文五郎の長子にして、道之助成章の從兄たり。其人となり剛直疎放にして細事に關せず。幼きより武技を好み、専ら其業を研磨せしが、壯年の頃より國典を講究する事を好み、とりわけ平田篤胤の學風を慕ひ、其著述の書大概涉獵せざるはなし。文武の餘暇ある時は、歌を詠じて其懷を述ぶるを娛となす。文久二年八月、藩主山内土

佐守、東觀の途次京都に朝す。正道選ばれて其扈從となる。時に諸藩豪傑の士、多く輦轂の下に集りて、尊攘の説まさに盛なり。武市半平太も他藩應接役を以て、官方公卿の間に出入して、大に時事に周旋しければ、正道も其同盟に加はりて之を助く。是に至り書を道之助に贈りて、京都の事情を報じ、且速に上京すべき旨を勸む。十月、三條中納言、姉小路少將勅使となりて東下する折、半平太同盟の士を以て警衛に充てしに、正道も其員に加へらる。此をり正道、姉小路少將の厚遇に感激し、愛する所の短刀に、詠歌一首を添へてさへげたり。其歌に、

かにかゆくよこさの道に迷はしとしるしにたつるたまの御柱

少將其志を感じ、是より深く信用せりとなん。さて正道は扈從の任を畢へて、京都に立返りしに、少將之を邸中に召し、酒及び歌を與へて其勞を慰む。折ふし道之助國許より來りしかば、正道早速訪尋ねて、先づ國許の様子を聞き、京都江戸の近況をも語りて、半平太等と同じく尊攘の事に盡力すべき旨を説勧めしに、道之助もげにもとや思ひけん。遂に其同盟に加はる事となりぬ。同じく三年正月、朝廷江戸にある山内容堂に、上京すべき旨を仰下されければ、容堂其命をかしこみ、汽船に乗りて品川より出發せしも、風波にやさへられけん、四五日経るも着船なかりしかば、京阪二邸の土佐人は殊の外心配し、沿海の地方に馳行きて、其様子を探る者少からず。正道は志摩の鳥羽港に至りしに、はや容堂は風潮を待て出帆せし後なれば、直に京都に立返りぬ。程なく土佐守は、暇賜りて歸國の途

に上りしかば、正道も扈從して國に就く。折ふし藩論一變、俗吏皆幕命を奉じ、一人として尊攘の義を唱ふるものなき様とぞなりける。正道等之を嘆じ、半平太等と謀り、一意藩論を挽回して、士氣を鼓舞せん事に努めたり。かくするうち長州にては、攘夷の先鋒として、下關に異船を砲撃せしとの報知あり。八月に至りては、吉村寅太郎等、中山侍從を奉じて兵を大和に擧げ、又三條中納言等七人、勅勘を蒙り長州に脱走せし旨聞えしかば、正道いよ／＼之を憤慨し、高知にゆき同盟諸士と謀り、素志を貫かん事を企てたるも、藩廳其議を聞納れざるのみならず、半平太を初め諸士を捕へて獄中に投じ、他の者には謹慎して指揮を待つべき旨を諭せり。是に於て正道等、尋常の手段にては、恢復すべき策なかるべしと覺悟し、密々相往來して、先づ在獄の者を救ひ出すべき事を謀らんが爲、七郡の人々を會して、其方略を議せしに、種々の議論わきいで、遂に纏まるべき様見えざれば、正道等志を決し、他郡に關せず、同盟の士二十二人と、兵器彈藥などを携へ、野根山に據り、安藝の郡令を頼みて書を藩主に捧げしかど、其事通ぜず。却て不臣の名を受くるに至る。乃ち阿波に走り、京都にゆかんとせしも、道梗がりて通ぜず。竟に道之助等と同じく、本藩に護送せらるゝ途中、奈半利川の磧に於て斬首せられたり。時に年四十一。其奈半利に向ひしとき、刑せらるゝことを悟り、一首の歌を高吟す。

碎けてはあたし光りもとゝめまし蓮に宿る露の白玉

正道平生、姉小路公知の知遇に感じ、其横死を聞きしとき、痛哭聲を絶し、乃ち人に語りて、今日この名卿を失ふは、猶暗夜に燈を失ふと一般たり。去年の冬賜ふ所の歌は、蓋し今日の凶兆をなす者の如し。僕深く卿の知遇を受くるも、之を生前に報ずる事能はず。他日國家のために、死して謝せんのみといひつゝ、歎息せり。公知の與へし歌は、

かゝけてもなほ影暗き燈火にうきよのことも見るへかりけり

正道帯ぶる所の大小の刀に、おの／＼歌一首を刻して其志を叙す。

おひしける國のしこ草きり拂ひ道ひらさせん太刀はこれそも

玉鋒の道をわけゆく武士のやまと心は折れしまからし

近藤爲美

近藤爲美は、次郎太郎と稱す。幼名は龜彌。もと川口氏。祖父を忠藏、父を禎五郎といふ。安藝郡安藝浦の郷士なり。爲美天保十一年六月を以て生れ、長じて劍術を谷臺八に、砲術を田所惣次に學ぶ。安政二年、西嶋村の庄屋近藤恒太の養子と爲り、養父に代りて其職を勤め居しに、尊攘の論盛に起りしかば、高知に赴き、武市半平太に同盟し、諸有司と同じく力を時事に盡す。文久二年十月十五日、同志五十人と謀るむねあり、暇を請ひ國を發し、將に江戸に行かんとして、京都に立よりし際、岡藩

主中川修理大夫が違勅の所業ありと聞き、之を除かんと謀りしが、事定まりしをもて京都を發し、十一月に江戸に至りぬ。これより吉本平之助、三瀬深造などいへる輩と、江戸大坂の間を往復し、次の年四月、土佐に歸る。此頃藩論大に變じ、尊攘の事頗る沮格しければ、翌元治元年七月、清岡道之助等と獻言の策を謀り、野根山、岩佐に屯集し、つひに阿波の牟岐浦にて、其藩の爲に遮られ、拘留の身と爲りしかば、爲美を初め、清岡道之助、新井竹次郎等、同盟の諸士に代り、牟岐浦の郡衙に哀願の書を出しけるに、郡衙より本藩に送還し、慰諭する趣なりしかど、本藩の吏は之を憎みけん。九月五日、奈半利河原に於て斬罪にぞ行ひける。時に年二十五。刑に臨み、左の歌を朗吟したりとぞ。
君か爲め盡し、事のかひそなきあしたの原の露と消ゆる身

新井義正

新井義正は、竹次郎と稱す。もと北川氏、香美郡土居村の庄屋勇七が子なり。後に伯父新井林左衛門の養子となる。義正幼にして讀書を好みしも、家貧にして思ふに任せず。本藩の士某氏。京都藩邸の留守居と爲りし時、隨行して京都に在る數年、閑を偷みて讀書に怠らず。郷に歸りては森田梅磔の門に入りて、詩を作ることをも學べりといふ。元治元年七月、清岡道之助等と共に野根山に屯し、九月五日、奈半利河原にて死罪に處せらる。時に年二十六。阿波に入る時、左の一絶を賦したりといふ。

雄圖一失路將窮。秋色蕭々斜照中。危險經來知幾度。又逢八坂八濱風。

木下秀定

木下秀定は、嘉久次と稱す。初め庫之助といひ、別號を杉谷といふ。世々安藝郡野根山に住し、岩佐關門の番頭たり。秀定幼にして書冊を好み、つねに之を愛翫す。年甫めて四歳の時、其父惣九郎、試に讀書を教へしに、朗々としてよく口に上せり。八歳にして淨土寺の住僧月溪に師事し、幾ばくならずして業大に進む。安政三年、父惣九郎病て歿す。遺言するに學業を怠るなからんことを以てす。秀定乃ち遺訓を奉じ、つねに讀書の聲を絶たず。文久三年、清岡道之助京都より歸るに及び、其説を聞て大に感奮し、他日共に國事に死なんことを誓ふ。元治元年六月、道之助等藩論因循にして、尊攘首唱の名を失はんことを歎き、これを挽回せんと謀る。秀定亦其議に與かり同盟諸士と往來して、獻言書奉呈の方略を議す。されど秀定、其身關門の番頭にして、郡衙にも折々出入するゆゑ、郡衙の者に疑はれんことを恐れ、屢々諸士と會するを得ず。幸に弟慎之助が、齡未だ弱冠に達せず。世上の嫌疑無きを以て、時々これをして會に赴かしめ、復同盟中に往きかひして、その意を通ぜしむ。かくて七月廿五日、愈々獻言書を藩廳に呈するの議決するに及び、秀定私に思ふやう、弟慎之助は猶弱齡にして、其志も未だ定まらず。然して事若し敗れんか、兄弟共に空しく死し、一家の祀り絶えなんこと、祖先に

對して不孝なりと。乃ち同志に告げて愼之助を慰諭し、暫く他に避け去らしむ。されど愼之助之を聽かず。つひに打つれて清岡等とあなじく、書を藩廳に呈するに至る。間もなく追討の兵到りければ、阿波に走り、また本藩に歸され、九月五日、奈半利河原に於て刑せらる。其折朗吟せる歌に、
死ぬる身も何か恨みんかはねむす草に花さく時もあるへし

木下彝正

木下彝正は、初め幾次と稱し、後愼之助と更む。秀定の弟なり。元治元年七月、清岡道之助等と謀り、尊攘の論を主張しけるに、郡衙の人々其舉動を疑ひ、探偵頗る嚴密なりしも、彝正幸に少年にて、世の嫌疑も薄きをもて、常に兄に代りて同盟の間に往來し、其謀議を傳へたり。岩佐屯集の議定まれる折、秀定決心して彝正に向ひ、期に先だち難を避けん事をすゝむ。彝正奮然としてこれに答へ、士は天下の憂に先だちて憂ふと、是阿兄平生の教ならずや。弟不肖と雖も、齡成童を過ぎ、且既に盟に加はる。豈志に背きて活を求めんやと述べしかば、秀定再び止むること能はず。つひに共に清岡等を迎へ、書を藩廳に捧げしが、後拘留せられ、兄と共に奈半利河原に斬られぬ。時に年僅に十六。其刑に就かんとするや、從容として少しも臆することなく。一首の歌を詠じける。
かすならぬ身のなる果ては惜しからず世の爲め君の爲めと思へは

宮田能格

宮田能格は、悦三郎と稱し、後頼吉と改む。安藝郡宮田村の郷士善左衛門が子なり。文久元年三月、高知の城下に至り、武市半平太に就て劔法を學び、大に其師に愛せらる。二年三月、有志の輩、仕置役吉田元吉が勤王の妨なすを憤り、之を除かんとし、能格、及び那須眞吾、大石團藏の三人、刺客の任に撰ばれ、元吉の舉動を窺ひ居しに、たま／＼能格腫瘍を病み、歩行する事能はざるまゝ、安岡嘉助を以て、其代とせしに、間もなく其のいたみ癒えしかば、此快舉に漏れてはと、志をさだめ、つひに四月八日の夜、自ら衆に先だち、元吉を斬て之を殺し、那須以下は其場より出奔せしかど、能格は武市の方に歸りしに、人皆之を疑はず。六月、藩主東觀の折は、半平太と共に之に従ひ、三年四月、また同じく歸藩す。然る處藩論忽ち變り、半平太獄に繋がるゝに至る。能格大に痛歎し、四方に奔走して救解せんことに盡力せしかど、同盟の者も多くは沈黙し、暫く時機を待つ事に決せしにぞ、能格已むを得ず、一たび郷里に退きしが、翌年七月、清岡道之助等の舉に與し、九月五日、奈半利河原にて斬罪となれり。享年三十ときこゆ。

豊永方銳

豊永方銳は、初め音馬、後斧馬と稱す。其先は小笠原越後守とて、長曾我部氏の被官と爲り、長岡郡豊永の地を領す。子孫は下りて農と爲りしが、方銳幼にして父母を助け、農事を勉むる傍ら、家にある古きふみども繕きけるに、ふと家の系圖を見出し、さては我家はもと如此なりしかとさとり、是より大に志を興し、安政二年、高知に行き、樋口真吉、武市半平太等に從ひて劔法を學び、又田所惣次に就きて、砲術を學ぶこと數年。藩廳つひに其志を知り、萬延元年、擢て、民兵の中に編入す。文久二三年の頃には、諸士と俱に江戸大坂の間に往來して周旋盡力す。元治元年六月に至り、清岡等の一行に加はり、九月五日、奈半利河原にて斬られぬ。時に年二十七。辭世に歌に、

白露と消ゆる我身は惜しからて惜きは後の名のみなりけり。

宮田致信

宮田致信は、初め太圓といひ、後節齋と稱す。吾川郡弘田上村の人、幼にして安並正和に就き讀書を授かり、又一宮村の三浦宮造に從て醫術を學びしが、佛學をも修めしをもて、嘉永四年、高岡郡蓮池村正覺寺と云ふの住持と爲る。安政三年、故有て寺を追はれければ、長岡郡大津にて醫業を開き居たりしに、清岡等が擧を聞きて之に同盟し、九月五日、同じく奈半利河原に於て刑せらる。時に年二十五。

柏原義勝

柏原義勝は、禎吉と稱す。幼名は次太郎。世々安藝郡安田村の郷士なり。嘉永元年、高知に赴き、西川楠彌太に從ひて馬術を學び、又市川平吉、田所惣次に就きて砲術を習ひ、日根野辨治、樋口甚内に就きて劔術を究め、諸藝に勤勉し、以て報効を謀りつゝある中、文久二年六月、藩主山内土佐守、東觀の途に上る折、義勝選ばれて護衛の員に入り、京都、江戸等に往復す。三年二月、國に歸りしに、藩廳より拔擢せられて、民兵小頭役と爲る。元治元年七月、清岡道之助等獻言の事に同盟し、野根山岩佐に屯集し、又阿波に入り、後同志の人々と共に、奈半利河原に殺されぬ。享年二十七。

須賀義氏

須賀義氏は、恒次と稱す。安藝郡安藝浦の水手庄右衛門と云ふ者の子なるが、幼年より文武のわざを好み、嶋村有慶に就きて學を受け、田所惣次に砲術を學び、又高知の致道館に入りて、文武の業に怠らざりしかば、藩廳其勤勉を嘉し、擢て、民兵の籍に入れぬ。家の者共うち悦び、親族を集めて賀筵

を開きし時、伯母ひとり之を誡めて、汝の家は世々水手にして、武士と云ふにあらざれば、以後は餘り武事にのみ心を入れて、身の禍を招くこと勿れと言ひければ、義氏聞て打笑ひ、たとひ商なり農なりとも、二百餘年の國恩を受けたるは、武士と何の別かあらんや。されば其國恩に報ぜん爲、武藝を磨き候ふのみとて、直に又練兵場に赴きしとぞ。平生中岡慎太郎とはいと親しく交はりしが、文久三年九月、慎太郎脱藩せんとするに臨み、義氏を訪ひて時勢を説き、同行せんと勧めけるに、義氏は首打ふり、今日の時勢は、外尊攘の大義あるも、内亦藩主を輔けざればかなはぬ時ゆゑ、吾は輕々しく藩を脱せじとて、再會を約して留まりぬ。されど元治元年七月、清岡等の一行に加はりし爲、九月五日、奈半利河原にして斬に處せらる。時に年三十。義氏天資樸實、容貌温和なりしも、時に臨みては扼腕切齒せるにぞ、人皆其平生の氣象に似ざるを恠みしとなん。餘暇また詩を好み、作る所少からず。夏日睡起の作に曰く、

眠醒宿醉欲呼茶。起捲窓簾殘月斜。曙色漸生人未起。一池涼動白蓮花。

又雪夜、岩崎馬之助、能勢達太郎の訪來りしを喜びての作に、

蓬門偶叩兩知音。相遇呼杯興更深。白雪侵階聲瑟瑟。子猷返棹亦何心。

千屋孝樹

千屋孝樹は、熊太郎と稱す。安藝郡和食村の人なり。萬延元年、大坂にゆき、緒方郁藏の塾に入りて醫術を學び、文久二年、歸郷して開業せり。平生千屋金策、松山深藏等と交はり、尊攘の論盛なるに及び、武市半平太のもとに詣り、諸有志と共に時事に盡力せる中、又清岡道之助の論に同意し、元治元年七月、ともに野根山岩佐に籠り、九月五日、奈半利河原に於て刎首せられぬ。時に年二十七。辭世のうたといふに、

ますら男の身は朽ぬともまこゝろは留めて國の末を護らん

安岡忠房

安岡忠房は、安藝郡高上村の莊屋職にして、通稱を鏡馬といふ。父忠卿も土佐郡井の口村の莊屋を勤め居りしが、忠房幼きより文武の藝を好み、田野郡衙の學校に入りて、専ら修行せしかば、幾程もなぐ人に優れて上達せり。郡衙にて其才の敏慧なるを愛し、徴して文學相手役となし、更に擢で、高上村の莊屋を授けぬ。清岡道之助等數十人、野根山に屯集して一舉を企てし際、忠房も其群に入りて立働さしに、九月五日、衆と同じく奈半利の川原に於て斬られしとなん。年僅に十九。親戚の人々藩廳に請ひて、其遺骸を田野村の福田寺に葬りしといふ。

田中維清

田中維清は、幼名を馬之助と呼ぶ。後健高、又甲一郎と改め、最後に收吉と稱せしとなん。これも安藝郡吉良川村の莊屋職にして、父を又次といひ、母は高原氏なり。幼年の時より學を好み、岩崎維慊に就き經史を學び、後江戸にゆきて、鹽谷宥陰に従學し、其學次第に上達す。既にして國に歸り、父の後を受けて莊屋職となりしが、元治元年の七月、清岡道之助等に加擔し、人々と同じく奈半利の川原に於て刑せらる。時に年二十二。維清が刑場に臨むや、いと從容たるさまにて、やがて聲高らかに歎願不聞吾事終、と口吟せしに、其聲未だ絶えざるうち、頭前に落ちたりとぞ。維清詩文を好みしも其稿多くは散逸して索むべからずといふ。

寺尾良利

寺尾良利は、通稱を權平といふ。安藝郡安藝浦の郷士善之進が長男なり。幼年の折、嶋村某に就きて經史を學び、後高知に出て、谷臺八の門に入り、専ら劍術を練磨す。元治元年、清岡兄弟等と志を合せて、其學をともにせしが、はては藩吏に欺かれ、奈半利の川岸にて首はねられてうせぬ。年は廿四と聞ゆ。阿波の牟岐浦といふ處に、とどまりけるときよめる歌に、

身のはてはいかになるとのしほならてさわく心そ阿波れとは見よ

横山正利

横山正利は、安藝郡下山村の住人儀左衛門の子なり。幼名安之助、後英吉と改む。幼きより同村の正木宅次郎に就きて教を受け、年長ずるに及び。田野郡衙の學校に入り、専ら經史を研究し、また劍術を樋口某に、砲術を田所惣次に學びしが、殊に砲術には優れたりとぞ。或時執政五藤主計、郡中の若者を安藝の東濱に集めて其技を試む。正利強藥を裝し、火箭を連發せしに、姿勢少しも亂れざりしかば、大に人々に嘆稱せられぬ。安政の末方、藩に召されて輕卒となる。其後清岡道之助等と、野根山に集りて、藩に抗訴せしに、遂に捕へられて、奈半利の川岸に刑せられぬ。時に年二十四。其時從容として、もろびとのをしむ命はと打吟じ、未だ次句を吐かざるに、首は體をはなれたりとぞ。親戚其亡骸を申請けて、田野村の福田寺に葬りしといふ。

岡松正直

岡松正直は、惠之助と稱す。安藝郡大井村の住人にして、父を平五郎といふ。正直その次男なり。壯年の頃より志を文武の學に委ね、讀書を高松某に、砲術を高橋某に、劍術を美濃部團四郎に學びしが、

孰れも人にすぐれて上達せり。安政中、藩にあげ用ひられて輕卒となりぬ。清岡兄弟等、野根山に據りて事を挙げし際、正直も之にくみし、遂に大勢の人々と同じく、奈半利の川岸に斬られたり。年三十。

小川好雄

小川好雄は、安藝郡嶋村の莊屋職重次郎が次男なり。幼字を官次と呼ぶ。幼にして田野郡衙の學校に入り、文學を修め、又中村某に就きて砲術を研究せしに、岡松正直等と同じく、藩に用ひられて輕卒となる。元治元年の七月、清岡道之助等と舉動を共にせしため、奈半利の川岸に首刎ねられて失せぬ。年は二十一なりしとなん。

檜垣正休

檜垣正休は、繁太郎と稱す。父を俊藏といふ。安藝郡羽根村の莊屋にして、母は鍋嶋氏なり。元治元年七月、清岡兄弟等と一舉を企てしが、遂に捕へられて、同じく斬罪にあへり。年僅に十六。今度の同勢中、正休と木下舜正とは、最も年少にして、はからずも無慙の最後を遂げたるはあはれなり。

川島友利

川嶋友利は、總次と稱す。安藝郡岩佐に住し、藩に仕へ關門の番士を勤め居りしが、活潑の性なりしより、清岡兄弟等の舉に與し、遂に奈半利の川岸に斬殺せらる。年は四十なりしとなん。

柏原信卿

柏原信卿。通稱を省三といふ。初め留吉、又玄碩と呼びしとなん。安藝郡安田村の住人太喜次が長男なり。幼年より醫業を好み、高松濤亭、和田廣潤に就きて其術を學びしが、後大坂に至り緒方郁藏の塾に入りて、一入醫學に勉強せしため、學問も稍上達す。乃ち國元に歸り、田野郡衙の備醫員に擧げられしも、信卿之に安んぜず。遂に其職を辭し、更に長崎に遊び、二宮恕山、又和蘭人某氏につきて一層治術を研究す。此時世の中いと騒がしく、尊攘の説紛々朝野に充つ。やがて將軍上洛の事ありて、勅旨を奉行する旨を聞き、一首の歌をよみて、其志を叙す。

隅田川濁れる人の心をはかもの川瀬に今か洗はむ

程なく歸郷して醫業開きけるが、清岡道之助等が一舉を聞き、馳せて其群に投じ、遂に奈半利の川岸にて刑戮せらる。時に年三十。信卿詩にも拙からず。京都にて詠ぜし元旦の詩に、